総務委員会資料

２ 所管事務の調査（報告）

（２）　かわさき強靭化計画の令和６年度評価結果について

資料１　　かわさき強靭化計画の取組の推進

資料２　　かわさき強靭化計画　令和６年度評価結果について

資料３－１　かわさき強靭化計画　令和６年度進捗結果一覧【重点事業】

資料３－２　かわさき強靭化計画　令和６年度進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

資料４　　かわさき強靭化計画　業績指標一覧

資料５　　計画期間の進捗状況を踏まえた今後の方向性や課題等について

参考資料１　令和６年１１月総務委員会資料（抜粋）

参考資料２　令和６年度事務事業評価シート（抜粋）

令和７年８月２８日

危 機 管 理 本 部

かわさき強靱化計画の取組の推進

資料1

1　計画の概要

〇かわさき強靱化計画（以下「本計画」という。）は、国土強靱化基本法第１３条に基づき、都道府県及び市町村が策定する地域計画で、大規模自然災害が発生した時でも、人命の保護が最大限に図られるよう国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

〇本計画は、旧計画である川崎市地震防災戦略及び川崎市国土強靱化地域計画を整理統合した計画として、令和３年３月に策定し、川崎市総合計画と整合を図りながら取組を推進することとしており、今回は、令和６年度の進捗管理となります。

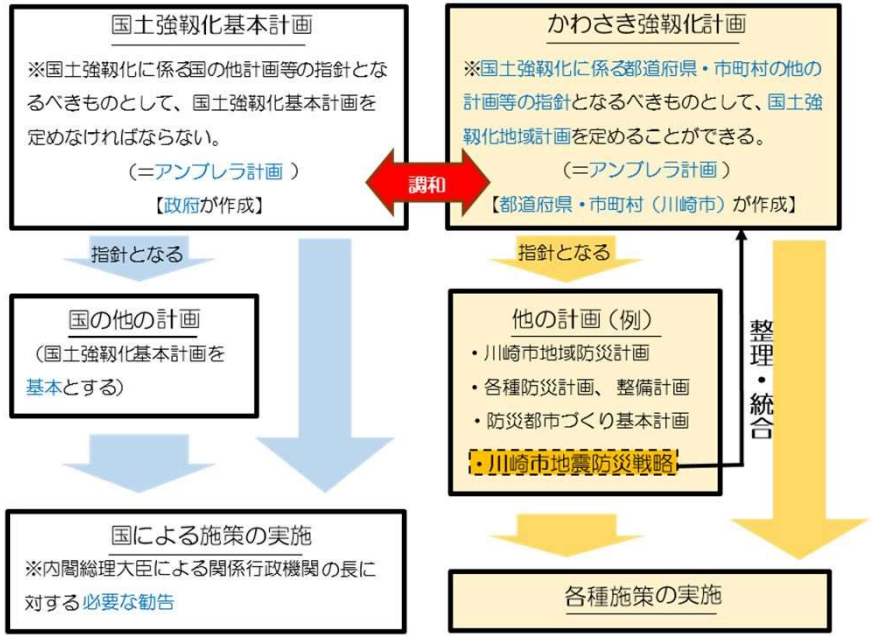

2　計画の推進体制

〇国土強靱化地域計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に設置された川崎市国土強靱化地域計画推進会議において、事業の進捗状況や指標の達成状況について、毎年度把握し、評価を行うものとします。

〇さらに、専門的見地からの意見を反映させるため、適宜、学識者からなる川崎市防災対策検討委員会において意見聴取を行い、計画の改善・充実につなげていきます。

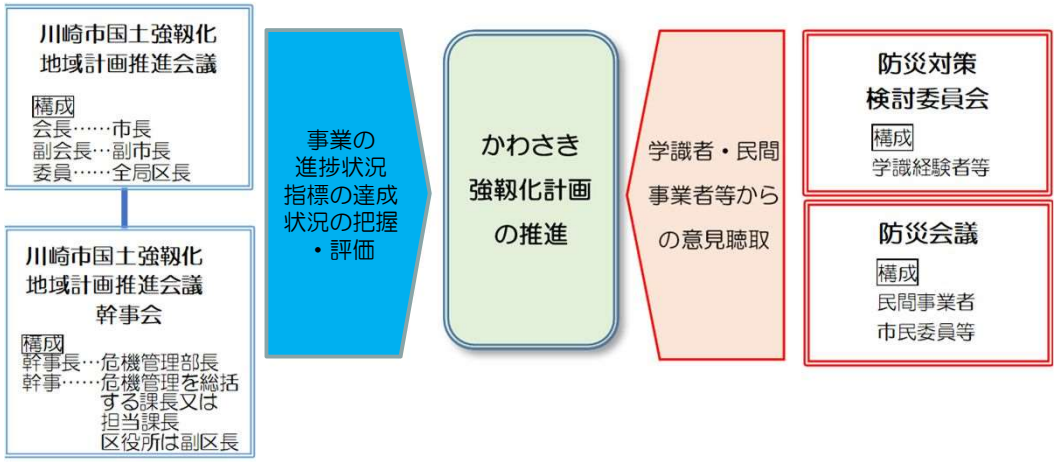

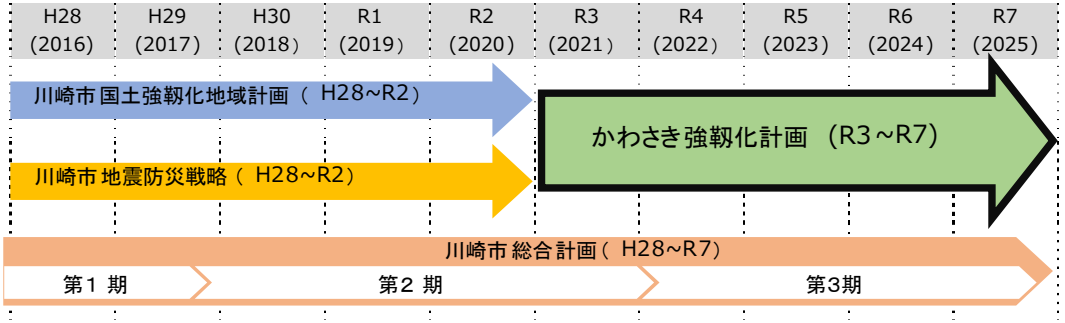

かわさき強靱化計画　令和6年度評価結果について

資料2

1　評価の実施方法（各年度の進捗管理）

強靱化に向けて各局区が取り組む「強靱化事業（「重点事業」と「重点事業以外の事業」で構成）」について、川崎市総合計画との整合を図りながら、毎年度、評価を実施し、進捗管理を行う。
なお、強靱化事業の内容や業績指標は、計画期間内において適宜見直しを行うこととする。

（１）重点事業

年度当初に当該年度に実施する具体的な取組を計画し、その翌年度に評価を実施し、計画の改善・見直しを図りながら実施する。

〔主な選定の基準〕
〇地震による火災の死者の削減や耐震化の向上に資する事業など、計画策定の基本方針等に関する事業
〇国土強靱化に係る国の補助金に関する事業

（２）重点事業以外の事業

川崎市総合計画 実施計画の関連する事務事業評価シートを活用することで、原則として所管課での毎年度の評価入力を省略し、効率的・効果的な進捗管理及び評価を実施する。

（３）評価方法の一部見直しについて【令和４年度の評価から実施】

令和３年度の評価結果について、防災対策検討委員会（防災会議の部会として学識者により構成）から次の意見をいただいた。

① 外的要因が原因となって目標を下回った事業（評価４）について、代替の手段等の取組を行った場合に積極的に評価する手法が必要

② 目標の達成度のみを評価の基準とすると、設定する目標値が低くなっていく。どれだけ難しい目標に取り組み、進捗したのかを正しく評価することが重要

これらを踏まえ、目標未達成の事業について、「目標自体の困難性」、「後発的な事情による目標達成の困難性」、「代替的な取組」や「目標達成への取組」について調査・確認し、各事業の前年度の取組実績等をとりまとめた「進捗結果一覧」に該当する取組を追記することで評価を補うこととしている。

さらに、「代替的な取組」については、目標達成と同程度の効果が認められる場合は、評価への加点（３：「ほぼ目標どおり」で評価する等）を行うこととしている。
これらにより、できるだけ目標の困難性を踏まえた評価の実施を目指す。

また、代替的な取組や目標達成への取組ができなかったことについて合理的な理由がある場合にも、この見直しとのバランスから、その理由を追記する。

かわさき強靭化計画　令和6年度評価結果について

目標未達成の事業に関する具体的な評価フロー

このフロー図は、今後のかわさき強靭化計画の評価の実施状況により、変更する可能性がある

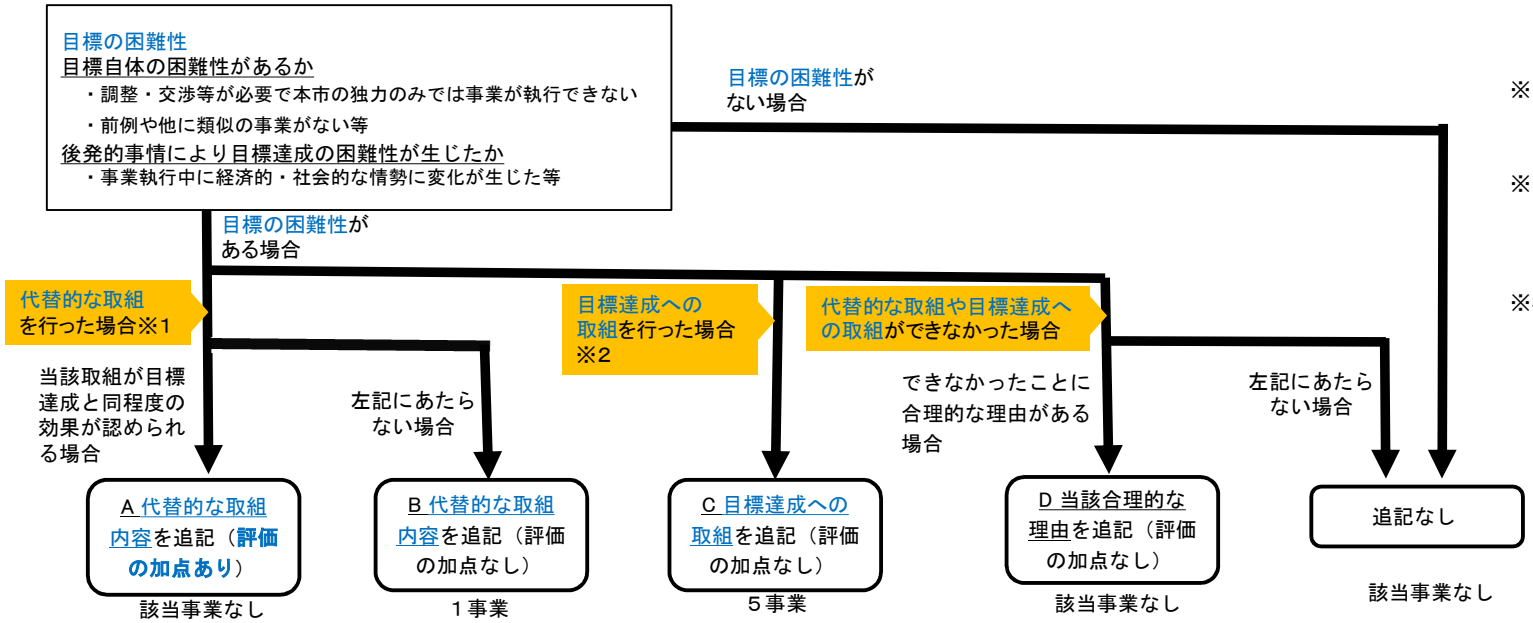

※1　「代替的な取組」とは、目標の取組に代えて行われる取組で、例えば、目標である研修会の実施に代えて動画を作成して配信するなど。

※2　「目標達成への取組」とは、目標の達成を目指す中で行われる取組で、例えば、目標である工事の完成に向けて手順を変更するなど。なお、この場合には、目標未達成の事実は変わらないため、評価への加点は行わない。

※3　一の強靭化事業が複数の取組で構成される場合は、目標未達成の取組ごとに上記フローに基づき評価を行い、各取組ごとの評価を総合的に勘案し、当該強靭化事業の評価区分を決定する。

2　令和6年度の評価結果（概要）

（１）全体の評価結果について

評価区分		事業数 重点事業(a)	事業数 重点以外の事業(b)	事業数 合計(a+b)	構成比
1	目標を大きく上回って達成	0	0	0	0%
2	目標を上回って達成	0	0	0	0%
3	ほぼ目標どおり	50 (0)	96 (0)	146 (0)	96.0%
4	目標を下回った	4 (0)	2 (0)	6 (0)	4.0%
5	目標を大きく下回った	0	0	0	0%
合計		54	98	152	100%

※1　評価区分は、総合計画における事務事業評価と同一の基準を使用

※2　（ ）内は、上記「評価フロー」において「A」に対応（事業数の内、代替的な取組の実施により評価を加点した事業数を示す）

かわさき強靱化計画　令和6年度評価結果について

（２）評価４（目標を下回った）となった事業　　計６事業

ア　重点事業（４事業）

No.	事業名	評価理由等
2	民間の特定建築物の耐震化	【評価理由】 耐震診断や耐震改修等の助成について、所有者の相続や入居するテナントとの調整の難航により次年度に助成を申請することとなったケースが生じたことなどから、取組実績が目標（耐震診断１件、耐震改修等４件）を下回ったため。 【C 目標達成への取組】 所有者に対し、相談対応を行う建築士の派遣（専門家派遣制度）や市職員による電話や訪問を行うなど、きめ細かく対応し、個別の事情に応じた働きかけを行いました。
9	老朽化擁壁等の倒壊防止（助成等）	【評価理由】 擁壁等の改修工事に対する助成について、取組実績が目標（６件）を下回ったため。 【C 目標達成への取組】 助成金の活用に向けた個別相談（約20件）に対応したほか、市政だより５月号への掲載、多摩区総合防災訓練、備えるフェスタ（麻生区）、宮前区防災フェア、地域の防災訓練（高津地区）、区自主防災組織連絡協議会（北部４区）などでの啓発活動、要望があった自治会にお知らせを配布する周知の拡充、地盤品質判定士による無料相談会を４回開催する等、助成金活用に向けた取組を行いました。
18	関係機関等と連携した訓練の実施	【評価理由】 台風第10号の影響により、麻生区で予定していた市総合防災訓練を中止とし、目標を達成できなかったため。 【B 代替的な取組】 市総合防災訓練で重点項目としていたトイレ対策等について、自主防災組織等と連携しながら、同訓練のプレ訓練、区総合防災訓練及び各避難所での訓練・啓発等を行いました。
42	緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化	【評価理由】 耐震診断や耐震改修等の助成について、所有者の相続や入居するテナントとの調整の難航により次年度に助成を申請することとなったケースが生じたことなどから、取組実績が目標（耐震診断１件、耐震改修等４件）を下回ったため。 【C 目標達成への取組】 所有者に対し、相談対応を行う建築士の派遣（専門家派遣制度）や市職員による電話や訪問を行うなど、きめ細かく対応し、個別の事情に応じた働きかけを行いました。

かわさき強靱化計画　令和6年度評価結果について

イ　重点事業以外の事業（２事業）

No.	事業名	評価理由等
12	消防団員の確保・充実	【評価理由】 消防団員の充足率について、取組実績79.6%が目標90.2%を下回ったため。 【C 目標達成への取組】 募集動画の作成、SNSの活用、新聞への折り込みチラシの配布、機能別団員募集説明会の開催、各種イベントでのPR活動、大学学園祭における消防団員募集広報の実施、アンケート調査などに基づく入退団要因の分析など、消防団員確保に向けた取組を行いました。
71	生産緑地の指定の推進	【評価理由】 生産緑地地区の新規指定について、取組実績4,330㎡が目標12,000㎡を下回ったため。 【C 目標達成への取組】 JAセレサ川崎と連携し、生産緑地未指定農地所有者の把握と生産緑地指定に関するチラシの配布や掲示、電話・窓口相談の機会を通じ制度説明を行うなど、新規指定に向けた取組を行いました。

資料３－１

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	令和6年度　計画内容	評価	令和6年度　取組実績等	今後の方向性や課題等	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
1	1101	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	・大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震診断士の派遣や、耐震化に係る普及・啓発を行います。	・令和2年度末に改定した「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和7年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率を98%とします。	・木造住宅の耐震化の促進のため、防災イベント等を活用した周知活動を5回、診断士派遣を250件、耐震改修助成を50件実施します。 ・マンションの耐震化の促進のため、マンション組合等への周知活動を2回、予備調査5件、耐震診断1件、耐震改修1件の助成を実施します。	3	・木造住宅の耐震化の促進のため、防災イベント等を活用した周知活動を8回、診断士派遣を477件、耐震改修助成を45件実施しました。 ・マンションの耐震化の促進のため、マンション組合等への周知活動を7回、予備調査6件、耐震診断3件、耐震改修1件の助成を実施しました。（まちづくり局）	・「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和7年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率98%を目指します。また、耐震化を取り巻く状況を整理した上で、令和7年度末に耐震改修促進計画を改定し、住宅の耐震化のさらなる促進に向け取り組んでいきます。	木造建築物耐震対策事業 民間マンション耐震対策事業	10103020 10103030	まちづくり局
2	1102	民間の特定建築物の耐震化	・大地震等の発生による民間の特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物のうち、一定規模以上の建築物）等の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、耐震診断や設計・改修工事等にかかった費用の一部を助成し、耐震化を促進します。	・令和2年度末に改定した「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和7年度までに特定建築物の耐震化率を97%とします。	・特定建築物等の耐震化の促進のため、防災イベント等を活用した周知活動を5回、耐震診断1件、耐震設計2件、耐震改修等4件の助成を実施します。	4	・特定建築物等の耐震化の促進のため、防災イベント等を活用した周知活動を5回、耐震診断0件、耐震設計2件、耐震改修等1件の助成を実施しました。 【評価理由】 所有者の相続や入居するテナントとの調整の難航により次年度に助成を申請することとなったケースが生じたことなどから、取組実績が目標（耐震診断1件、耐震改修等4件の助成）を下回ったため。 【C 目標達成への取組】 所有者に対し、相談対応を行う建築士の派遣（専門家派遣制度）や市職員による電話や訪問を行うなど、きめ細かく対応し、個別の事情に応じた働きかけを行いました。	・「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和7年度までに特定建築物の耐震化率97%を目指します。また、耐震化を取り巻く状況を整理した上で、令和7年度末に耐震改修促進計画を改定し、特定建築物の耐震化のさらなる促進に向け取り組んでいきます。	特定建築物耐震対策事業	10103010	まちづくり局
3	1103	資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	・本市における公共施設の一層の安全性の確保に向け、過去の１次診断により2次診断不要と判断された施設について、工学的知見に基づく見解を得て選定した施設について耐震診断（2次診断）を実施し、資産マネジメントの視点に基づき耐震方針を策定し、公共施設の更なる耐震化への取組を進めます。 ・防災機能強化については、公共施設に必要とされる浸水・地震対策を行い、機能及び業務継続に必要となる取組を進めます。	・１次診断により2次診断不要と判断された施設（対象49施設）のうち、工学的知見に基づく見解を得て選定した14施設について耐震診断（２次診断）を実施し、資産マネジメントの視点を踏まえて耐震方針を策定し、公共施設の更なる耐震化への取組を進めます。 ・防災機能強化については、公共施設に必要とされる浸水・地震対策を行い、機能及び業務継続に必要となる取組を進めます。	・耐震対策については、2施設の耐震補強設計を完了し、8施設の耐震補強工事に着手、１施設の耐震基本計画を策定予定、3施設については、施設移転に向けた取組を継続します。 ・防災機能強化については、4施設の実施設計を行うとともに、１施設の防災対策工事に着手する予定です。	3	・耐震対策については、大師老人いこいの家など2施設の耐震補強設計が完了し、橘出張所など8施設の耐震補強工事に着手しました。また、市民プラザの耐震基本計画を策定し、菅生保育園など3施設については、施設移転に向けた取組を行いました。 ・防災機能強化については、4施設の実施設計を行いました。（令和7年度完了予定）また、１施設の防災対策工事に着手しました。	・耐震対策については、令和7年度で耐震対策工事が完了する予定です。 ・防災機能強化については、引き続き、対象施設の機能及び業務継続に必要となる対策の取組を進めます。	資産マネジメント推進事業	81104085	まちづくり局 関係局区
4	1104	特定天井対策の推進	・平成26年4月に改正建築基準法施行令が施行され、特定天井の基準が新設されたことにより、既存不適格となった本市の一部の既存施設の特定天井を改修し、天井脱落による被害の軽減を図ります。	・対象となる25施設（30室）について、令和7年度までに全ての対象施設の事業着手を目指します。	・特定天井対策については、3施設（幸市民館図書館、高津市民館、多摩市民館）の設計に着手します。	3	・特定天井対策については、3施設（幸市民館図書館、高津市民館、多摩市民館）の設計に着手しました。	・対象となる25施設（30室）について、令和7年度で事業着手が完了する予定です。	資産マネジメント推進事業	81104085	まちづくり局 関係局区
5	1105	緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持	・災害時に重要となる緊急輸送道路や緊急交通道路の機能不全を軽減させるため、路線上にある道路施設について計画的な点検や補修を行います。	・川崎市道路維持修繕計画に基づき道路施設を計画的かつ効率的に維持管理を実施します。 ⇒令和5年度末に実施している点検結果を基に計画改定を行います。	・川崎市道路維持修繕計画に基づき、道路擁壁点検を実施します。（130箇所））	3	・川崎市道路維持修繕計画に基づき、道路擁壁点検を実施しました。（132箇所）	・より効率的で効果的な管理手法や維持管理費用の低減、平準化を推進しながら、引き続き計画に基づく取組を実施します。	計画的な道路施設補修事業	10204010	建設緑政局
6	1106	緊急輸送道路等における道路法面等の対策	・点検や斜面解析結果等に基づく危険個所等における対策や、道路改良事業と併せた対策を実施します。	・対策の実施により、土砂災害等による緊急輸送道等の機能不全を防ぎます。	・川崎市道路維持修繕計画に基づき、道路擁壁点検を実施します。（130箇所））	3	・川崎市道路維持修繕計画に基づき、道路擁壁点検を実施しました。（132箇所）	・より効率的で効果的な管理手法や維持管理費用の低減、平準化を推進しながら、引き続き計画に基づく取組を実施します。	計画的な道路施設補修事業 道路改良事業	10204010 40702030	建設緑政局
7	1107	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	・緊急輸送道路等の道路新設や拡幅整備に併せて無電柱化施設の整備を進めます。	・緊急輸送道路等の道路新設や拡幅整備に併せて無電柱化施設の整備を進め、令和7年度までに無電柱化整備延長47km（※道路延長ベース）を目指します。	道路の新設や拡幅整備に併せて、道路延長0.9kmの無電柱化施設を整備します。	3	道路の新設や拡幅整備に併せて、道路延長0.95kmの無電柱化施設を整備しました。	・国や他自治体の無電柱化に関する多様な整備手法の活用やコスト縮減策などの動向に注視しながら、本市の無電柱化の推進に取り組みます。	道路計画調査事業 道路改良事業	40702020 40702030	建設緑政局
8	1108	橋りょうの耐震化	・平成7年度から跨線橋・跨道橋、比較的規模の大きい橋りょうなど主要な橋りょうのうち、古い設計基準で建設された橋りょうを対象に耐震化を進めてきましたが、安全性をさらに向上させるため、新しい年代に建設された橋りょうを含め、耐震性能が不足する主要な橋りょう、及び比較的規模の小さい橋りょうの内、防災上の観点から重要性の高い橋りょうについても耐震化を進め、公共構造物の安全性・信頼性をさらに向上させていきます。	・「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、順次耐震対策を実施します。 （目標とする橋りょうの耐震化率：79%）	・「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、18橋の耐震対策を実施します。	3	・「川崎市橋梁耐震化計画」に基づく取組の推進については、計画的に耐震対策を実施しました。（20橋） ・主要な橋りょうの耐震対策については、塩浜陸橋及び登戸陸橋の耐震対策を進めました。 ・一般の橋りょうの耐震対策については、神木本町2号橋等20橋の耐震対策を実施しました。	・事業の推進に当たり、橋りょう長寿命化修繕工事と耐震補強工事を一体的に行い、実施スケジュールの整合を図るなど、対策コストの縮減に努めており、引き続き計画に基づく取組を実施します。	耐震対策等橋りょう整備事業	10103070	建設緑政局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	令和6年度　計画内容	評価	令和6年度　取組実績等	今後の方向性や課題等	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
9	1109	老朽化擁壁等の倒壊防止（助成等）	・大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁等の改修工事費用の一部を助成します。	・毎年度5件の擁壁等の改修工事に対する助成を行い、擁壁の改修工事等を促進します。	・6件の擁壁等の改修工事に対する助成を行います。	4	・令和6年度は5件の擁壁等の改修工事に対する助成を行いました。 【評価理由】 ・擁壁等の改修工事に対する助成について、取組実績が目標（6件）を下回ったため。 【C 目標達成への取組】 ・助成金の活用に向けた個別相談（約20件）に対応したほか、市政だより5月号への掲載、多摩区総合防災訓練、備えるフェスタ（麻生区）、宮前区防災フェア、地域の防災訓練（高津地区）、区自主防災組織連絡協議会（北部4区）などでの啓発活動、要望があった自治会にお知らせを配布する周知の拡充、地盤品質判定士による無料相談会を4回開催する等、助成金活用に向けた取組を行いました。	・大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止するため、引き続き、防災対策の啓発や制度の周知活動を継続し、適切な防災工事の実施につなげていくことが必要です。	宅地防災対策事業	10103050	まちづくり局
10	1110	危険なブロック塀等の改善促進（指導・助成等）	・危険なブロック塀等の調査や改善指導、ブロック塀等撤去促進助成金の周知等により、危険なブロック塀等の撤去改善を推進します。	・ブロック塀等撤去促進助成金や、安全点検のためのリーフレット配布により危険なブロック塀等の撤去改善を推進します。 ・小学校の通学路沿いの危険なブロック塀等調査を推進します。 ・既存の危険なブロック塀等の指導や通知による撤去改善を推進します。	・ブロック塀等撤去促進助成金や、安全点検のためのリーフレット配布による危険なブロック塀等の撤去改善を推進します。 ・小学校の通学路沿いの危険なブロック塀等調査を推進します。 ・過去の調査等による既存の危険なブロック塀等の改善指導を実施します。	3	・ブロック塀等撤去促進助成金により、倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去につなげました（助成件数20件）。また、安全点検のためのリーフレット配布や、タウンニュースへの助成金制度の案内の掲載などの啓発活動を行いました。 ・小学校の通学路沿いの危険なブロック塀等の調査を実施し、安全性が確認できない塀の所有者に対して、ブロック塀等の安全性の大切さについて啓発しました（調査校数10校）。 ・過去の調査や市民からの情報提供等に基づき、既存の危険なブロック塀等への指導を実施しました。	・所有者の高齢化や空家化等により、所有者等による改善が見込めず、危険な状態のままとなっているブロック塀等が、市内に一定程度存在しています。 このような状況の中、市内の危険なブロック塀等の撤去を促進するため、「ブロック塀等撤去促進助成金制度」の活用を促すなどにより、危険なブロック塀の所有者等へ意識啓発を図ることが必要です。	建築・宅地に関する指導・審査事業	40601130	まちづくり局
11	1118	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・市民の防災意識等の向上に向けて、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等を行います。 ・各年度の災害による被害を災害概要としてまとめ、公表します。 （危機管理本部） ・市民の防災意識等の向上を図るため、引き続き土砂災害警戒区域の住民等に対し、土砂災害の危険性の周知を進めていきます。 （まちづくり局） ・出前講座等の機会を捉え、洪水ハザードマップ等を活用した防災意識の普及啓発を行います。 （建設緑政局） ・防災意識の向上や家庭内備蓄の推進を図るため、ぼうさい出前講座の開催、市政だより区版での広報、各種研修・訓練等を実施します。 ・各種テーマに沿った防災講座等を開催します。 （各区） ・市民の防災意識の向上を図るため、内水ハザードマップや浸水実績図の周知や水位周知下水道における水位情報の周知について、取り組みます。（上下水道局）	・啓発冊子の配布、「こども防災塾」や「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座の開催等を行います。 ・毎年度の災害による被害をとりまとめ、公表します。 （危機管理本部） ・毎年度、防災フェア等で土砂災害ハザードマップ啓発活動を実施します。 （まちづくり局） ・出前講座や区の防災フェア等の機会を捉え、洪水ハザードマップ等を活用した防災意識の普及啓発を行います。 （建設緑政局） ・毎年度、防災意識普及啓発にかかる事業を継続的に実施し、区民の防災意識の維持・向上を図ります。 （各区） ・区の防災フェア等の機会を捉え、内水ハザードマップや浸水実績図の周知や水位周知下水道における水位情報の周知について、取り組みます。（上下水道局）	・デジタルコンテンツの作成、啓発冊子の配布、「こども防災塾」や「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座の開催等を行います。 ・令和5年度の災害による被害を災害概要として公表します。（危機管理本部） ・防災フェア等で土砂災害ハザードマップを活用し、啓発活動を実施します。（2回開催予定）（まちづくり局） ・防災フェア等で、洪水ハザードマップの普及・啓発を行います。（建設緑政局） ・防災出前講座の開催、市政だより区版での広報、各種研修・訓練等を実施し、防災啓発や防災意識の向上を図ります。（各区） 【各区の取組例】 ・各種イベント等を通じた防災啓発冊子の配布（川崎区） ・防災講演会の開催（幸区） ・中原備える防災マップの改定・作製（中原区） ・マイ減災マップ作成ワークショップの実施（高津区） ・防災フェアの開催や、防災推進員養成研修及びフォロー研修の実施（宮前区） ・防災フェアや防災CAMP等の開催（多摩区） ・区民防災塾の開催（麻生区） ・区の防災フェア等の機会を捉え、内水ハザードマップや浸水実績図の周知や水位周知下水道における水位情報の周知について、取り組みます。（上下水道局）	3	・デジタルコンテンツの作成、啓発冊子の配布、「こども防災塾」や「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座の開催等を行いました。 ・令和5年度の災害による被害を災害概要として公表しました。（危機管理本部） ・防災フェア等で土砂災害ハザードマップを活用し、啓発活動を5回実施しました。（まちづくり局） ・防災フェア等で、洪水ハザードマップを活用し、防災意識の普及・啓発を行いました。（建設緑政局） ・ぼうさい出前講座の開催、市政だより区版での広報、各種研修・訓練等を実施し、防災啓発や防災意識の向上を図りました。（各区） 【各区の取組例】 ・各種イベント等を通じた防災啓発冊子等の配布（川崎区） ・防災講演会の開催（幸区） ・中原備える防災マップの作成（中原区） ・災害への備えを伝えるWEB連載（「備える。たかつ」）の実施（高津区） ・防災フェアの開催や、防災推進員養成研修及びフォロー研修の実施（宮前区） ・防災フェアや防災CAMPの開催（多摩区） ・区民防災塾の開催（麻生区） ・区の防災フェア等の機会を活用し、内水ハザードマップや浸水実績図及び水位周知下水道における水位情報の周知について取り組みました。（上下水道局）	・若年層を中心に、幅広い対象者への効果的な防災情報の周知に向け、さらなるペーパレス化の取組やデジタルコンテンツの効果的な展開を検討します。（危機管理本部） ・市中部から北部地域を中心に700を超える土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害のおそれのある区域の危険性の周知等を図るため、防災フェア等で土砂災害ハザードマップを活用し、啓発活動を継続します。（まちづくり局） ・関係局と連携しながら、ぼうさい出前講座の開催、市政だより区版での広報、各種研修・訓練等を実施し、地域住民の防災行動につながるよう、引き続き、防災啓発や防災意識の向上を図ります。（各区） ・風水害が激甚化する中、市民の防災意識の向上を図るため、引き続き、内水ハザードマップや浸水実績図及び水位周知下水道における水位情報の周知について取り組むとともに、効果的な防災意識の向上につながる取組を検討していく必要があります。（上下水道局） ・防災フェア等の機会をとらえ、洪水ハザードマップを活用し、防災意識の普及・啓発活動を継続します。（建設緑政局）	地域防災推進事業 水防業務 防災都市づくり基本計画推進事業	10101020 10101130 10102010	危機管理本部 まちづくり局 建設緑政局 上下水道局 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	令和6年度　計画内容	評価	令和6年度　取組実績等	今後の方向性や課題等	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
12	1119	地域における主体的な防災まちづくりの支援	・火災延焼リスクの高い地区にて、自助・共助を中心とした地域特性に応じた防災まちづくりを推進します。 （まちづくり局） ・災害対策基本法に基づき、地域が主体的に策定する地区防災計画の作成を支援します。 （危機管理本部） ・地域防災に係る情報共有や相談対応、地区防災計画作成支援等を通じ、町会等と連携し、地域での防災まちづくり活動を支援します。 （各区）	・毎年新たな3地区を選定して、3年間の防災まちづくり支援を実施します。（まちづくり局） ・地区防災計画について地域から市防災会議への提案があった場合は適正に対応する等、地域の防災活動に必要な防災計画の作成を支援します。また、地域住民が地区防災計画を作成する際に参考となるようなガイドライン等の作成に向けた検討を行います。 （危機管理本部） ・毎年度、自主防災組織連絡協議会等を開催し、地域防災の課題の整理、活動の方針を協議します。 ・各助成制度の活用や防災訓練等の相談対応など、地域での防災まちづくり活動を支援します。 （各区） ・地区防災計画作成に向けた支援を毎年度1団体以上行います。 （幸区のみ）	・令和4年度開始3町内会での防災まちづくりを実施します。 ・令和5年度開始3町内会での防災まちづくりを実施します。 ・新たに取組を開始する3町内会での防災まちづくりを実施します。 ・未実施の対象町会に対しヒアリングを実施し、次年度取組町内会の抽出を行います。 ・支援を実施した町内会の継続的なフォローアップ支援を行います。 （まちづくり局） ・各区と連携し、地区防災計画作成に係る地域の状況把握に努めるとともに、計画提案があった地区防災計画については事前審査及び防災会議での審査を実施し、市地域防災計画に定める必要があるかを検討します。（危機管理本部） ・自主防災組織連絡協議会等を開催し、地域防災の課題の整理、活動の方針を協議します。 ・各助成制度の活用や防災訓練等の相談対応、地域団体等への出前講座の実施などにより、地域での防災まちづくり活動を支援します。（各区） ・会議等を通じて、自主防災組織に向けて地区防災計画作成支援について啓発を行います。（幸区）	3	・令和4年度開始地区内の3町内会で取組を継続実施し、マイ避難ルート・マイタイムライン作成、防災グッズの共同購入、町会独自の防災訓練など、自助・共助による地域防災力の向上に向けて、地域主体の防災活動を支援しました。 ・令和5年度開始地区の3町内会で取組を継続実施し、防災倉庫棚卸、令和元年台風振り返り会議、マイ避難ルート・マイタイムライン作成、防災グッズの共同購入、町会独自の防災訓練など、自助・共助による地域防災力の向上に向けて、地域主体の防災活動を支援しました。 ・令和6年度開始地区の3町内会については、防災アンケート、防災まち歩き、防災意見交換会などを実施し、今後の活動に向けて防災意識の醸成や地域課題の把握を進めました。 ・次年度から防災まちづくりに取り組む地区について、町内会等との調整により、新たに3町内会を決定しました。 ・令和5年度末時点における支援完了町会（22町会）について、それぞれの地域で実施される防災活動の定期的な状況確認や他の町内会で実施した取組事例の紹介などにより、防災活動の継続に向けたフォロー支援を行いました。また、町内会連合会や自主防災組織等の地域住民が集まる場や、個別の町内会への直接訪問により取組の周知を行ったとともに、事業の横展開に向けては、関連部署や地域団体等への取組の説明、地域主体の防災活動のきっかけ作りの場として「防災まちづくりカフェ・交流会」を開催し、対象地区内外の地域の防災力向上に寄与しました。さらに、関連するハード事業との連携として、支援町内会内において、耐震化促進や狭あい道路の拡幅、ブロック塀の除却等の周知・啓発を実施しました。（まちづくり局） ・各区と連携し、地区防災計画作成に係る地域の状況把握に努めました。また、幸区・東小倉地区防災計画の計画提案を受け、事前審査及び防災会議での審議の上、本市初の地区防災計画として地域防災計画に位置付けました。（危機管理本部、幸区） ・地区防災計画策定に取り組んだ会長の防災会議での講演や地域防災計画地区防災計画編の作成等により取組状況を市民に周知しました。（危機管理本部） ・自主防災組織連絡協議会等を開催し、地域防災の課題の整理、活動の方針を協議しました。 ・各助成制度の活用や防災訓練等の相談対応、地域団体等への出前講座の実施などにより、地域での防災まちづくり活動を支援しました。（各区） ・会議等を通じて、自主防災組織に向けて地区防災計画作成支援について啓発を行いました。（幸区）	・地震火災延焼対策については、平成28年3月に策定した「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針」に基づき、不燃化重点対策地区の選定と取組方針」に基づき、不燃化重点対策地区におけるハード面からの取組として、「川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例」による建築物の不燃化の義務化と補助制度、ソフト面からの取組として、「地域住民との協働による防災まちづくり」を推進してきました。「取組方針」策定から10年程度が経過しており、その間関連計画の策定・改定や様々な災害が発生し、策定時と状況が変化しています。 また、「かわさき強靭化計画」と調和する「国土強靭化基本計画」では、「地域における防災力の一層の強化」が新たに定められ、地域コミュニティの強化（地域力の強化）により、地域防災力の向上を図ることを基本的な方針の一つとしています。 これらのことから、地震火災延焼対策については、「取組方針」に基づいた密集市街地の改善に向けたこれまでの取組や課題等を整理し、令和7年度に策定する「防災まちづくり推進計画」に基づき、地域の課題解決に向けより一層取組の推進を図っていきます。（まちづくり局） ・人口減少や地域でのつながりの希薄化などから、災害時の共助による対応力の低下が懸念されており、地域の特性に応じて地区居住者等が作成する地区防災計画制度の周知や、地域で活動する団体との連携など、担い手の確保に向けた取組を進めていく必要があります。（危機管理本部） ・自主防災組織連絡協議会の開催、各助成制度の活用や防災訓練等の相談対応、地域団体等への防災出前講座の実施などにより、地域課題を整理しながら、地域での防災まちづくり活動の支援を継続します。（各区）	防災まちづくり支援促進事業	10102030	まちづくり局 危機管理本部 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
13	1201	密集市街地の改善	・不燃化重点対策地区における災害に強い住環境の形成を図るため、条例による規制を行うとともに補助制度により住宅等の不燃化を推進します。	・不燃化重点対策地区における大規模地震時の想定焼失棟数を平成21年度地震被害想定より35%削減します。	・老朽建築物の除却や建築物の耐火性能強化工事に対する補助を70件実施します。 ・防災空地の整備・活用に向けた取組を2件実施します。 ・不燃化建替え、区画道路等の拡幅及び共同化建替えを促進します。	3	・老朽建築物の除却や建築物の耐火性能強化工事に対する補助を83件実施しました。 ・防災空地の整備・活用に向けた取組を2件実施しました。 ・共同化による不燃化建替えに対する補助を1件実施しました。	・地震火災延焼対策については、平成28年3月に策定した「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針」に基づき、不燃化重点対策地区におけるハード面からの取組として、「川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例」による建築物の不燃化の義務化と補助制度、ソフト面からの取組として、「地域住民との協働による防災まちづくり」を推進してきました。不燃化重点対策地区以外の防災まちづくり推進地区では、「地域住民との協働による防災まちづくり」により地域の防災意識の向上に向けた取組を推進してきましたが、「取組方針」策定から10年程度が経過しており、その間関連計画の策定・改定や様々な災害が発生し、策定時と状況が変化しています。 これらのことから、地震火災延焼対策については、「取組方針」に基づいた密集市街地の改善に向けたこれまでの取組や課題等を整理し、令和7年度に策定する「防災まちづくり推進計画」に基づき、地域の課題解決に向け、より一層取組の推進を図っていきます。	防災市街地整備促進事業	10102020	まちづくり局
14	1202	幹線道路の整備	・川崎市道路整備プログラムに基づき、道路の整備を推進します。	・都市計画道路は進捗率71%を、緊急輸送道路は整備率88%に向けて、道路整備を進めます。	・緊急輸送道路に指定されている、国道409号や世田谷町田線などにおいて道路拡幅等の整備を推進します。	3	・緊急輸送道路に指定されている、国道409号や世田谷町田線などにおいて道路拡幅等の整備を推進しました。 ・都市計画道路事業進捗率：68.0% ・緊急輸送道路整備率：84.3% ※　進捗率及び整備率は令和6年度末における計画延長に対する率	・今年度は道路整備プログラムの計画期間における後期①の最終年度にあたることから、後期②の取組の実施にあたり、事業の進捗状況や社会環境の変化等を踏まえて取組を進める必要があります。 ・昨年度策定された神奈川県道路啓開計画を踏まえ、引き続き道路整備を推進していきます。	道路計画調査事業 道路改良事業	40702020 40702030	建設緑政局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	令和6年度　計画内容	評価	令和6年度　取組実績等	今後の方向性や課題等	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
15	1203	公園緑地の整備	・一時避難場所や延焼防止機能、活動拠点等としての役割をもつ公園緑地の維持管理や整備を推進します。 ・広域避難場所である等々力緑地および富士見公園では、災害時の活動拠点の整備を進め、既存の防災機能の維持・拡充を推進します。	・街区公園等の身近な公園について、災害時の利用想定に基づく防災関連施設の整備を進めます。 ・災害時の活動拠点としての機能を高める広場機能の確保や車両等の動線整備を進めます。また、自然災害等を踏まえ、改定計画に基づく陸上競技場等の施設の再編整備を進めます。	・稲田公園再整備基本計画の検討を進めます。 ・「富士見公園再編整備基本計画」に基づき、官民連携により公園の再編整備を進めます。 ・「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、官民連携により緑地内の再編整備を進めます。	3	・ニーズ把握のためのイベント等を実施するとともに、地域の方々の意見を聴取するなど、稲田公園再整備の検討を進めました。 ・「富士見公園再編整備基本計画」に基づき、官民連携により、公園南側の再編整備を進めました。 ・「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、官民連携により、新築・改築施設の調査設計など緑地内の再編整備を進めました。	・公園緑地は、災害時の一時避難場所や延焼防止機能、活動拠点等として重要であることから、再編整備の機会をとらえた防災機能の拡充等を推進する必要があります。 ・民間活力の導入と再整備事業費の確保について検討を進める必要があります。 ・再編整備事業の進捗に合わせて、目標値等を見直す必要があります。	公園防災機能向上事業 富士見公園整備事業 等々力緑地再編整備事業 生田緑地整備事業　等	10101060 30302010 30302020 30302030	建設緑政局
16	1204	耐震性防火水槽の整備	・大規模災害時の消火栓使用不能時に備え、老朽化した防火水槽の改修・補修工事を計画的に行います。	・老朽化防火水槽調査、要改修防火水槽抽出、改修計画作成、改修工事実施と老朽化防火水槽の改修を計画的に行い充足率95%を維持します。	・署員点検により、減水等が認められる既存貯水槽の改修等に向け、関係課と調整を行うほか、公園等の公有地を中心に設置場所の確保に向けた調査を行い維持管理を図るとともに、、関係局との連絡調整を密にして、未充足区画の解消に向けた整備を図ります。 ・躯体強度調査の結果、防火水槽1基の機能を回復（減水を解消）するための改修工事を実施します。 ・大規模災害時の消火栓使用不能時に備え、老朽化した防火水槽の改修・補修工事を計画的に行い、引き続き充足率95%を維持するよう取り組みます。	3	・署員点検により、減水等が認められる既存貯水槽の改修等に向け、関係局と調整の上、公園等の公有地を中心に設置場所の確保に向けた調査を行い維持管理を図るとともに、関係局との連絡調整を密にして、未充足区画の解消に向けた整備を図りました。 ・躯体強度調査の結果に基づき、防火水槽1基の機能を回復（減水を解消）するための改修工事を実施しました。 ・耐震性防火水槽の充足率は96.1%となり、目標値である95%以上を維持しました。	・大規模災害時の消火栓使用不能時に備え、老朽化した防火水槽の改修・補修工事を計画的に行い、引き続き充足率95%を維持するよう取り組みます。	耐震性貯水槽建設事業	10104080	消防局
17	1207	消防資機材等の整備	・ポンプ機能を有した車両等の整備について、車両更新計画に基づき計画的な整備を推進し、車両配備に伴う運用計画等の見直しを図ります。	・消防ポンプの機能を有した車両等について、消防車両更新基準に基づく適正な更新を行います。 ・現在運用中の車両の機能を維持します。 ・消防活動に必要不可欠な警防資器材を計画的に更新します。	・車両更新計画に基づき、消防車両、特殊車両、消防団車両16台の車両を更新します。 ・消防車両、特殊車両、消防団車両等の法定及び保守点検の実施します。 ・高度救助資機材の保守点検を実施します。	3	・車両更新計画に基づき、消防車両、特殊車両、消防団車両16台の車両を更新しました。 ・消防車両、特殊車両、消防団車両等の法定及び保守点検を実施しました。 ・高度救助資機材の保守点検を実施しました。	・多様化する災害に対応を強化した資機材及び車両の更新を進める必要があります。	消防車両等管理業務 警防資器材の管理業務	10104150 10104180	消防局
18	1209	関係機関等と連携した訓練の実施	・総合防災訓練（九都県市合同防災訓練）等の実施・検証を通じて、地域防災体制を充実させ、自助、共助、公助それぞれの面で防災意識や災害時の対応力の向上を図ります。（危機管理本部） ・自主防災組織が実施する訓練・啓発活動への助成を行い、地域防災力の向上を図ります。 ・区本部設置訓練及び区本部運営訓練を実施し、災害時の対応力の向上を図ります。（各区）	・感染症対策等も踏まえつつ、継続した訓練実施を推進し、防災意識、災害時の対応力の向上を図ります。 ・市総合防災訓練も含めて、各区の実情に応じた訓練を複数回実施していきます。（危機管理本部） ・自主防災組織が実施する訓練・啓発活動への助言・助成により、地域防災力の向上を図ります。 ・区本部設置訓練等を毎年度実施し、災害時に必要とされるさまざまな活動のポイントや技術、日頃から準備すべき防災対策等の習得を図ります。（各区）	・市総合防災訓練（九都県市合同防災訓練）を実施します。 ・各区の実情に応じた総合防災訓練等を複数回実施します。（危機管理本部） ・自主防災組織が実施する訓練・啓発活動への助言・助成を行います。 ・区本部設置運営訓練等を実施します。（各区） ・溝口駅及び駅周辺の帰宅困難者一時滞在施設と連携した訓練を実施します。（高津区）	4	・市総合防災訓練を麻生区で予定しましたが、台風第10号の影響により中止としました。 ・各区の実情に応じた区総合防災訓練を計12回実施しました。（危機管理本部） ・自主防災組織が実施する訓練・啓発活動への助言・助成を行いました。 ・区本部設置運営訓練等を実施しました。（各区） ・溝口駅及び駅周辺の帰宅困難者一時滞在施設と連携した訓練を実施しました。（高津区） 【評価理由】 ・台風第10号の影響により、麻生区で予定していた市総合防災訓練を中止とし、目標を達成できなかったため。 【B 代替的な取組】 ・市総合防災訓練で重点項目としていたトイレ対策等について、自主防災組織等と連携しながら、同訓練のプレ訓練、区総合防災訓練及び各避難所での訓練・啓発等を行いました。（危機管理本部）	・能登半島地震など近年の自然災害が激甚化・複合化する傾向があり、本市のみでの災害対応には限界があることから、総合防災訓練などの様々な主体が参加する訓練を実施し、職員の対応能力向上、九都県市をはじめとした他都市や防災関係機関とのさらなる連携など体制の強化を図る必要があります。 ・令和9年度に九都県市合同防災訓練の幹事都市（会場）となる予定であり、この機会を活用した運用の強化に取り組みます。 ・各区の実情に応じた実効性の高い総合防災訓練等となるよう、訓練内容を検討する必要があります。（危機管理本部・各区）	地域防災推進事業 地域課題対応事業（高津区）	10101020	危機管理本部 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
19	1301	海岸保全施設の改良	・津波・高潮発生時の内陸部への浸水対策及び陸閘の操作員の安全確保のため、施設の計画的な維持管理と陸閘の改良（引戸式等）を実施します。	・市内陸部への津波高潮からの浸水を防護すること及び操作員の安全を確保するため、迅速に防潮堤を閉鎖ができるよう、海岸保全施設（陸閘）の改良を39箇所行います。	施行中の2箇所の陸閘改良を引き続き実施するとともに、2箇所の樋門改良に向けた設計検討を実施します。	3	・施工中であった2箇所の陸閘改良を完了するとともに、2箇所の樋門改良に向けた設計検討を実施しました。	・引き続き津波・高潮発生時の内陸部への浸水対策及び防潮扉操作員の安全確保のため、防潮扉の改良を実施します。また、神奈川県の海岸保全基本計画の変更に伴い、必要に応じて、川崎市における海岸保全施設の改修等の対応を実施します。	海岸保全施設維持整備事業	10101120	港湾局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	令和6年度　計画内容	評価	令和6年度　取組実績等	今後の方向性や課題等	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
20	1307	災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	・市民による共助の推進や、支援制度の周知、災害時要援護者の適切な避難行動の推進に向けて、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等を行います。（危機管理本部） ・災害時要援護者避難支援制度については、災害時要援護者に事前登録をしてもらい、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制作りを行います。 ・個別避難計画については、地域の福祉事業者等の協力を得て、災害時要援護者が避難行動や避難先を、事前に個別の計画として作成する支援を行います。（健康福祉局） ・様々な機会を通じて制度の広報・周知を図り、必要な人への登録勧奨を推進します。 また、町内会、自治会及び自主防災組織等（以下、「支援組織」と言います。）への名簿等の情報提供を行うことにより、支援組織による効果的な避難体制づくりを支援します。 ・初回訪問後のアンケート調査を実施し、課題の抽出や解決に向けた方策を検討します。 ・災害対策協議会要援護者支援部会において、効果的な要援護者の支援のあり方について、課題の整理等を実施します。（各区）	・啓発冊子の配布、ぼうさい出前講座などにより、市民の共助の重要性や支援制度の内容、マイタイムラインの周知等を進めます。（危機管理本部） ・災害時要援護者避難支援制度は、令和元年東日本台風の経験を踏まえ、個別避難計画との整合を図りつつ、実行可能性の高い制度について検討を進めます。 ・個別避難計画については、内閣府が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」に基づき、優先度の高い対象者から検討し策定を進めます。（健康福祉局） ・毎年度、登録者名簿の情報を更新し、支援組織への情報提供を行い、平常時からの情報共有を図り、支援団体による効果的な共助の取組を推進します。 ・様々な機会を通じて制度の広報・周知を図り、必要な人への登録勧奨を推進します。 ・初回訪問後の要援護者・個別状況一覧表の内容を確認し、課題の抽出や解決に向けた方策を検討します。（各区）	・デジタルコンテンツの作成、啓発冊子の配布、ぼうさい出前講座などにより、市民の共助の重要性や支援制度の内容、マイタイムラインの周知等を進めます。（危機管理本部） ・災害時要援護者避難支援制度と個別避難計画との整合を図ることについて、検討を進めます。 ・障害者個別避難計画については、引き続き、会計年度任用職員及び計画相談支援事業所による作成支援を行うとともに、委託による作成支援を行います。 ・高齢者個別避難計画については、居宅介護支援事業所に対して、計画作成支援の依頼を行います。 ・個別避難計画の作成支援を行う事業所の後方支援として、委託による電話相談窓口を設置し、事業所向けに研修を行います。 （健康福祉局） ・登録者名簿の更新を実施し、町内会、自治会及び自主防災組織へ最新の登録者名簿を提供します。 ・様々な機会を通じて制度の広報・周知を図り、必要な人への登録勧奨を推進します。 ・初回訪問後の要援護者・個別状況一覧表の内容を確認し、課題の抽出や解決に向けた方策を検討します。（各区）	3	・幅広い対象者に向けて、デジタルコンテンツの作成、啓発冊子の配布、ぼうさい出前講座などにより、市民の共助の重要性や支援制度の内容、マイタイムラインの周知等を進めました。（危機管理本部） ・災害時要援護者避難支援制度について、関係部局と打合せ・調整を行い、個別避難計画との整合を図りつつ、実行可能性の高い制度となるよう、引き続き検討を進めました。 ・障害者個別避難計画については、引き続き、会計年度任用職員及び計画相談支援事業所による作成支援及び伴走支援を行うとともに、委託による作成支援を行いました。 ・高齢者個別避難計画については、居宅介護支援事業所等に対して、アンケート調査を行った上で、一部事業所に対して計画作成支援を依頼し、事業所への伴走支援を併せて行いました。 ・個別避難計画の作成支援を行う事業所の後方支援として、委託による電話相談窓口を設置し、事業所向けに研修を行いました。 （健康福祉局） ・登録者名簿の更新を実施し、町内会、自治会及び自主防災組織へ最新の登録者名簿を提供しました。 ・様々な機会を通じて制度の広報・周知を図り、必要な人への登録勧奨を推進しました。 ・初回訪問後の要援護者・個別状況一覧表の内容を確認し、課題の抽出や解決に向けた方策を検討しました。（各区）	・高齢化の進展による災害時要援護者の増加や、市民アンケートなどで市民の共助意識の低下がみられることなどから、デジタルコンテンツの作成、啓発冊子の配布、ぼうさい出前講座などにより、市民の共助の重要性や支援制度の内容、マイタイムラインの周知により、災害時の適切な避難行動等につながるよう啓発を進めるとともに、現状の災害時要援護者避難支援制度と個別避難計画についての整合を図りながら、その違いを含め、分かりやすい周知に取り組む必要があります。（危機管理本部、健康福祉局、各区）	地域防災推進事業 災害救助その他援護事業	10101020 10401070	危機管理本部 健康福祉局 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
21	1401	河川施設の整備・機能向上等	・一級河川である五反田川を中心に河川施設の整備・機能向上を推進します。	・一級河川である五反田川を中心に河川施設の整備・機能向上を推進し、治水安全度の向上を図ります。 ・河川整備率（時間雨量50mm対応）：81％（R2）⇒90％（R7）	・五反田川放水路整備事業について、分流部の土木施設工事である上下流部の護岸工事等を実施し、令和6年度の工事完成を目指します。 ・平瀬川支川について、右岸約60mの護岸改修工事を完成させ、継続して右岸約60mの護岸改修工事を実施します。	3	・五反田川放水路整備事業については、分流部の土木施設工事である下流部の護岸工事等が完了し、残工事である橋梁架設工事に着手しました。 ・平瀬川支川については、右岸約60mの護岸改修工事を完了させ、継続して右岸約40mの護岸改修工事に着手しました。	・平瀬川支川について、護岸改修工事を進めるための用地交渉や護岸改修工事を計画的に進める必要があります。	河川改修事業 五反田川放水路整備事業	10105030 10105020	建設緑政局
22	1402	適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置指導	・事業区域面積が1,000㎡以上の開発行為及び建築行為において、雨水流出抑制施設の設置指導を行います。	・雨水流出抑制施設の設置指導を継続的に進めるとともに、市管理施設の維持管理を適切に行います。	・事業区域面積が1,000㎡以上の開発行為及び建築行為における雨水流出抑制施設の設置指導及び完了検査を実施します。 （参考：令和5年度指導実績68件） ・特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可及び完了検査を実施します。 （参考：令和5年度許可実績19件）	3	・雨水流出抑制施設の設置指導を66件、完了検査46件を実施しました。 ・法に基づく許可17件、完了検査12件を実施しました。	・特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進に向けて、事業区域面積が1,000㎡以上の開発行為及び建築行為において、雨水流出抑制施設の設置指導を引き続き実施します。	雨水流出抑制施設指導業務 河川・水路維持補修事業	10105050 10204030	建設緑政局
23	1403	浸水被害軽減対策の推進	・浸水リスクの高い重点化地区において、既存施設の更なる活用等の浸水対策を推進するほか、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた対策などを推進します。	・重点化地区（三沢川地区、土橋地区、京町・渡田地区、川崎駅東口周辺地区、大島地区、観音川地区）における雨水管きょなどの整備を推進します。（浸水対策実施率40.8%） ・排水樋管周辺地域等における浸水対策を推進します。（排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数：7対策）	・三沢川地区において雨水管きょの整備などを推進します。（浸水対策実施率（重点地区：三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）：35.3%） ・排水樋管周辺地域におけるポンプゲート設備による対策の検討を進めます。	3	・三沢川地区において雨水管きょの整備などを推進しました。（浸水対策実施率（重点地区：三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）：35.3%） ・排水樋管周辺地域におけるポンプゲート設備による対策の検討を進めました。	・上下水道事業中期計画の計画期間が令和7年度で終了するため、次期計画の策定にあたり、浸水リスクの高い重点化地区や局地的な浸水箇所など、地域特性を踏まえた効果的な浸水対策を推進していく必要があります。	浸水対策事業	10302020	上下水道局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	令和6年度　計画内容	評価	令和6年度　取組実績等	今後の方向性や課題等	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
24	1404	適切な避難行動の周知（マイタイムライン等の活用）	・市民一人ひとりが、自らの災害リスクを把握し適切な避難行動を取れるよう、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等による啓発を行います。（危機管理本部） ・令和元年東日本台風により河川に関する浸水被害があった3地域に対し、自主防災組織等を対象としたマイタイムラインの作成支援を実施します。（令和3、4年度）（建設緑政局） ・出前講座等の機会を捉え、洪水ハザードマップ等を活用した防災意識の普及啓発を行います。（令和5年度以降）（建設緑政局） ・個人の避難行動を時系列で整理したマイ・タイムラインの作成を推奨する啓発に取り組むことで、適切な避難行動を促進します。（各区）	・啓発冊子や各種ハザードマップの配布、ぼうさい出前講座などの機会を通じ、マイタイムラインの周知等を進めます。（危機管理本部） ・令和元年東日本台風により河川に関する浸水被害があった3地域に対し、令和3年度に自主防災組織を対象としたワークショップを開催し、マイタイムラインの作成支援を実施し、3地域に対し継続的な支援を実施します（令和3、4年度）。 ・危機管理部局と連携した取組を推進し、出前講座や区の防災フェア等の機会を捉え、洪水ハザードマップ等を活用した防災意識の普及啓発を行います。（令和5年度以降）（建設緑政局） ・区総合防災訓練、避難所運営会議、防災講座等、様々な機会を通じ、マイタイムラインの活用について、周知を実施します。（各区）	・デジタルコンテンツの作成、啓発冊子や各種ハザードマップの配布、ぼうさい出前講座などの機会を通じ、マイタイムラインの周知等を進めます。（危機管理本部） ・危機管理部局と連携し、防災イベント等を活用し、洪水ハザードマップの周知啓発の取組を推進します。（建設緑政局） ・区総合防災訓練、避難所運営会議、防災講座等、様々な機会を通じ、マイタイムラインの活用について、周知を実施します。（各区）	3	・デジタルコンテンツの作成、啓発冊子や各種ハザードマップの配布、ぼうさい出前講座などの機会を通じ、マイタイムラインの周知等を進めました。（危機管理本部） ・防災フェア等で、洪水ハザードマップを活用し、防災意識の普及・啓発を行いました。（建設緑政局） ・区総合防災訓練、避難所運営会議、防災講座等、様々な機会を通じ、マイタイムラインの活用について、周知を実施しました。（各区）	・幅広い対象者への防災情報の周知に向け、さらなるペーパレス化の取組やデジタルコンテンツの効果的な展開を検討します。 （危機管理本部） ・防災フェア等の機会をとらえ、洪水ハザードマップを活用し、防災意識の普及・啓発活動を継続します。（建設緑政局） ・災害時に市民が適切な避難行動を取れるよう、関係局と連携しながら、区総合防災訓練、避難所運営会議、防災講座等、様々な機会を通じ、マイタイムラインの活用について、周知を実施します。（各区）	地域防災推進事業 水防業務	10101020 10101130	危機管理本部 建設緑政局 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
25	1405	要配慮者施設等の防災力向上	・浸水被害や土砂災害の危険区域内にある要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、関係局区と連携し避難確保計画の策定や訓練の実施を促進します。（危機管理本部） ・社会福祉施設における防災・減災対策を推進する施設及び設備等を整備し、防災体制を強化します。 ・介護サービス事業所、障害サービス事業所等に義務づけられた（令和5年度末までは努力義務）業務継続計画の策定や訓練の実施等を促進し、防災体制を強化します。 （健康福祉局） ・要配慮者利用施設に位置付けられており、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地している学校について、避難確保計画を作成します。 ・避難確保計画に基づく避難訓練を実施します。（教育委員会） ・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある施設に対して、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施について、周知を行います。（こども未来局） ・避難確保計画策定において必要となる、洪水、浸水に係る情報について、問い合わせ対応等を通じ、周知を行います。（建設緑政局）	・避難確保計画が未策定の施設への案内や、策定時の内容や訓練の実施に対する助言を行い、市内要配慮施設等の策定数向上を図ります。 （危機管理本部） ・社会福祉施設における防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備に対する費用について補助金を交付します。 ・業務継続計画の策定等については、経過措置中に適宜、状況把握等を行うことにより、必要な体制整備が図られるようにします。 ・毎年度、対象施設に対して、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施について、周知を行います。 （健康福祉局） ・該当校について、令和3年度中に避難確保計画を作成します。 ・避難確保計画に基づく避難訓練を実施します。（教育委員会） ・毎年度、対象施設に対して、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施について、周知を行います。（こども未来局） ・避難確保計画策定において必要となる、洪水、浸水に係る情報について、問い合わせ対応等を通じ、周知を行います。（建設緑政局）	・避難確保計画が未策定の施設への策定通知を実施し、計画の内容や訓練の実施に対する助言を行います。また、関係局とも連携し計画の策定や訓練の実施について促進します。（危機管理本部） ・社会福祉施設における防災・減災対策を推進するため、施設及び設備等の整備に対する費用について補助金を交付します。 ・集団指導講習会において、業務継続計画等の必要性についての周知を継続するとともに、実地の運営指導等において作成状況を確認します。（健康福祉局） ・該当校では避難確保計画の年次更新を行い、計画に基づく避難訓練を実施します。（教育委員会） ・危機管理本部と連携し、避難確保計画未提出の施設に対して、避難確保計画の作成について周知を行います。また、対象施設に対して、避難確保計画に基づく訓練の実施について、周知します。（こども未来局） ・避難確保計画策定において必要となる、洪水、浸水に係る情報について、問い合わせ対応等を通じ、周知を行います。（建設緑政局）	3	・避難確保計画が未策定の施設に計画策定を促す通知を発送し、計画の内容や訓練の実施に対する助言を行いました。また、高潮ハザードマップの発行に伴い、高潮に係る避難確保計画の策定を促すため、対象施設に通知を発出しました。（危機管理本部） ・社会福祉施設における防災・減災対策を推進するため、次の事業を実施する施設を対象に、施設及び設備等の整備に対する費用について、補助金を交付しました。 ①高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業（特別養護老人ホーム1施設） ②高齢者施設等の水害対策強化事業（特別養護老人ホーム1施設） ・集団指導講習会において、業務継続計画等の必要性についての周知を実施し、実地の運営指導等において作成状況を確認しました。（健康福祉局） ・該当校では避難確保計画の年次更新を行い、計画に基づく避難訓練を実施しました。（教育委員会） ・危機管理本部と連携し、避難確保計画の作成状況の確認及び避難確保計画に基づく訓練の実施について、指導監査や運営指導等の際に実施及び報告の有無を確認しました。（こども未来局） ・避難確保計画策定において必要となる洪水等に係る情報について、問合せ対応等を通じ、周知を実施しました。（建設緑政局）	・避難確保計画の提出促進について、引き続き各局区と連携し、今年度からは各区における促進業務を強化していきます。（危機管理本部） ・引き続き、社会福祉施設における防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備に対する費用について補助金を交付します。（健康福祉局） ・避難確保計画に基づく避難訓練を継続的に実施します。（教育委員会） ・引き続き、危機管理本部と連携しながら、避難確保計画の作成、提出及び訓練の実施について、指導監査や運営指導等の際に、必要な指導及び助言を行っていく必要があります。（こども未来局） ・避難確保計画策定において必要となる、洪水、浸水に係る情報について、問い合わせ対応等を通じ、周知を行います。（建設緑政局）	危機管理対策事業	10101080	危機管理本部 健康福祉局 こども未来局 教育委員会 建設緑政局
26	1409	立地適正化計画策定事業	・中長期的なまちづくりや都市計画の視点も併せた総合的な対策により、将来に向けて都市の防災性向上を一層推進するため、立地適正化計画を策定し、コンパクトで安全なまちづくりを進めます。	・令和6年度内の立地適正化計画策定に向けて検討を進めます。 ・令和7年度から立地適正化計画に基づく制度運用を実施します。	・引き続き、立地適正化計画の策定に向けた具体的な調査・検討を行い、計画素案の策定・公表を行うとともに、パブリックコメントや市民説明会等を実施することで市民からの意見を聴取・反映するなどしたうえで、計画の策定・公表を行う。	3	・立地適正化計画の策定に向けた調査・検討を行い、8月に立地適正化計画素案を公表するとともにパブリックコメントや市民説明会を開催しました。さらに、11月に計画案の縦覧・意見募集を行った上で、2月の都市計画審議会の諮問・答申を踏まえ、3月末に計画を策定・公表しました。	・都市の動向を捉え、おおむね5年ごとに計画の見直しの検討を行い、人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくりを推進していきます。	都市計画マスタープラン等策定・推進事業	40601010	まちづくり局
27	1501	宅地耐震化推進事業の推進（大規模盛土造成地の調査等）	・大地震発生時の大規模盛土造成地における滑動崩落による被害を軽減させるため、調査及び必要に応じた事前対策を実施します。	・大規模盛土造成地の予防対策を推進するために、経過観察を進めます。	・大規模盛土造成地の予防対策を推進するために、経過観察を実施します。	3	・「川崎市大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」に基づき、大規模盛土造成地において盛土や擁壁等の形状・変状の有無の確認など、目視による経過観察を実施しました。	・大地震発生時の大規模盛土造成地における滑動崩落による被害を軽減させるため、大規模盛土造成地の経過観察方針を踏まえた経過観察の実施を継続します。	宅地防災対策事業	10103050	まちづくり局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	令和6年度　計画内容	評価	令和6年度　取組実績等	今後の方向性や課題等	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
28	1503	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	・各区自主防災組織連絡協議会へ地域防災活動を促進し、自主防災組織及び避難所運営会議等の連携・強化を図ります。 ・自主防災組織が行う防災訓練、啓発活動に係る経費及び防災資器材の購入に係る費用の一部を補助、助成し、地域の防災体制の拡充を図ります。（危機管理本部） ・ぼうさい出前講座などの機会を通じた防災啓発の実施や、自主防災組織への各種助成、避難所運営会議や自主防災訓練の開催支援を行い、地域住民が自主的に連帯して 防災活動を行えるよう支援します。（各区）	・全国的に頻発する自然災害に対応するため、自主防災組織への経費・費用を助成し、多様な地域主体に向けた自助の備えと適切な避難行動の啓発など、地域防災力の向上を図ります。（危機管理本部） ・毎年度、ぼうさい出前講座などの機会を通じた防災啓発の実施や、自主防災組織への各種助成、避難所運営会議や自主防災訓練の開催支援を行い、地域住民が自主的に連帯して 防災活動を行えるよう支援します。（各区）	・各区自主防災組織連絡協議会へ地域防災活動を促進し、自主防災組織及び避難所運営会議等の連携・強化を図ります。 ・自主防災組織が行う防災訓練、啓発活動に係る経費及び防災資器材の購入に係る費用の一部を補助・助成し、地域の防災体制の拡充を図ります。（危機管理本部） ・ぼうさい出前講座などの機会を通じた防災啓発の実施や、自主防災組織への各種助成、避難所運営会議や自主防災訓練の開催支援を行い、地域住民が自主的に連帯して 防災活動を行えるよう支援します。（各区）	3	・各区自主防災組織連絡協議会へ地域防災活動を促進し、自主防災組織及び避難所運営会議等の連携・強化を図りました。（危機管理本部） ・自主防災組織が行う防災訓練、啓発活動に係る経費及び防災資器材の購入に係る費用の一部を補助・助成し、地域の防災体制の拡充を図りました。（危機管理本部） ・ぼうさい出前講座などの機会を通じた防災啓発の実施や、自主防災組織への各種助成、避難所運営会議や自主防災訓練の開催支援等を行い、地域住民が自主的に連帯して 防災活動を行えるよう支援しました。（各区）	・発災時に、地域の方々との連携による避難所運営が円滑に行われるよう、地域ごとの避難所運営会議及び避難所開設訓練の実施に向け、各区と連携し支援を行うとともに、こうした取組を継続することで会議・訓練の実施率の向上を図る必要があります。 ・各助成制度のさらなる周知による活用の拡大や補助項目の拡充などにより、地域防災力の向上を図る必要があります。 ・自主防災組織からは、組織の高齢化、固定化、担い手不足などの課題も挙げられていることから、自主防災組織に加え、民間事業者や地域で活動する団体など多様な主体との連携による裾野の拡大を図っていく必要があります。（危機管理本部） ・ぼうさい出前講座などの機会を通じた防災啓発の実施や、自主防災組織への各種助成、避難所運営会議や自主防災訓練の開催支援を通じ、地域住民が自主的に連帯して、地域の状況に応じた防災活動を行えるよう支援が必要です。（各区）	地域防災推進事業 地域課題対応事業 自主防災組織事業及び地域の危機管理対策	10101020 50103040-3100 96100080-97300080	危機管理本部 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
29	1505	崖・擁壁の相談対策事業	地盤の専門家による「崖・擁壁の相談支援」及び「専門家の派遣による現地調査」を実施することで、土地所有者による適切な対策の実施につなげます。	令和5年度までに事業の試行実施及び検証を行い、令和6年度から検証結果を踏まえて取組を実施します。	・「がけ・擁壁の相談会」を4回実施します。	3	・区役所において、専門家団体と連携した「がけ・擁壁の相談会」を4回開催しました。また、昨年度のアンケート結果を踏まえて周知の拡充を行いました。	・土地所有者による適切な対策の実施につなげる必要があることから、相談支援事業の検証結果を踏まえ、相談会の頻度や時期などを検討し、関係団体と協議の上、市民が相談しやすい環境を整えながら取組を進める必要があります。	宅地防災対策事業	10103050	まちづくり局
30	1506	崖の変動観測事業	「衛星SARによる崖の変動観測」を実施し、観測結果を使用することで、崖に対する市民の意識啓発を図るとともに、土地所有者の防災意識を高め、土地所有者による適切な対策の実施につなげます。	令和6年度までに事業の試行実施及び検証を行い、令和7年度から検証結果を踏まえて取組を実施します。	・令和4年度、令和5年度で実施、検証した「衛星SARによる崖の変動観測」について、令和7年度からの本格運用に向け運用手法の整理及び取りまとめを実施します。	3	・衛星SARの観測データを活用した崖の変動監視手法の確立に向けた整理及び取りまとめを実施しました。	・当該技術の活用について一定の有効性が確認できたことから、今後、衛星SARによる変動検出を継続的に実施し、さらなるデータと現地の整合性の確認を進めることで、注意が必要な箇所の抽出が的確に行えるよう、検証を進める必要があります。	宅地防災対策事業	10103050	まちづくり局
31	2101	避難施設としての学校施設の機能強化	・災害時の避難施設である学校施設について、エレベータ等の設置や、空調設備の更新、非構造部材の耐震対策など、機能強化を推進します。また、平成26年3月に策定した「学校施設長期保全計画」に基づく老朽化対策等の実施により、学校施設の長寿命化を図ります。	・平成26年3月に策定した「学校施設長期保全計画」に基づく老朽化対策等の実施により、学校施設の長寿命化を図ります。（老朽化対策・質的改善が図られた学校施設の割合：80.0%） ・窓ガラス等、非構造部材の耐震対策を進めるほか、災害時の電力確保に資する設備（蓄電池等）の適切な維持管理を行います。 ・老朽化の進む普通教室の空調について改修を実施するほか、学校施設長期保全計画に基づく改修に併せ、特別教室への空調設置を順次進めます。 ・障害者、高齢者等の円滑な移動のため、エレベータ等の設置を進めます。（令和9年度100%）	・再生整備工事（校舎：26校、体育館：15校）を実施します。 ・非構造部材の耐震化の推進、蓄電池等の適切な維持管理を行います。 ・川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業対象校については、計画的に空調設備の更新整備を実施します。	3	・再生整備工事（校舎：26校、体育館：15校）を実施しました。 ・非構造部材の耐震化の推進、蓄電池等の適切な維持管理を行いました。 ・川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業について、設計業務及び維持管理業務を行いました。	・学校施設長期保全計画は、計画策定から10年が経過しているため、今年度計画改定予定です。 ・築年数の古い学校では排水設備や給食室等の老朽化が進んでおり、今後、設備再生により改修を行うに当たって、必要な工事期間や効率的で効果的な整備手法を検討していく必要があります。 ・体育館等への空調設備の早期設置のための整備方針の策定を進めているところです。 ・体育館等への空調設備の整備については、学校施設長期保全計画との整合性を確保する必要があります。	学校施設長期保全計画推進事業 学校施設環境改善事業	20203020 20203030	教育委員会
32	2102	エレベーター等の安全対策（市保有施設）	・平成21年9月及び平成26年4月に改正建築基準法施行令が施行され、「戸開走行保護装置」等の設置が法制化されたことにより、既存不適格となった本市公共施設のエレベーターを改修し、安全性の向上を図ります。	・R2年度に調査を行い、戸開走行保護装置の設置率が51%であったため、調査結果を踏まえ、本市公共施設のエレベーターを改修し、安全性の向上を図ります。	第3庁舎エレベーター改修工事について、令和6年7月に完了予定です。	3	・第3庁舎エレベーター改修工事について、令和6年7月に完了しました。	・かわさき強靭化計画に基づくエレベーター等の安全対策については、令和6年度までの改善状況を確認するとともに、未整備の施設について今後の整備等に向けた周知啓発を行い、着実に取組を進めていきます。	資産マネジメント推進事業	81104085	総務企画局 関係局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	令和6年度　計画内容	評価	令和6年度　取組実績等	今後の方向性や課題等	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
33	2106	配水池・配水塔の整備	・大規模地震発生時にも、市民生活への影響を最小限に抑えるため、配水池・配水塔の機能確保に向けた更新・耐震化を推進します。	・令和4年度末までに配水池・配水塔の耐震化率を100%にします。 ⇒　令和6年度末に変更	・千代ヶ丘配水塔2号塔の耐震化完了に向け更新・耐震化を推進します。 ・千代ヶ丘配水塔への緊急遮断弁の整備を推進します。	3	・千代ヶ丘配水塔2号塔の更新・耐震化が完了しました。 ・千代ヶ丘配水塔への緊急遮断弁の整備を推進しました。	・令和8年度に千代ヶ丘配水塔への緊急遮断弁が整備されることにより、計画している配水池・配水塔の機能確保に向けた更新・耐震化の取組は全て完了となります。	主要施設の更新・耐震化事業	10301010	上下水道局
34	2107	水道管路の耐震化	・管路更新に合わせた耐震化を進めるとともに、重要施設(市立小中高等学校等の避難所及び重要な医療機関)への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管など重要な管路の耐震化を推進します。	・令和7年度末までに水道管路の耐震化率を44.9%、うち、重要な管路の耐震化率を令和4年度末までに100%とします。	・震災時に被害が懸念される老朽配水管については、周辺管路の老朽度等を考慮しながら効率的に耐震化を推進するため、更新時期を迎えた配水管の計画的な更新・耐震化と合わせて推進します。(目標:管路の耐震化率43.3%)	3	・全ての重要施設への供給ルートの耐震化が完了しています(令和5年度)。 ・老朽配水管については、周辺管路の老朽度等を考慮しながら効率的に耐震化に向けた調整を進めました。 ・更新時期を迎えた配水管の計画的な更新・耐震化及び老朽配水管の耐震化については、管路の老朽度・継手構造・今後の工事量の平準化等を考慮して策定した更新計画に基づき、工事を発注し取組を推進しました。 (令和6年度末実績値:管路の耐震化率44.1%)	・災害時の水道の供給停止を避けるため、これまで重要施設への供給ルートなどの耐震化を進めており、引き続き、更新時期を迎えた配水管の計画的な更新・耐震化を推進するとともに、令和5年度に設定した消防署・警察署等の新たな重要施設への供給ルートの更新・耐震化を進める必要があります。	送・配水管の更新・耐震化事業	10301020	上下水道局
35	2201	消防団の救助・救急活動に必要な資機材の配備と維持管理	・地域防災力の向上を図り、火災・風水害等から市民の生命・身体・財産を守るため、消防団資機材の配備と維持管理を推進します。	・消防団装備の充実強化を図るため、MCA無線機を令和3年度から3年計画で更新する予定です。 ・過去に配備完了した資器材については、引き続き消防団で適正に維持管理するとともに、取扱について指導を行っていきます。	・消防団員の役割の多様化に応じた災害対応時の安全確保のため、上下式防火衣80着を配備します。	3	・消防団員の役割の多様化に応じた災害対応時の安全確保のため、上下式防火衣80着を配備しました。	・地域防災力の向上を図り、火災・風水害等から市民の生命・財産を守るため、消防団の役割は重要であり、引き続き、消防団資機材の配備と維持管理を推進する必要があり、役割の多様化に応じた災害対応時の安全確保のため、全消防団員への上下式防火衣の配備を着実に進める必要があります。	消防団関係事業	10104060	消防局
36	2402	市重要施設の電力・燃料対策の推進	・神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会を開催や各種協定に基づく意見交換や情報共有を行うとともに、庁内関係部署と連携し、災害時の燃料対策を検討・促進します。 ・資源エネルギー庁等が開催する連絡会議に出席し、関係団体等との情報共有を行います。	・神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会の開催や各種協定に基づく意見交換や情報共有を行うとともに、庁内関係部署と連携し、災害時の燃料対策を検討・促進します。 ・資源エネルギー庁や石油連盟等が開催する連絡会議に出席し関係団体等との情報共有を行います。	・神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会の開催や各種協定に基づく訓練等を行うとともに、庁内関係部署と連携し、災害時の燃料対策を検討・促進します。 ・石油連盟等に本市の重要施設の設備情報を定期的に提供するなど、関係団体との情報共有を行います。	3	・神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会の開催のほか、庁内関係部署と災害時の燃料対策の促進を図りました。 ・石油連盟等に本市の重要施設の油種やタンク容量等の最新の設備情報を提供するなど、関係団体との情報共有を行いました。	・ガソリンスタンドが減少傾向にある中、大規模災害時には燃料供給が困難になることが想定されます。本市ではこれまで神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会の開催や訓練等を行うなど取組を進めてきましたが、エネルギー供給の停止時においても迅速かつ円滑に重要施設等への燃料供給を行うため県やライフライン事業者との連携や自家発電の稼働時間が短い施設への燃料備蓄に向けた検討、地域での再生可能エネルギーの導入の推進など、様々な視点で取組を検討していく必要があります。	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部 関係局
37	2403	下水道の管きょ・施設の耐震化	・避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水道管きょなどの重要な下水管きょや水処理センター・ポンプ場の耐震化などを推進します。	・重要な管きょの耐震化を推進します。(避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ重要な管きょの耐震化率:89.0%) ・水処理センター、ポンプ場の耐震化を推進します。 ・汚泥圧送管の地震対策を推進します。	・重要な管きょの耐震化を推進します。(避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ重要な管きょの耐震化率:83.3%) ・小向ポンプ場などにおいて耐震化を推進します。 ・汚泥圧送管の地震対策を推進します。	3	・重要な管きょの耐震化を推進しました。(避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ重要な管きょの耐震化率:83.3%) ・小向ポンプ場などにおいて耐震化を推進しました。 ・汚泥圧送管の地震対策を推進しました。	・上下水道事業中期計画の計画期間が令和7年度で終了するため、次期計画の策定にあたり、管きょの耐震化や施設の耐震補強、再構築に合わせた耐震化の推進など、計画的かつ効率的な下水道施設の地震対策を推進していく必要があります。	下水道管きょ・施設の地震対策事業	10302010	上下水道局
38	2404	災害時における医療救護体制の整備の推進	・災害医療コーディネーター会議を開催し、災害医療コーディネーターや関係団体と議論・検討しながら、医療救護体制の充実・強化を図ります。 ・医療救護所については、市地域防災計画に沿って、適時・適切な場所に設置できるよう、各区の訓練や研修等で連携・協議を進めます。	・災害医療コーディネーター会議を開催し、災害医療コーディネーターや関係団体と議論・検討しながら、医療救護体制の充実・強化を図ります。 ・医療救護所については、市地域防災計画に沿って、適時・適切な場所に設置できるよう、各区の訓練や研修等で連携・協議を進めます。	・災害医療コーディネーター会議を開催し、災害医療コーディネーターや関係団体と議論・検討しながら、医療救護体制の充実・強化を図ります。 ・医療救護所については、市地域防災計画に沿って、適時・適切な場所に設置できるよう、各区の訓練や研修等で連携・協議を進めます。	3	・災害医療コーディネーター会議を定期的に開催し、災害医療コーディネーターや関係団体と議論・検討することにより、災害時の医療救護体制の充実・強化を図りました。 ・医療救護所については、適時・適切な場所に設置できるよう各区で行われる訓練などを通して、随時連携を図りました。	・引き続き、訓練等を通じて、関係機関と連携し、その中で出た課題等を整理することで、災害時における医療救護体制の整備の推進を図ります。	災害時医療救護対策事業	10601020	健康福祉局
39	2405	医療関係団体等との連携強化	・医療関係団体等と連携して災害時保健医療活動訓練等を実施し、その検証や情報交換を関係団体と行い、医療救護体制の強化を図ります。(健康福祉局) ・医療救護部会において、医療関係団体と連携し、災害時における情報共有や連携を確認し、医療救護体制の強化を図ります。(各区)	・医療関係団体等と連携して災害時保健医療活動訓練等を実施し、その検証や情報交換を関係団体と行い、医療救護体制の強化を図ります。(健康福祉局) ・医療救護部会において、情報共有会議や災害時保健医療活動訓練等を実施し、医療救護体制の強化を図ります。(各区)	・医療関係団体等と連携して災害時保健医療活動訓練等を実施し、その検証や情報交換を関係団体と行い、医療救護体制の強化を図ります。(健康福祉局) ・医療救護部会において、情報共有会議や災害時保健医療活動訓練等を実施し、医療救護体制の強化を図ります。(各区)	3	・医療関係団体と連携して各種訓練を実施し、本部体制や医療機関支援、災害医療対策会議等について検証・協議を進め、医療救護体制の強化を図りました。(健康福祉局) ・医療救護部会において、情報共有会議や災害時保健医療活動訓練等を実施し、医療救護体制の強化を図りました。(各区)	・引き続き、医療関係団体等との連携強化を図るとともに、近年の災害を踏まえ、福祉関係者との連携について検討を進めます。(健康福祉局) ・引き続き、医療救護部会において、情報共有会議や災害時保健医療活動訓練等を実施し、医療救護体制の強化を図ります。(各区)	災害時医療救護対策事業	10601020	健康福祉局 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	令和6年度　計画内容	評価	令和6年度　取組実績等	今後の方向性や課題等	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
40	2406	医療機関等との情報伝達体制の整備	・災害拠点病院に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持していきます。 ・市内全病院・全透析クリニック・医療関係団体・区役所及び市役所に配備したMCA無線の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持していきます。（健康福祉局） ・対象施設へ設置された危機管理室所管の機器について適切な管理を実施し、正常な機能を維持します。（危機管理本部）	・災害拠点病院に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持していきます。 ・市内全病院・全透析クリニック・医療関係団体・区役所及び市役所に配備したMCA無線の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持していきます。（健康福祉局） ・機器の老朽化に伴う再整備工事を実施するとともに、工事完成後についても定期的に点検等を行い、正常に機能するよう管理していきます。（危機管理本部）	・災害拠点病院に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持していきます。 ・機器変更したMCAアドバンス無線について、使用方法の研修やマニュアルの更新により習熟度を高め、情報伝達体制を強化します。 ・市内全病院・全透析クリニック・医療関係団体・区役所及び市役所に配備したMCAアドバンス無線の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持していきます。（健康福祉局） ・危機管理本部所管の移動系防災行政無線（7病院・8台）について、定期的に点検等を行い、正常に機能するよう適切に管理していきます。（危機管理本部）	3	・災害拠点病院に配備した無線設備等の定期的な点検と必要に応じた修繕を行いました。 ・機器変更したMCAアドバンス無線について、使用方法の研修やマニュアルの更新、定期的な情報伝達訓練により習熟度を高め、情報伝達体制を強化しました。 ・市内全病院・全透析クリニック・医療関係団体・区役所及び市役所に配備したMCAアドバンス無線の定期的な点検と必要に応じた修繕を行いました。（健康福祉局） ・危機管理本部所管の移動系防災行政無線（7病院・8台）について、定期的に点検等を行い、正常に機能するよう適切な管理を実施しました。また、職員向けに防災行政無線操作研修を実施しました。（危機管理本部）	・引き続き、医療機関等との情報伝達体制の整備を図ります。 ・次期の再整備に際しては、財政負担の観点等を踏まえ、代替手段への切替を検討します。（危機管理本部）	災害時医療救護対策事業 防災施設整備事業	10601020 10101030	健康福祉局 危機管理本部
41	2606	学校トイレのバリアフリー化の推進	・校舎及び体育館トイレの改修に合わせて、洋式化、段差解消、多目的トイレの整備等を行い、バリアフリー化を推進します。	・全ての学校の校舎・体育館トイレについて、洋式化、段差解消、多目的トイレの整備を完了します。		3	令和4年事業完了		学校施設環境改善事業	20203030	教育委員会
42	5101	緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化	・大地震等の発生において、建物の倒壊により道路を閉塞し、緊急車両等の通行の障害となることを防止するため、緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進します。	・令和2年度末に改定した「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、令和7年度を目途に、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物（耐震診断義務化沿道建築物を含む）を概ね解消します。	・特定建築物等の耐震化の促進のため、防災イベント等を活用した周知活動を5回、耐震診断1件、耐震設計2件、耐震改修等4件の助成を実施します。	4	・特定建築物等の耐震化の促進のため、防災イベント等を活用した周知活動を5回、耐震診断0件、耐震設計2件、耐震改修等1件の助成を実施しました。 【評価理由】 所有者の相続や入居するテナントとの調整の難航により次年度に助成を申請することとなったケースが生じたことなどから、取組実績が目標（耐震診断1件、耐震改修等4件の助成）を下回ったため。 【C 目標達成への取組】 所有者に対し、相談対応を行う建築士の派遣（専門家派遣制度）や市職員による電話や訪問を行うなど、きめ細かく対応し、個別の事情に応じた働きかけを行いました。	・「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和7年度までに特定建築物の耐震化率97%を目指します。また、耐震化を取り巻く状況を整理した上で、令和7年度末に耐震改修促進計画を改定し、特定建築物の耐震化のさらなる促進に向け取り組んでいきます。	特定建築物耐震対策事業	10103010	まちづくり局
43	5102	踏切の立体交差化の推進	・踏切の除却により、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進します。さらには災害時において、緊急車両等の交通の妨げとなる踏切の長期間遮断を解消し、地域防災力を向上します。	・京急大師線（小島新田駅～鈴木町駅）連続立体交差事業の推進 ・JR南武線（矢向駅～武蔵小杉駅）連続立体交差事業の推進 ・都市計画道路苅宿小田中線（Ⅲ期）道路改良事業（東急線小杉第一踏切の除却）の完成（令和5年度予定） ・都市計画道路溝ノ口線道路改良事業（JR南武線大山街道踏切の除却）の推進	・京急大師線連続立体交差事業の小島新田駅～東門前駅間は、仮駅舎撤去等の工事を行い、令和6年度の工事完成に向けた取組を推進します。また、東門前駅～鈴木町駅間は、今後の取組方針に基づく取組を推進します。 ・JR南武線連続立体交差事業については、都市計画決定および事業認可取得を行い、事業に着手します。 ・都市計画道路苅宿小田中線（Ⅲ期）については、令和6年度の工事完成に向けて、引続き、道路築造工事を行うとともに、鉄道事業者と協定を締結し、踏切除却工事を行います。 ・都市計画道路溝ノ口線については、鉄道事業者と協定を締結し、調査設計を行います。	3	・京急大師線連続立体交差事業について、小島新田駅～東門前駅間は、仮駅舎撤去等を行い、工事を完成しました。また、東門前駅～鈴木町駅間は、今後の取組方針に基づく取組を推進しました。 ・JR南武線連続立体交差事業について、令和6年8月に都市計画決定を行い、令和7年1月には都市計画事業認可を受け、事業に着手しました。 ・都市計画道路苅宿小田中線（Ⅲ期）について、道路築造工事が令和6年9月に完成し、また踏切除却工事が、鉄道事業者と協定を締結した上、令和7年3月に完成したことから、令和6年度中に工事完成となりました。 ・都市計画道路溝ノ口線について、鉄道事業者と協定を締結し、調査設計を実施しました。	・京急大師線連続立体交差事業については、東門前駅～川崎大師駅　鈴木町すり付けの令和8年度の工事着手に向けて、必要な都市計画の手続きなど、計画的な取組の推進が必要です。 ・JR南武線連続立体交差事業については、令和11年度の高架化工事着手に向けて、用地の取得など、計画的な取組の推進が必要です。 ・踏切の除却に向け、引続き、鉄道事業者との協議・調整を行うとともに、周辺住民や利用者の理解を得ながら用地取得を進めていきます。	京浜急行大師線連続立体交差事業 JR南武線連続立体交差事業 道路改良事業	40702060 40702070 40702030	建設緑政局
44	5104	港湾施設の耐震化	・港湾施設である耐震強化岸壁を計画的に推進します。 ・千鳥町7号岸壁の耐震化を推進します。（1か所完了、2か所事業中） ・災害発生時緊急物資輸送機能を補完するため、施設の老朽化対策を推進します。（対象：9施設）	・令和7年度完成に向け千鳥町7号岸壁の耐震化工事を実施します。 ・令和7年度完了に向けて老朽化対策工事を実施します	・千鳥町7号岸壁の耐震化に向けた関係者との調整等を引き続き実施します。 ・東扇島4号岸壁の工事を実施します。	3	・千鳥町7号岸壁の耐震化に向けた関係者との調整を実施しました。 ・東扇島4号岸壁の工事を実施しました。	・引き続き千鳥町7号岸壁の耐震化及び災害発生時緊急物資輸送機能を補完するため、施設の老朽化対策を推進します。	・港湾施設改修（防災・減災）事業 ・港湾施設維持管理事業	10101110 40402150	港湾局
45	5105	川崎港海底トンネルの機能強化	・市街地と東扇島を結ぶ川崎港海底トンネルが災害時に機能を発揮できるよう、防災機能強化に向けた整備を実施します。また、東扇島で活動する人々を市街地へ誘導するために、トンネルの人道を安全に利用するための整備を実施します。	・老朽化対策として川崎港海底トンネル本体の防食工事を実施します。 ・人道・共同溝の耐震強化を実施します。 ・老朽化したトンネル付帯設備の改修を実施します。	・老朽化対策としてトンネル外部ダクト部や換気所地下部の外壁断面修復の設計を実施します。 ・老朽化したトンネル付帯設備である消火配管及び排水ポンプの改修工事を実施します。 ・照明設備の改修にむけた設計を実施します。 ・トンネルの定期点検を実施します。	3	・老朽化対策としてトンネル外部ダクト部や換気所地下部の外壁断面修復の設計を実施しました。 ・老朽化したトンネル付帯設備である消火配管及び排水ポンプの改修工事を実施しました。また、消火配管の継続工事及びシーケンスコントロール盤の改修工事に着手しました。 ・照明設備の改修に向けた設計を実施しました。 ・トンネルの定期点検を実施しました。	・市街地と東扇島を結ぶ川崎港海底トンネルが災害時に機能を発揮できるよう、施設の老朽化への対応など、引き続き防災機能強化に向けた整備を進めていく必要があります。	川崎港海底トンネル改修事業	40402060	港湾局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	令和6年度　計画内容	評価	令和6年度　取組実績等	今後の方向性や課題等	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
46	5106	臨港道路東扇島水江町線の整備	・東扇島地区から内陸部への緊急物資輸送ルートの代替性確保のため、臨港道路東扇島水江町線の整備を推進します。	・臨港道路東扇島水江町線の整備を推進します。 ⇒令和9年度完成に向け、臨港道路東扇島水江町線の工事を実施します。	・臨港道路東扇島水江町線の整備を推進します。	3	・国、警察、沿道企業等と工程・整備内容・用地などについて協議・調整を行いました。 ・臨港道路東扇島水江町線整備の橋梁部上部工事や水江町側の下部工事を行いました。 ・東扇島外貿7号道路改良の工事が完了しました。 ・東扇島幹線5号道路改良の工事に着手しました。	・事業の進捗状況等について国との定期的な情報共有を行い、これを踏まえコスト縮減策等の国の検討に協力するなど、国と連携して事業を推進していきます。 また、今後、臨港道路の整備に併せて、災害時において避難場所等として活用することを踏まえた周辺緑地等の整備を行う予定です。	臨港道路東扇島水江町線整備事業	40402050	港湾局
47	5109	企業のBCP策定促進	・市ホームページにおいて、BCPの概要や必要性、ガイドライン等を案内、周知します。 ・BCP策定に取り組む企業に対し、専門家派遣により支援を推進します。 ・BCP策定に取り組む中小企業に対して、補助金により支援を推進します。（経済労働局） ・関係部署と連携し、啓発冊子や国のガイドライン等を活用し、企業へのBCP策定にかかる普及啓発等を行う。（危機管理本部）	・市内中小企業に対して、BCPの概要や必要性、ガイドライン等を案内・周知する等、必要な支援を実施し、BCPの策定を促進します。 （経済労働局） ・関係部署と連携し、啓発冊子や国のガイドライン等を活用し、企業へのBCP策定にかかる普及啓発等を行います。（危機管理本部）	・市ホームページにおいて、BCPの概要や必要性、ガイドライン等を案内、周知します。 ・BCP策定に取り組む企業に対し、専門家派遣等により支援を推進します。（経済労働局） ・関係部署と連携し、啓発冊子や国のガイドライン等を活用し、企業へのBCP策定にかかる普及啓発等を行います。（危機管理本部）	3	・市ホームページにおいて、BCPの概要や必要性、ガイドライン等を案内、周知しました。 ・BCP策定に取り組む企業に対し、専門家派遣等により支援を行いました。（経済労働局） ・関係部署と連携し、啓発冊子や国のガイドライン等を活用し、企業へのBCP策定にかかる普及啓発等を行いました。（危機管理本部）	・近年、自然災害が増加傾向となっている状況を踏まえ、企業のBCP策定をより促進していく必要があります。（経済労働局） ・関係部署と連携し、引き続き啓発冊子や国のガイドライン等を活用し、企業へのBCP策定にかかる普及啓発等を進めます。（危機管理本部）	中小企業経営支援事業 地域防災推進事業	40103020 10101020	経済労働局 危機管理本部
48	5401	小型船係留施設の整備	・タグボートや官公庁船等の基地となる小型船溜まりの静穏度を確保するための防波堤を整備します。	・令和6年度からの供用開始に向け、令和5年度までに防波堤の整備を行います。 ⇒　供用開始を令和8年度に変更	防波堤の整備工事を実施します。	3	・防波堤の整備工事を実施しました。	なし　※ 令和7年度に防波堤の整備完了予定	小型船溜まり整備事業	40402215	港湾局
49	6301	下水道施設の浸水対策	・河川氾濫等の発生時における下水道施設の機能確保に向けた対策を推進します。	・耐水化計画の策定及び下水道施設の浸水対策（耐水化）を推進します。	・洪水浸水想定深の見直しによる耐水化計画の見直しに向けた検討を進めます。	3	・洪水浸水想定深の見直し等を踏まえ、耐水化計画の修正に向けた検討を進めました。	・上下水道事業中期計画の計画期間が令和7年度で終了するため、次期計画の策定にあたり、耐水化計画の見直しを踏まえ、下水道施設の耐水化を推進していく必要があります。	浸水対策事業	10302020	上下水道局
50	6302	下水道の管きょ・施設の老朽化対策の推進	・施設の劣化状況を適切に把握し、中長期的な視点を踏まえ、リスクとコストのバランスを考慮しながら最適な下水道管きょ・施設の再構築や再整備を行い、老朽化対策を推進します。	・老朽化した下水道管きょの計画的な再整備を推進します。（管きょ再整備率39.8%） ・水処理センター・ポンプ場の設備更新や再構築を推進します。	・管きょ再整備重点化地域における管きょの再整備を推進します。 ・汚泥圧送管の再整備を推進します。 ・大師河原ポンプ場などにおいて再構築を推進します。 ・入江崎総合スラッジセンターにおいて再構築を推進します。	3	・管きょ再整備重点化地域における管きょの再整備を推進しました。（管きょ再整備率（管きょ再整備重点地域）：39.0%） ・汚泥圧送管の等々力水処理センター～戸手ポンプ場間の工事を推進しました。 ・大師河原ポンプ場などにおいて再構築を推進しました。 ・入江崎総合スラッジセンターにおいて再構築を推進しました。	・上下水道事業中期計画の計画期間が令和7年度で終了するため、次期計画の策定にあたり、アセットマネジメントの運用により、計画的に老朽化対策を推進していく必要があります。	下水道の管きょ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業	10302050	上下水道局
51	8101	ごみ焼却施設の耐震対策	・ごみ焼却施設の建替工事に伴う耐震化を推進します。 ・計画的な建替工事に向けて、交付金を活用し、脱炭素化社会に向け、より高効率なエネルギー回収設備を導入し、エネルギーの効率化を図るとともに、地震等の災害発生後、速やかに廃棄物処理が可能な施設として強靭化を実施します。	・令和4年度までに橘処理センターの建替工事に伴う耐震化を完了し、試運転を経て、令和5年秋までに施設の引渡を受けます。 ⇒　耐震化施策に基づくごみ焼却施設の建設工事は橘処理センターで完成しましたが、国の動向を注視しつつ、新基準等により耐震化施策が必要となった場合は迅速に対応を行います。	耐震化施策に基づくごみ焼却施設の建設工事は橘処理センターで完成しましたが、国の動向を注視しつつ、新基準等により耐震化施策が必要となった場合は迅速に対応を行います。	3	令和5年度事業完了	・耐震化施策に基づくごみ焼却施設の建設工事は橘処理センターで完成しましたが、国の動向を注視しつつ、新基準等により耐震化施策が必要となった場合は迅速に対応を行います。	廃棄物施設建設事業	30202060	環境局
52	8203	「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進	・「川崎市協働・連携の基本方針」及び「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、多様な主体との協働・連携施策を推進するとともに、地域の様々な主体や資源をつなぐ等、市民が気軽に活動に参加するための環境整備に取り組みます。	・「希望のシナリオ」の実現に向けて、多くの市民参加が必要であることから、地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合（市民アンケート）が25%を超えるよう取組を推進します。 ・また、各区に「ソーシャルデザインセンター（モデル実施含む）」が創出されるよう取組を推進します。	・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組を推進します。 ・より多くの市民に身近なつながりの大切さを感じてもらうため、SNSを活用した「まちのひろば」紹介、「まちのひろばフェス」の開催等による「まちのひろば」プロジェクトを推進します。 ・また、公共施設の地域化（地域による利活用の促進）に向けて、庁内で情報共有を図りながら取組を推進します。 ・各区と連携し、ソーシャルデザインセンターの安定的・継続的な運営に向けた支援のあり方について検討を進めます。 ・町内会・自治会への加入促進に関する取組の推進、負担軽減の取組に向けた「町内会・自治会への依頼ガイドライン」の活用、町内会・自治会活動応援補助金の適正な運用と新たな事業展開の促進をします。 ・「川崎市地域デザイン会議運営指針」策定後、各区において「地域デザイン会議運営要綱」を制定し、参加と協働による地域課題の解決に向けて、本格実施を開始します。	3	・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組を、令和4年度実施した検証の結果を踏まえて推進しました。 ・より多くの市民に身近なつながりの大切さを感じてもらうため、SNSの活用をさらに進めた他、市制100周年記念事業「市民100人100通りのほっこりポスター」の制作による地域のつながりや地域人材の見える化、「まちのひろばフェス×地ケアフェア」の開催等により「まちのひろば」プロジェクトを推進しました。 ・公共施設の地域化（地域による利活用の促進）に向けて、庁内で情報共有を図りました。 ・令和6年4月に川崎区、麻生区においてソーシャルデザインセンターが開設し、7区のソーシャルデザインセンターが出そろいました。各区と連携してソーシャルデザインセンターの運営を支援した他、7区のソーシャルデザインセンター間係者の学びの場となる「7区SDC交流会」を実施しました。SDCの安定的・継続的な活動展開に向けた支援のあり方についても検討しました。 ・町内会・自治会への加入促進に関する取組の推進、負担軽減の取組に向けた「町内会・自治会への依頼ガイドライン」の活用、町内会・自治会活動応援補助金の適正な運用と新たな事業展開を促進しました。 ・地域デザイン会議については、5月に策定した「川崎市地域デザイン会議運営指針」に基づき、各区において運営要綱を制定の上、各区で本格実施を開始し、参加と協働による地域課題の解決に向けた取組を進めました。	・令和7年度に実施する「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の検証において、ソーシャルデザインセンターの発展の可能性や他の施策との関係性の確認などを含め課題等を整理確認し、今後取り組むべき方向性を検討します。	多様な主体による協働・連携推進事業	50101010	市民文化局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標	令和6年度　計画内容	評価	令和6年度　取組実績等	今後の方向性や課題等	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
53	8206	町内会・自治会活動の活性化に向けた支援	・地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、行政との協働のパートナーである町内会・自治会の活動を支援することにより、市民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。	・地域住民の町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進、新たな補助制度を活用し、町内会・自治会活動の維持・拡大を支援します。	・啓発絵本「こども町会長」の活用をはじめ地域情報紙（タウンニュース）の活用等、多面的な広報により町内会・自治会の魅力を発信します。 ・町内会・自治会活動を対象とした補助制度を活用し、町内会・自治会活動の維持・拡大を支援します。	3	・絵本の形式で制作した啓発物「こども町会長」を活用し、市内公立小学校で町内会・自治会に関する出前講座の実施や地域情報誌を活用した身近な町内会・自治会活動の継続的な広報等、区と連携して多面的な広報・啓発活動を実施しました。 ・「町内会・自治会活動応援補助金」の利用促進に取り組み、市内の487団体に補助金を交付することで、町内会・自治会活動の活性化を支援しました。	・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、引き続き、町内会・自治会の活動が活性化するよう、補助金の交付や表彰等により市として側面支援するとともに、地域住民の町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進、町内会・自治会の自主的な設立につながるよう、（公財）川崎市市民自治財団や川崎市全町内会連合会等と連携した取組を行います。また、行政等からの依頼の負担軽減については、様々な分野の行政施策の円滑な実施に町内会・自治会の協力が欠かせないものとなっており、一律の軽減は難しい状況にありますが、回覧物の一括配送業務を実施するなど、負担軽減に向けた取組を進めるとともに、「町内会・自治会活動応援補助金」の効果的な活用により町内会・自治会における新たな事業展開や、好事例の横展開の促進に取り組みます。	地域振興事業	50101030	市民文化局
54	8501	地籍調査事業の推進	・一筆地ごとの土地について、現地での調査・測量を行い、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）を作成します。 ・調査成果は、国、県の認証取得後、法務局に送付され、地籍図は不動産登記法第14条地図として備え付けられ、地籍簿は土地登記簿の表示等を訂正するための基礎資料になり、迅速かつ円滑な復旧・復興に寄与します。	・令和2年度からの第7次国土調査事業十箇年計画の閣議決定を受け、神奈川県地籍調査計画の推進に向けて取り組みます。	・多摩区生田八丁目地内一部（51工区）において一筆地調査、川崎区鋼管通一丁目、浜町一丁目、追分町地内各一部（55工区）において街区境界調査を計0.13k㎡分実施します。	3	・多摩区生田八丁目地内一部（51工区）において一筆地調査、川崎区鋼管通一丁目、浜町一丁目、追分町地内各一部（55工区）において街区境界調査を行い、計0.23k㎡の調査を完了しました。	・大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、地籍調査事業を着実に推進しておくことが重要であり、事業を継続的に実施するための財源（補助金）の確保等が必要です。	地籍調査事業	10204110	建設緑政局

資料３－２

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
1	1111	市施設、市立学校の緊急地震速報自動放送の拡充	・同報系防災行政無線を介して緊急地震速報等の国民保護情報を発信できるよう、対象施設への整備を推進します。	・未完了である一部市立学校への整備を進め、対象施設の整備を完了します。	3	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部
2	1112	都市防災機能の向上と広場等の空地の確保	・民間事業者に対して、都市計画手法等を活用しながら、地域防災力の向上に資する取組みや広場等の空地の確保を適切に誘導し、災害に強い市街地の形成を目指します。	・民間事業者との協議調整、低炭素ガイドラインに基づく評価、都市計画手続き等の取組を適切に推進し、有事の際の避難場所となる広場等の空地の確保など、地域の状況に応じた防災力の向上を目指します。	3	地域地区等計画策定・推進事業	40601020	まちづくり局
3	1113	避難場所等の確保	・指定緊急避難場所や、協定等に基づく一時避難場所、避難所補完施設など、各災害に対応した避難場所等の確保に努めます。（危機管理本部、各区）	・既に登録されている施設等については、台帳の適正な管理や、災害時に開設する候補施設を選定するなど、迅速な避難所開設に備えます。 ・また、新規候補施設については、安全性等の基準を精査したうえで、指定や登録ができるよう避難場所等の確保に努めます。 （危機管理本部、各区） 【今後の方向性や課題等】 ・令和6年能登半島地震で生じた課題を踏まえ、避難する場所に捉われず、人に対する支援体制の構築を検討する必要があります。 ・在宅避難の啓発をさらに進めるとともに、地域からの意見等も踏まえながら、物資や情報の提供など在宅避難者に対する支援策の検討を進める必要があります。	3	防災対策管理運営事業 臨海部津波防災対策事業	10101010 10101040	危機管理本部 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
4	1114	町内会館・自治会館の整備支援	・地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用も想定される町内会・自治会会館について、老朽化への対応やバリアフリー化、耐震化を図るために整備に対する費用の一部について補助金を交付します。	・町内会・自治会からの要望に応じて、町内会・自治会館整備補助金を毎年度交付します。	3	地域振興事業	50101030	市民文化局
5	1115	市民防災農地の確保	・一時避難場所等として活用するため、市民防災農地の登録を行います。	・毎年度、市民防災農地の新規登録を行います。（目標：毎年度8か所）	3	農環境保全・活用事業	30304010	経済労働局
6	1116	大規模施設における防災体制の強化	・大地震等の発生に備え、不特定多数の者等が利用する大規模な防火対象物の関係者に対し、講習等により指導することで、防災体制を強化します。	・防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び自衛消防組織の設置等の届出並びに各届出に基づく防災管理業務の実施について指導することにより、大規模施設等における防災体制の強化を推進します。	3	火災予防事業	10104090	消防局
7	1117	落下危険物の改善指導	・屋外広告物の更新許可申請の際に安全点検報告書の提出を求め、問題がある物件に対して改善の指導を行います。	・毎年度、屋外広告物の更新許可申請の際に安全点検報告書の提出を求め、問題がある物件に対しては、改善の指導を行っていきます。	3	屋外広告物管理事業	10204070	建設緑政局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
8	1120	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	・各学校に防災学習テキストを配付し、教育機関における防災教育を推進します。 （小学校1・2・3年生用、小学校4・5・6年生用、中学生・高校生用） （教育委員会） ・児童生徒や若い世代の防災意識等の向上に向けて、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等を行います。（危機管理本部） ・若い世代の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、小中学校での防災講座（ぼうさい出前講座含む）や防災訓練等を開催します。 （各区）	・社会状況の変化等に応じ、適宜、防災学習テキストを見直し、各学校で実施される防災教育や避難訓練の充実を図ります。また、防災リーフレットの児童への配布等により、防災意識の向上を図ります。 （教育委員会） ・啓発冊子の配布、「こども防災塾」や「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座の開催等を行います。（危機管理本部） ・小中学校等でのぼうさい出前講座や防災訓練等を実施し、児童生徒や若い世代への啓発・広報の取組を推進します。（各区）	3	学校安全推進事業 地域防災推進事業	20203010	教育委員会 危機管理本部 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
9	1121	家具等の屋内収容物の地震対策の普及・促進	・ぼうさい出前講座等による家具の転倒防止策の啓発を行い、「自助」の取組を推進します。 （危機管理本部、各区） ・ひとり暮らし高齢者又はひとり暮らし障害者等が居住する家屋に備え付けられた家具に転倒防止金具を取り付けることにより、地震発生時における家具転倒による事故を防止し、ひとり暮らし高齢者等の安全性の確保を図ります。（健康福祉局）	・毎年度、ぼうさい出前講座等による家具の転倒防止策の啓発を推進します。（危機管理本部、各区） ・取付対象者の住家にて、家具転倒防止金具を取り付けます。 （健康福祉局）	3	災害救助その他援護事業	10401070	危機管理本部 健康福祉局 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
10	1205	消防署所等の施設整備	・防災拠点となる消防署所の施設・設備の点検整備を実施するとともに、老朽化した庁舎を計画的に整備し、消防力の強化を図ります。	・消防署所の整備・維持管理の考え方に基づく計画的な整備の実施をします。 ・かわさき資産マネジメントカルテに基づく長寿命化工事を推進します。 ※実施についてはまちづくり局所管 ・緊急を要する施設、設備の補修工事を実施します。	3	消防署所改築事業 庁舎等整備事業	10104020 10104170	消防局
11	1206	消防指令システムの整備・機能強化	・消防指令システム及び消防情報管理システムについて、効率的かつ計画的にシステム安定稼働を推進するとともに、迅速な出場指令や災害対応力の向上を図るために、システムの整備・強化を順次実施します。また、Net119緊急通報システムについて市民に広報していきます。	・消防指令システムについては令和4年度末までにシステムを一部更新、消防情報管理システムについては順次機能更新を進めます。Net119緊急通報システムについてはイベント等で市民に対して広報を行っていきます。	3	消防指令体制整備事業	10104030	消防局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
12	1208	消防団員の確保・充実	・火災・風水害等における災害から市民の生命・身体・財産を守るため、消防団員等を確保し、地域防災力の向上を図ります。	・各種イベントや広報、教育訓練等を通して消防団員の確保に努め、充足率93.0%を目指します。 【評価理由】 ・消防団員の充足率について、取組実績79.6%が目標90.2%を下回ったため。 【C 目標達成への取組】 ・募集動画の作成、SNSの活用、新聞への折り込みチラシの配布、機能別団員募集説明会の開催、各種イベントでのPR活動、大学学園祭における消防団員募集広報の実施、アンケート調査などに基づく入退団要因の分析など、消防団員確保に向けた取組を行いました。	4	消防団関係事業 地域防災支援事業	10104060 10104245	消防局
13	1302	防災行政無線の整備と情報伝達の強化	・災害情報等を迅速・確実に伝達するため、既存規格へ対応した同報系防災行政無線の整備を実施します。 ・土砂災害警戒区域等に、同報系防災行政無線屋外受信機を増設し、情報伝達範囲を強化するとともに、戸別受信機を含めた情報伝達方法の在り方を検討します。	・同報系防災行政無線の構成機器である屋外・戸別受信機のスプリアス規格対応を完了します。(対応期限:令和4年11月末) ・屋外受信機の増設については、令和3～7年度で24台設置します。 ・住民への情報伝達手段の在り方を検討し、以降の整備方針を決定します。	3	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部
14	1303	津波災害等を想定した情報伝達・陸閘等の操作点検	・津波災害等を想定した情報伝達、操作等の練度向上のため、陸閘等の操作訓練を行います。	・水門・陸閘の操作依頼をしている事業者に各自の操作・点検を依頼します。 ・港湾局職員による陸閘閉鎖訓練を実施します。 ・台風・低気圧で高潮が予測される際、実際に電話・FAXでの情報伝達を実施します。	3	海岸保全施設維持整備事業	10101120	港湾局
15	1304	津波ハザードマップの作成・周知	・関係機関と連携し、川崎区転入者や、学校・福祉施設、各種防災イベントや訓練の参加者等へ幅広く配布することで、津波対策の周知・推進を図ります。 ・また、作成した津波ハザードマップについて、必要に応じて改訂し、情報を更新します。 (危機管理本部、川崎区)	・防災訓練や窓口での転入手続き等の機会をとらえ、津波ハザードマップを配布します。 ・津波ハザードマップ外国語版等を公共機関や関係機関、宿泊施設、各種イベント等で配布。市HP情報も更新し、周知します。 ・更新した津波ハザードマップを学校や福祉施設等での配布を行い、幅広い周知を行います。 (危機管理本部、川崎区)	3	臨海部・津波防災対策事業	10101040	危機管理本部 川崎区

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
16	1305	臨海部における総合的な防災対策の推進	・川崎臨海部防災協議会等にて、事業所と行政が連携し、防災対策の検討、情報共有、訓練等を実施します。 ・川崎臨海部広域防災訓練を実施し、実動訓練・情報受伝達訓練を実施することで、参加機関との連携強化、防災体制の向上を推進します。 ・川崎臨海部防災対策計画を踏まえた防災対策を推進するとともに、臨海部の事業者や市民等へ周知を図ります。 ・神奈川県石油コンビナート等防災本部が開催する会議や訓練等へ参加し、関係機関との連携強化を推進します。（危機管理本部） ・川崎臨海部防災協議会及び川崎臨海部広域防災訓練に参加し、関係機関との連携強化を推進します。（港湾局、経済労働局） ・川崎市臨海部防災対策計画に基づき、特定事業所に対する諸法令の遵守の徹底や自主保安体制の確立に向けて適切に助言を行い、災害の未然防止と防災体制の強化を推進します。 ・特定事業所に対し、講習会や立入検査等の機会を捉えて指導を実施します。（消防局）	・臨海部における災害の未然防止や災害の拡大防止、市民及び従業員等の安全確保等を図るため、関係機関が連携して検討し、防災・減災対策を推進します。 ・神奈川県石油コンビナート等防災本部、川崎臨海部防災協議会等において、事業所と行政等の連携強化や防災体制の能力向上を推進します。（危機管理本部） ・川崎臨海部防災協議会及び川崎臨海部広域防災訓練等へ継続的に参加し、川崎臨海部防災対策計画を踏まえた防災対策を推進します。（港湾局、経済労働局） ・特定事業所に諸法令の遵守の徹底や自主保安体制の確立に向けて継続指導し、災害の未然防止と防災体制の強化を推進します。（消防局）	3	臨海部・津波防災対策事業	10101040	危機管理本部 港湾局 経済労働局 消防局
17	1306	津波被害の軽減に向けた共助等の取組	・津波警報等が発せられた場合の情報伝達、津波避難施設の開設、避難行動等、防災意識の高揚を図るため、津波避難訓練を実施します。 （危機管理本部、川崎区） ・ICTを活用した津波被害軽減研究の一環として、地域住民を対象とした実証実験や津波防災講座等を実施します。 （危機管理本部） ・津波避難計画に基づき、津波被害軽減のため定期的な情報収集や情報伝達訓練を実施します。 （港湾局）	・津波避難計画に基づき、津波による「死者0」を目指し、臨海部に立地する企業・市民・関係機関等と連携し、津波避難に関して、市民や企業等への周知徹底に努める等、臨海部における防災・減災対策を推進します。 ・津波避難訓練においてICTを活用した津波被害軽減研究の一環として、スマホアプリを活用した実証実験を行います。 （危機管理本部） ・津波浸水想定区域内における津波避難訓練を毎年度１回実施します。（川崎区） ・臨海部が実施する訓練や川崎港管理センターで実施する訓練等を通じて、情報伝達が適切実施できる体制を整備します。（港湾局）	3	臨海部・津波防災対策事業	10101040	危機管理本部 港湾局 川崎区

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
18	1502	火山灰対策の検討	・火山噴火時における降灰対策や、周辺自治体との連携体制及び避難者対策について検討を行い、地域防災計画に反映する等、体制の整備を推進します。	・火山灰対策に係る研修や他自治体の取組を参考にして、火山灰対策の検討を行い、地域防災計画に反映する等、体制の整備を推進します。	3	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部
19	2103	市物資拠点の確保・整備	・卸売市場について、事業者等の協力を得て、安定した物資の確保を図るとともに、機能維持の確保や長寿命化を図ります。	・卸売市場について、訓練等を通じた検証を行い協力体制を維持するとともに、市場施設の補修・改修等を着実に実施します。	3	卸売市場の管理運営事業	40102060	経済労働局
20	2104	食料等生活必需物資の確保	・災害時の食料等生活必需物資の供給に係る協定に基づき、連絡先の確認や在庫調査を実施します。また、災害時に備え情報伝達訓練等を実施します。	・毎年度、協定締結先と連絡先確認、在庫調査を実施します。 ・協定締結先の生協団体と情報伝達訓練を実施します。	3	消費者啓発育成事業	10201050	経済労働局
21	2105	公的備蓄の適正管理	・備蓄計画に基づき、必要な備蓄物資の購入を関係局と連携して計画的に進めるとともに、適正な物資の配置を実施します。 ・社会情勢の変化等に伴う備蓄計画の見直しを適宜検討します。（危機管理本部） ・物資やエネルギーの供給停止に備え、備蓄計画等に基づき、備蓄物資の品目・数量の適正な管理を実施し、地域防災力の向上を行います。（各区） ・災害時の避難所等におけるトイレ対策のため、災害用トイレを備蓄し適正な管理を行います。（環境局）	・備蓄計画に基づき、必要な備蓄物資の購入を実施します。 ・感染症対策等も踏まえ、備蓄計画の更新に向けた作業を進めます。 ・消費期限がない備蓄物資の計画的な購入を行います。（危機管理本部） 毎年度、備蓄倉庫の備蓄品について、品目・数量の点検を実施し、適正管理の徹底を図ります。（各区） ・災害時の避難所等におけるトイレ対策のため、災害用トイレを備蓄し適正な管理を行います。 （環境局）	3	防災施設整備事業 し尿・浄化槽収集事業	10101030 30202090	危機管理本部 環境局 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
22	2108	応急給水拠点の整備	・応急給水拠点の利便性を高め、より迅速な応急給水を図るため、配水池・配水塔と供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校に給水器具の設置等の手間なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備を推進します。	・令和5年度末までに開設不要型応急給水拠点の整備率を100%にします。	3	送・配水管の更新・耐震化事業	10301020	上下水道局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
23	2109	市民と協働した災害時の応急給水活動の充実	・市民参加による給水訓練を実施し、災害時における給水拠点の安定的な運営を図ります。	・応急給水訓練への参加を促進するためにPR活動を行い、訓練を実施します。 ・また、自主防災組織等を対象に開設手順等必要な技能の維持・向上のため、組立・給水訓練を年1回以上実施するとともに配水池・配水塔等を利用した開設不要型応急給水訓練を実施します。訓練は年間で25 回程度実施し、災害時の円滑な応急給水活動の実施に向けた取組を推進します。	3	水道・工業用水道の危機管理対策事業	10301060	上下水道局
24	2110	高層集合住宅の地震対策促進 （備蓄スペース・防災トイレ）	・川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱に基づき、高層集合住宅の高層階に居住する住民が、震災時にライフラインが復旧するまでの間、自立生活ができるように、震災対策の啓発活動を実施し、防災備蓄スペースや防災対応トイレの整備を促進します。 ・要綱に定められた整備基準に適合した物件に対して、適合証を交付します。	・パンフレット等を活用した震災対策の啓発活動の実施により、防災備蓄スペースと防災対応トイレの整備を促進します。	3	高層集合住宅の震災対策推進事業	10101100	まちづくり局
25	2111	大規模建築物の防災力向上	・大規模なマンションの居住者や所有者等に対して、国のガイドラインなどを踏まえて、適切な水害対策やぼうさい出前講座によるマンション特有のリスクへの備えに係る普及啓発を推進します。（危機管理本部） ・国の浸水対策ガイドラインの案内を窓口等での配架やHPへの掲載等により、浸水対策ガイドラインを踏まえた適切な水害対策の普及啓発を行います。（まちづくり局）	・国のガイドラインや川崎市の特性などを踏まえた大規模建築物特有のリスクや必要な対策等について、普及啓発を推進します。（危機管理本部） ・浸水対策ガイドラインを踏まえた適切な水害対策の普及啓発を継続して行います。（まちづくり局）	3	防災対策管理運営事業 地域防災推進事業	10101010	危機管理本部 まちづくり局
26	2112	再生可能エネルギー等の普及推進	・持続可能な脱炭素社会の構築に向け、地球温暖化対策を推進するため、個人や市内の中小規模事業者に対して、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、空調設備等の省エネルギー設備の導入に対し、補助金を交付します。 ・地域エネルギー会社の活用による市域の再生可能エネルギー等の普及拡大に向けた取組を行います。	・持続可能な脱炭素社会の構築に向け、地球温暖化対策を推進するため、個人や市内の中小規模事業者に対して、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入や、空調設備等の省エネルギー設備の導入に対し、補助金を交付します。 ・令和5年度に設立した地域エネルギー会社を活用し、市域の再生可能エネルギー等の普及拡大に向けた取組を行います。	3	環境エネルギー推進事業	30101020	環境局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
27	2113	災害時協定等に基づく受援体制の確保	・災害時協定の実効性確保に向けた各種取組を実施し、災害時に即時対応できる協力体制・受援体制の強化を推進します。 ・発災時に円滑な支援を受けることができるよう、平時から協定締結先の連絡先の確認を行うとともに、台風の接近など、発災が予測される時にはあらかじめ支援要請を行う可能性があることを伝えるなど、連携体制を構築します。 ・「川崎市総合防災訓練」において、救援物資輸送訓練を行い、円滑な輸送体制について検証します。 （危機管理本部） ・関係機関や民間企業等の協定締結先と連絡先等を明確にするとともに、災害対策協議会や訓練等を通じて、協力体制・受援体制の強化を推進します。（各区）	・出水期前に災害時協定の緊急連絡先の適切な更新や協定内容の見直し等を全庁的に行い、災害時協定の実効性を確保します。 ・引き続き平時からの連携体制を構築・維持し、円滑な支援を受けられるよう体制を整備します。 ・災害時物流に関する様々な課題を解決するため、令和3年度に災害時物流検討会を立ち上げ、課題の整理を進めます。 ・「川崎市総合防災訓練」において、救援物資輸送訓練を行い、円滑な輸送体制について引き続き検証します。（危機管理本部） ・協定締結先と連絡先を明確にするとともに、会議や現地確認等を通じて協力体制の確認・強化を推進します。（各区） 【今後の方向性や課題等】 令和6年能登半島地震での課題等を踏まえ、発災時に円滑な支援が受けられるよう、医療救護・福祉、物資の調達など、様々な分野で民間事業者、関係団体、他都市との連携を推進するとともに、協定締結団体と平時から関係性を構築し、連絡体制、支援の実施方法等を明確にするなど、協定の実効性確保に向けた取組を進めていく必要があります。	3	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
28	2114	地域における防犯対策の推進	・地域で発生する空き巣等の犯罪の防止に向け、多様な主体と連携し、パトロールなどへの支援による自主防犯活動の推進や、防犯灯の新設、維持管理、防犯カメラの設置補助等の取組を推進するとともに、かわさき防犯アプリ「みんパト」による防犯・不審者情報の配信を行います。	・多様な主体と連携し、防犯パトロールなどへの支援を行い、町内会・自治体からの要望に応じて、防犯灯の新設を行うとともに、防犯灯の維持管理を実施します。 ・防犯アプリにて市内の事件、不審者、特殊詐欺などの情報をプッシュ通知で配信し、犯罪や事件に巻き込まれるのを未然に防ぐための取組を推進します。	3	防犯対策事業	10201010	市民文化局
29	2202	消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航	・消防ヘリコプターによる救助訓練、消火訓練及び消防署との連携訓練等を継続的に実施します。 ・法令に定められた検査に適合するよう自隊による点検整備を徹底し、稼働機体を確保します。	・24時間365日運航体制に必要な人員を確保します。 ・新たに採用した操縦士、整備士の運航に必要な資格を取得します。 ・運航体制の確立に向けた隊員の養成、教育を行います。	3	航空関係業務 ヘリコプター整備事業	10104230 10104050	消防局
30	2203	警察等の広域応援部隊の活動拠点の整備	・災害時、関係機関の活動拠点としての活用が可能と見込まれる公園、施設等の整備にあたり、関係機関、施設管理者等と連携しながら活動拠点の拡充も含めた整備について検討していきます。	・引き続き、活動拠点としての活用が可能と見込まれる公園、施設等の整備にあたり、関係機関、施設管理者等と連携しながら活動拠点の拡充も含めた整備について検討していきます。	3	防災対策管理運営事業 危機管理対策事業	10101080	危機管理本部

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
31	2204	自助・共助による応急救護の取組（啓発・訓練等）	・大地震等の発生時の応急救護に役立ち、かつ平常時においても活用できる「火傷の手当て、切り傷等の止血方法、骨折部位の固定方法、心肺蘇生法、AEDの取り扱い方法」など、市民等が応急手当方法を習得するための講習を推進していきます。また、負傷者の搬送方法や災害時における医療体制についても啓発していきます。（消防局） ・各種防災訓練や救命講習会等の機会を通じ、大地震等災害発生時における応急手当等技能の普及・啓発を推進します。（危機管理本部、各区） ・大地震等災害発生時における自助・共助による応急手当の推進に向けて、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等による啓発を行います。 （危機管理本部）	・各種防災訓練や救命講習会等を通じて、大地震等の発生時における応急手当に関する技能の普及等をめざします。防災イベントや防災啓発冊子の配布を通じて、応急手当方法の取組促進を図ります。（消防局） ・各種防災訓練や会議の機会を通じ、大地震等災害発生時における応急手当等技能の普及・啓発を推進します。（危機管理本部、各区） ・啓発冊子の配布や、「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座などの機会を通じ、応急手当の重要性について啓発を進めます。（危機管理本部）	3	地域課題対応事業 救急活動事業 地域防災支援事業 地域防災推進事業	50103040-3100 10601060 10104245 10101020	危機管理本部 消防局 消防局 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
32	2205	企業が持つ防災資源の提供や人的支援の協力体制の推進	・市内企業の防災啓発や防災協力の推進を図るため、防災協力事業所登録制度を周知し、新たな防災協力事業所の登録を推進します。 ・防災協力事業所の協力体制の強化を図るため、平時や発災時の連携強化に向けた取組を推進します。	・市内企業へ防災協力事業所登録制度を周知し、新たな防災協力事業所への登録を推進します。 ・防災協力事業所との連携強化や発災時の対応力向上を図るため、各種訓練や防災イベントへの参加依頼、防災関連の情報提供、研修会・連絡会等の実施、アンケート調査、市HPによる広報等を実施します。	3	地域防災推進事業	10101020	危機管理本部
33	2206	長周期地震動対策の検討・啓発	・国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視し、長周期地震動特有のリスクや必要な対策等について、普及啓発を推進します。	・引き続き、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視し、長周期地震動特有のリスクや必要な対策等について、普及啓発を推進します。	3	臨海部・津波防災対策事業	10101040	危機管理本部

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
34	2301	主要駅における帰宅困難者対策の推進	・帰宅困難者の滞留が想定される市内主要駅周辺において、関係機関と連携しながら帰宅困難者対策を進めます。 ・帰宅困難者が発生した際に、円滑な情報共有及び対策を行うための通信手段を確保します。 （危機管理本部） ・関係団体との定期的な会議や訓練を通じ、関係団体との継続的な連携の構築を図ります。（各区）	・市内主要駅周辺において、関係機関との訓練等を年1回以上実施し、災害発生時における帰宅困難者対策の充実を図ります。 ・一時滞在施設に帰宅困難者対策用無線機の配備を行い、通信連絡手段を確保します。 （危機管理本部） ・関係団体との定期的な会議や訓練を通じ、関係団体との継続的な連携の構築を図ります。（各区）	3	帰宅困難者対策推進事業	10101050	危機管理本部 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
35	2302	広域連携（九都県市・四県市）による帰宅困難者対策の推進	・九都県市及び四県市との共同による帰宅支援ステーションの拡充等、広域で帰宅困難者対策に取り組みます。 ・民間企業等へ、帰宅困難者対策に係る意識啓発を行います。	・九都県市及び四県市と連携し、帰宅支援ステーションの拡充を図ります。 ・四県市で実施している「帰宅困難者対策取組企業公表制度」の周知を行い、企業等への意識啓発を行います。	3	帰宅困難者対策推進事業	10101050	危機管理本部
36	2303	競輪場の拠点機能等の確保・整備	・災害時に避難場所や活動拠点となる川崎競輪場について、再整備・施設改修を推進します。	・競輪場再整備基本計画に基づき、既存不適格部分の再整備を推進します。 ・電気設備改修等の施設改修を推進します。	3	競輪場整備事業	40902040	経済労働局
37	2304	避難場所等の確保・管理（帰宅困難者一時滞在施設）	・主要駅における滞留者の混乱抑制を図るため、一時滞在施設の確保を促進します。 ・帰宅困難者一時滞在施設マップを準備し、一時滞在施設への円滑な誘導及び帰宅困難者の円滑な帰宅支援を行います。	・主要駅周辺において、十分な一時滞在スペースを保有する施設を把握し、管理者と調整を行い、帰宅困難者一時滞在施設の拡充を図ります。 ・帰宅困難者一時滞在施設マップの補充を行うとともに、施設が拡充された場合には適宜更新を行います。	3	帰宅困難者対策推進事業	10101050	危機管理本部
38	2305	公的備蓄の適正管理（帰宅困難者用）	・震災時に発生することが予想される帰宅困難者に対する備蓄物資の計画的な購入及び一時滞在施設への配備を行います。	・備蓄計画に基づき、計画的な購入及び配備を行うとともに、有効期限が到達する物資については有効活用を行います。	3	帰宅困難者対策推進事業	10101050	危機管理本部
39	2306	安否確認方法の市民への周知	・大地震等の発生時に、相互に安否確認がとれない市民のために、安否確認の方法について周知します。	・市HP、防災啓発冊子、メールニュースかわさき等で、市民への広報を継続し、周知していきます。	3	防災施設整備事業 危機管理対策事業	10101030 10101080	危機管理本部

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
40	2307	交通関係機関の連携強化	・関係局区と各事業者の連携を通じ災害時等の体制強化を図ります。（危機管理本部） ・交通関係機関の連携強化を図るため、市が主体となる各種訓練等を通じて、対応確認を行います。（交通局） ・関係団体との会議を実施し、災害時の対応・応援要請等について、体制の強化を図ります。（各区）	・関係局区と各事業者の連携を通じ災害時等の体制強化を図ります。（危機管理本部） ・毎年度、市が主体となる各種訓練等の対応確認を行うことにより、交通関係機関の連携強化を図ります。（交通局） ・関係団体との会議を実施し、災害時の対応・応援要請等について、体制の強化を図ります。（各区）	3	市バス地域貢献事業	40704080	危機管理本部 交通局 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
41	2401	災害拠点病院の機能強化（情報通信・自家発・備蓄）	・民間の災害拠点病院の整備の状況を注視するとともに、各災害拠点病院と密に連携していきます。（健康福祉局） ・市立川崎病院については、新たにエネルギー棟や給水ポンプ棟を整備し、更新時期を迎えるエネルギー設備などを移設することにより、設備の更新とともに浸水対策を推進します。（病院局）	・民間の災害拠点病院の整備の状況を注視するとともに、各災害拠点病院と密に連携していきます。（健康福祉局） ・市立川崎病院については、エネルギーサービス事業を導入することにより、浸水対策ともなる新たなエネルギー棟や給水ポンプ棟を建設し、エネルギー設備を導入した後も、日常の運転監視や設備のメンテナンスを一括して効率的かつ安定的に継続します。（病院局）	3	川崎病院の運営 井田病院の運営 多摩病院の運営管理 災害時医療救護対策事業	10602010 10602020 10602030 10601020	健康福祉局 病院局
42	2407	救急車以外の負傷者等搬送体制の整備	・保健医療調整本部訓練において、参集したDMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）等とともに、重傷者の搬送等に関する調整を実践し、検証を実施していきます。	・保健医療調整本部訓練において、参集したDMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）等とともに、重傷者の搬送等に関する調整を実践し、検証を実施していきます。	3	災害時医療救護対策事業	10601020	健康福祉局
43	2408	災害時のメンタルヘルスケア体制の整備（DPAT等）	・大地震等の発生直後の精神的ストレス、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の精神的疾患を負った傷病者に対し、中長期的な視点でこころのケアを行うために、市外各地から派遣が想定される災害派遣精神医療チーム（DPAT）の調整や、地域の精神保健関係機関との連携確保を含めたメンタルヘルスケア体制を構築します。	・災害派遣精神医療チームの派遣及び受入に必要な調整機能の体制を構築、国の研修に職員を派遣し、発災時に災害派遣精神医療チームとして活動できるよう本市精神保健従事者に対しても必要な機器の訓練や専門研修を実施します。	3	精神保健事業	10405070	健康福祉局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
44	2409	医薬品等の確保、供給・受援体制の整備	・訓練等を通じ、発災時の円滑な医薬品等の供給・受援体制の確保を推進していきます。 ・発災後3日間の超急性期に必要となる医薬品の行政備蓄について川崎市薬剤師会と業務委託契約を締結し、医薬品の循環備蓄による医薬品の計画的な備蓄を推進してまいります。 ・災害時に使用する災害用外傷セットの行政備蓄について2年に1回の更新作業を行っていきます。	・訓練等を通じ、発災時の円滑な医薬品等の供給・受援体制の確保を推進していきます。 ・発災後3日間の超急性期に必要となる医薬品の行政備蓄について川崎市薬剤師会と業務委託契約を締結し、医薬品の循環備蓄による医薬品の計画的な備蓄を推進してまいります。 ・災害時に使用する災害用外傷セットの行政備蓄について2年に1回の更新作業を行っていきます。	3	災害時医療救護対策事業	10601020	健康福祉局
45	2501	平時からの予防接種の促進	・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種法に基づく予防接種を促進します。	・感染症の発生・まん延を防ぐため、台帳管理システムを活用して対象者への個別通知等を実施、予防接種の勧奨・通知を行うなど、平時から予防接種法に基づく予防接種を促進します。	3	予防接種事業	10603010	健康福祉局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
46	2502	災害時のトイレ対策の充実	・災害発生当初からトイレの活用ができるよう、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯用トイレ、避難所となる学校のトイレの活用やし尿の収集運搬等について関係部局と検討します。 ・仮設トイレ等の設置訓練、災害時のトイレ対策の啓発、携帯用トイレ等の備蓄等を推進します。 （危機管理本部） ・災害時の避難所等におけるトイレ対策のため、災害用トイレの備蓄を拡充します。 ・避難所等において仮設トイレの組立を円滑に行えるよう仮設トイレの組立訓練を実施します。 ・家庭内のトイレ対策を推進するため、家庭内における携帯トイレの備蓄について普及啓発に取り組みます。　（環境局） ・仮設トイレ組立訓練実施を支援します。 ・携帯トイレ等の家庭内備蓄を推進するための普及啓発を実施します。（各区） ・大規模な地震が発生した場合においても、地域におけるトイレ機能を確保することができるように、重要な管きょのうち、避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ管きょの耐震化の推進します。（上下水道局）	・災害発生当初からトイレの活用ができるよう、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯用トイレ、避難所となる学校のトイレの活用やし尿の収集運搬等について関係部局と検討するとともに、災害時のトイレ対策の訓練、啓発、備蓄等を推進します。（危機管理本部） ・川崎市備蓄計画に基づき、災害用トイレの追加備蓄を行います。 ・各区の総合防災訓練等において、仮設トイレの組立訓練を実施します。 ・携帯トイレの家庭内備蓄についてリーフレット等を用いて広報します。 （環境局） ・仮設トイレ組立訓練実施を支援します。 ・携帯トイレ等の家庭内備蓄を推進するための普及啓発を実施します。（各区） ・重要な管きょのうち、避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ管きょの耐震化を推進します。（上下水道局）	3	地域防災推進事業 防災施設整備事業 し尿・浄化槽収集事業 下水道の管きょ・施設の地震対策事業	10101020 10101030 30202090 10302010	危機管理本部 環境局 上下水道局 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
47	2503	避難所運営体制の整備・強化	・各避難所に設置されている避難所運営会議に対して、定期的な会議や運営訓練の実施を働きかけるとともに、必要に応じて検証等を行い、適宜避難所運営マニュアルの更新を行います。（危機管理本部） ・各避難所における避難所運営会議に対し、定期的な会議や運営訓練の実施を働きかけ、災害時の迅速な体制構築及び適正な運営を推進します。 ・避難所開設・運営訓練等を通じて、現行のマニュアルの確認や検証を行うほか、資機材や設備の動作確認等を実施します。 （各区）	・避難所運営会議を開催している避難所の割合を90%以上とします。 ・避難所運営会議における訓練数を100回以上とします。（危機管理本部） ・避難所運営会議に対して、定期的な会議や開設・運営訓練の実施を働きかけ、災害時の迅速な体制構築及び適正な運営の推進を支援します。 ・避難所開設・運営訓練を通じて、マニュアルの確認や検証を行うほか、資機材や設備の動作確認実施を支援します。 （各区） 【今後の方向性や課題等】 ・令和6年能登半島地震での課題等を踏まえ、避難所のトイレ環境の確保や体育館空調の整備、避難者の属性・健康状態等に配慮した備蓄物資の拡充等、避難所の生活環境等の改善を図る必要があり、避難所へのマンホールトイレの整備に向けた基礎調査の実施や、空調設備の早期設置のための整備方針の策定を進めているところです。	3	地域防災推進事業	10101020	危機管理本部 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区 教育委員会事務局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
48	2504	災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	・大規模な震災等の発生に伴う災害廃棄物等の円滑な処理を推進するために川崎市災害廃棄物等処理計画を策定しており、適宜、計画の見直しを図り、災害廃棄物の収集・処理体制の確保に向けて取組を推進します。	・災害廃棄物対策指針（環境省）、災害廃棄物処理計画（神奈川県）等を踏まえ、適宜見直しを図り、災害廃棄物の収集・処理体制の確保に向けて取組を推進します。	3	廃棄物企画調整事業	30202070	環境局
49	2505	遺体安置所の運営体制の強化	大規模災害時における円滑かつ迅速な遺体安置所の設置・運営に向けて、関係局区や関係団体との連携体制を整備します。（危機管理本部） ・葬祭用品等の調達及び遺体搬送車両等の確保について、災害時協定締結団体等との連携を図り、遺体安置所の円滑な運営を支援します。（健康福祉局） ・遺体安置所の運営に関する施設、警察、医師会等関係者の認識の共有を図ります。（区）	・訓練や研修等を通じて、遺体安置所に関する関係局区における認識の共有、職員の知識等の向上、マニュアルの見直しを行います。（危機管理本部） ・平時から、災害時協定締結団体等とのコミュニケーション及び情報共有を図り、災害発生時に適切に連携できるよう、適宜、連携スキームの見直し等を図っていきます。（健康福祉局） ・遺体安置所の運営に関する施設、警察、医師会等関係者の認識の共有を図ります。（区）	3	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部 健康福祉局 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
50	2506	災害時における火葬体制の整備	・大規模災害時における円滑かつ迅速な火葬の実施に向けて、関係局や警察等の関係機関との連携体制を整備します。（危機管理本部） ・災害時に備え、火葬炉設備の定期的なメンテナンスを実施するとともに、指定管理者による訓練を実施します。 ・神奈川県等の関係団体と連携し、災害時に備えた連携体制を構築します。 ・葬祭場災害時対応マニュアルの検証と併せて、災害時火葬計画の検討を継続的に行います。 （健康福祉局）	・警察等の関係機関との連絡体制の構築及び実施スキームの整備を行います。（危機管理本部） ・火葬炉設備の定期的なメンテナンスを実施するとともに、指定管理者による訓練を実施し、災害時における火葬炉の機能維持を推進します。 ・神奈川県火葬行政連絡会を通じ、他都市との意見交換を行うとともに、県が実施する広域通信訓練に指定管理者とともに参加し、連携体制を強化します。 ・葬祭場災害時マニュアルを検証し、災害時火葬件数計画に基づく実施に向けた検討を、継続的に行います。（健康福祉局）	3	葬祭場管理運営事業	10603070	危機管理本部 健康福祉局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
51	2602	避難所補完施設等の確保・管理	・指定緊急避難場所の代替施設となる避難所補完施設や一時避難場所を確保し、登録情報を適正に管理します。（危機管理本部） ・県立高校・町内会館等の使用について、関係団体と協議するなど、災害時に適正に活用できる取組を推進します。（各区）	・避難所補完施設及び一時避難場所の登録情報の適正な管理・運用を実施します。 ・私立学校、大学、民間企業などの施設を活用できるよう、協定等の締結を推進するとともに、町内会館の使用について関係団体等と協議し、一時避難場所や補完施設等を確保します。（危機管理本部） ・県立高校・町内会館等の使用について、関係団体と協議するなど、災害時に適正に活用できる取組を推進します。（各区）	3	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
52	2603	二次避難所の確保、運営体制の整備	・市内福祉法人本部へのヒアリングや、老施協などの関係団体との議論を行い、実効性の高い仕組みづくりについて検討を進めます。 ・「二次避難所開設・訓練に必要な物資の購入に関する負担金」を実施し、備蓄物資購入と訓練実施を進めます。 ・二次避難所と各区・健康福祉局における円滑な情報交換を実現する「災害福祉システム」を導入します。	・二次避難所協定の内容の見直し、整理を行います。 ・二次避難所開設に必要な備蓄物資を整備します。また、発災時の電源確保策として、二次避難所開設予定施設に対しポータブル予備電源の設置を進めます。 ・「災害福祉システム」の導入及び円滑な運用のため、定期的な情報伝達訓練を実施します。	3	災害救助その他援護事業	10401070	健康福祉局
53	2604	応急仮設住宅に係る体制の整備	・県、横浜市、相模原市及び関係団体との情報共有や運営訓練の実施により、賃貸型応急住宅や建設型応急住宅の迅速かつ円滑な供給に向けた体制づくりを推進します。	・賃貸型応急住宅や建設型応急住宅の迅速かつ円滑な供給に向け、体制の構築を図ります。	3	民間賃貸住宅等居住支援推進事業 住宅政策推進事業	10406050 10406010	まちづくり局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
54	2605	地域やボランティアと連携した避難者支援体制の構築	・大規模災害時における円滑かつ迅速な被災者支援に向けて、行政・地域・災害ボランティア関係団体が連携・協働した体制を整備します。（危機管理本部） ・災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、かわさき市民活動センターとの連携を推進（市民文化局） ・継続して庁内関係者と連携した上で、関係団体と協議、検討を行い、より効率的かつ効果的な災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、関係団体との連携体制構築を推進していきます。（健康福祉局）	・災害ボランティアセンターのより効率的かつ効果的な設置・運営に向けて、行政と関係団体との役割分担を整理し、協定やマニュアルの見直しを行います。 ・国の動向等を踏まえ、行政、地域、災害ボランティアセンター、NPO等の専門性を有する災害ボランティア団体が連携・協働して被災者支援に取り組む体制を整備します。（危機管理本部） ・継続して関係団体と協議、検討を行い、より効率的かつ効果的な災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、かわさき市民活動センターと連携していきます。（市民文化局） ・継続して関係団体と協議、検討を行い、より効率的かつ効果的な災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、関係団体と連携していきます。（健康福祉局）	3	地域防災推進事業	10101020	危機管理本部 健康福祉局 市民文化局
55	3101	災害対策活動の中枢拠点となる新本庁舎の整備	・非常用電源に加え、ガスコージェネレーションシステム等による供給電源の多重化を図ることにより、商用電源のバックアップを行うとともに、第3庁舎への電力融通を可能とするなど、災害対策活動の中枢拠点に必要な高いBCP性能を有する新本庁舎を整備します。	・新本庁舎が計画どおり令和4年度末に竣工するよう、引き続き円滑な事業執行を推進します。 ⇒　令和5年度の竣工に変更	3	本庁舎等建替事業	10101070	総務企画局
56	3102	災害対策本部バックアップ体制の整備	・本庁舎バックアップ施設として、多摩防災センターで想定される災害対応の内容について、検討していきます。 ・整備されている情報通信機器について、適切な維持管理を行い老朽化に伴う設備更新を実施します。	・本庁舎バックアップ施設として、多摩防災センターで想定される災害対応の内容について、検討していきます。 ・整備されている情報通信機器について、適切な維持管理を行い老朽化に伴う設備更新を実施します。	3	危機管理対策事業 防災施設整備事業	10101080 10101030	危機管理本部

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
57	3103	業務継続体制（BCP）の整備・充実	・本市のBCPの実効性を確保する各種取組を実施し、初動体制・応急体制の充実を推進します。（危機管理本部） ・年度当初の異動に伴う職務代理者や動員名簿を確認し、BCPの体制確保を行います。 （総務企画局） ・業務継続体制（BCP）の整備・充実を図ります。（財政局） ・異動等に伴う動員リストの更新、組織改編による局マニュアルの更新や訓練を行う。 （市民文化局） ・毎年度局内におけるBCPの実効性を検証しながら、研修や訓練を行い、適宜局の危機管理マニュアルの改訂を行います。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う連絡先や職務代行者の確認を実施し、BCPの体制確保を行います。（経済労働局）	・BCPの適宜改訂に向けて、全庁的な調整を行います。また訓練等の検証を通じたBCPの見直しを、適宜実施します。（危機管理本部） ・研修・訓練等により、職員の意識向上を図るとともに、BCPの実効性を確保し、適宜計画の見直しを行います。 （総務企画局） ・引き続き、研修・訓練等により、BCPの実効性の検証を行い、その検証結果を踏まえ、適宜、計画の改訂を行います。 ・年度当初の異動等に伴う連絡先や職務代行者等の確認を行います。 （財政局） ・発災時に所管施設を管理する指定管理者等と円滑な情報共有ができるよう、訓練等を行います。（市民文化局） ・毎年度行う局内の防災研修や訓練等を通じ、職員の防災意識の醸成とともに、BCPの検証を行いながら危機管理マニュアルの実効性を高めます。（経済労働局）	3	防災対策管理運営事業 地域防災推進事業	10101010 10101020	危機管理本部 総務企画局 財政局 市民文化局 経済労働局
57	3103	業務継続体制（BCP）の整備・充実	・職員向けの研修や庁内訓練等を行い、BCPの実効性の検証を図ります。また、研修や訓練等の検証結果を踏まえ、課題等を整理するとともに、適宜、マニュアル等の見直しを行うことにより、災害等が起こった場合の初動体制・応急体制の充実を推進します。 ・年度切り替え等のタイミングで、連絡先や職務代行者等の確認を行います。（環境局） ・研修・訓練等により、BCPの実効性の検証を行い、その検証結果を踏まえ、適宜、計画の改訂を行うことにより、本市における初動体制・応急体制の充実を推進します。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う連絡先や職務代行者等の確認を実施します。 （健康福祉局） ・業務継続計画の実効性を高めるため、局内の実情に合わせて初動体制・応急体制の整備を実施します。 ・組織改編等に伴い、緊急連絡網の確認や職務代行者等の確認を実施します。（こども未来局）	・職員向けの研修や庁内訓練等を行い、BCPの実効性の検証を図ります。また、研修や訓練等の検証結果を踏まえ、課題等を整理するとともに、適宜、マニュアル等の見直しを行うことにより、災害等が起こった場合の初動体制・応急体制の充実を推進します。 ・年度切り替え等のタイミングで、連絡先や職務代行者等の確認を行います。 （環境局） ・研修・訓練等により、BCPの実効性の検証を行い、その検証結果を踏まえ、適宜、計画の改訂を行うことにより、本市における初動体制・応急体制の充実を推進します。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う連絡先や職務代行者等の確認を実施します。 （健康福祉局） ・局の課題等を整理することで、業務継続計画の整備・充実を図っていきます。 （こども未来局）	3	地域防災推進事業	10101020	環境局 健康福祉局 こども未来局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
57	3103	業務継続体制（BCP）の整備・充実	・初動体制・応急体制について必要な検証を行い、BCPの整備・充実のための取組を実施します。 （まちづくり局） ・研修・訓練等により防災計画の検証を実施し、適宜、計画の改定等を行うことにより、応急対策の充実を図ります。（建設緑政局）	・研修・訓練等により、BCPの実効性について検証し、適宜計画等の見直しを行うことで、局における初動体制・応急体制の充実を図ります。 ・毎年度の人事異動等に際して、連絡先や職務代行者等の確認を遅滞なく実施します。 （まちづくり局） ・研修・訓練等により防災計画の検証を実施し、適宜、計画の改定等を行うことにより、応急対策の充実を図ります。（建設緑政局）	3	地域防災推進事業	10101020	まちづくり局 建設緑政局
57	3103	業務継続体制（BCP）の整備・充実	・港湾における行動計画（港湾BCP）風水害編を適宜更新します。（港湾局） ・本部内の初動体制、応急体制を充実させるため、地震、火災、風水害、コンビナートの災害を想定し、情報伝達および図上訓練を行っています。（臨海部） ・会計室内における訓練の実施により、防災への意識を高めると共に、業務継続計画に基づく災害時の対応や会計部としての役割における認識を高めます。（会計室） ・大規模地震や激甚化する風水害などを踏まえ、PDCAサイクルによる訓練の実施、振り返り、改善を継続的に行い、上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直しによる実効性の向上、災害対応能力の強化を進めます。（上下水道局） ・初動体制・応急体制の充実を図るため、訓練等により、BCPや交通局危機管理対応マニュアルの実効性を検証します。（交通局）	・近年激甚化する風水害等、地震以外の災害にも対応するための港湾における行動計画（港湾BCP）風水害編の適宜更新を行います。（港湾局） ・本部内の初動体制、応急体制を充実させるため、地震、火災、風水害、コンビナートの災害を想定し、情報伝達および図上訓練を行います。⇒情報伝達および図上訓練を毎年度1回実施します。（臨海部） ・毎年度、会計室内での防災訓練を実施し、初動対応等や職員各自における対応について確認を行うと共に、防災等に関する知識の向上につなげます。 ・室内の危機管理マニュアルを必要に応じて改定し、室内職員へ周知します。（会計室） ・職員を対象とした訓練・研修を年5回実施します。 他事業体等との訓練を年4回実施します。（上下水道局） ・毎年度、危機管理室と連携した訓練や局独自の訓練を通じて、BCPや交通局危機管理対応マニュアルの実効性を検証し、適宜BCPやマニュアルの改訂を行うことで、初動体制・応急体制の充実を推進します。（交通局）	3	地域防災推進事業 水道・工業用水道の危機管理対策事業 下水道事業の危機管理対策事業	10101020 10302070 10302070	港湾局 臨海部 会計室 上下水道局 交通局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
57	3103	業務継続体制（BCP）の整備・充実	・異動、組織改正に対応した動員名簿の整備を行い、初動体制の確立を図ります。また、BCPの実効性の検証を行い適宜修正を行います。（川崎区） ・区役所各課において初動体制・応急体制を確立するとともに、区本部訓練等により、計画の実効性の検証を行い、その結果を反映させることにより、区における業務継続計画（BCP）の整備・充実を図ります。 また、年度当初等、区内の緊急連絡先や職務代行者等の確認を遅滞なく実施します。 （幸区） ・業務継続計画の実効性を高めるため、局内の実情に合わせて初動体制・応急体制の整備を実施します。 ・組織改編等に伴い、緊急連絡網の確認や職務代行者等の確認を実施します。 （中原区）	・異動等に対応した区および各所属の連絡体制を確保し初動体制を確立します。毎年BCPの確認を行い実効性を高めます。（川崎区） ・引き続き、研修・訓練等により、業務継続計画（BCP）の実効性の検証を行い、その検証結果を踏まえ、適宜、計画の改訂を行います。 （幸区） ・局の課題等を整理することで、業務継続計画の整備・充実を図っていきます。 （中原区）	3	地域防災推進事業	10101020	川崎区 幸区 中原区
57	3103	業務継続体制（BCP）の整備・充実	・業務継続体制（BCP）の整備・充実を図ります。（高津区） ・初動対応職員研修や震災時の区本部設置訓練の実施により初動・応急体制を確立し、適宜区計画及び関係マニュアルの改訂を実施します。 （宮前区） ・業務継続計画の実効性を高めるため、区の実情に合わせて初動体制・応急体制の整備を実施します。 ・毎年度初め、異動等に伴い、緊急連絡網の整備や職務代行者等の確認を実施します。 （多摩区） ・区本部訓練を実施する際には、BCPの発動を検討する項目を設け、具体的な検討を進めていきます。 （麻生区）	・訓練等により、BCPの実効性の検証を行い、その検証結果を踏まえ、適宜、体制等を見直しを行うことにより、初動体制・応急体制の充実を推進します。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う連絡先や職務代行者等の確認を実施します。 （高津区） ・各種研修及び訓練を通じて、震災時の初動体制を確立し、関係マニュアルの実効性を高めます。 （宮前区） ・区の業務・課題等を整理し、業務継続計画の整備・充実を図っていきます。 （多摩区） ・災害シミュレーション訓練を実施する際にはBCPの発動を検討する項目を設ける等、BCPの体制について継続して検討していく機会を設けます。 （麻生区）	3	地域防災推進事業	10101020	高津区 宮前区 多摩区 麻生区

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
57	3103	業務継続体制（BCP）の整備・充実	・訓練等により、業務継続計画（BCP）の実効性の検証を行い、その結果を踏まえ、適宜、計画の改訂を検討することにより、病院局における初動体制・応急体制の充実を推進します。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う連絡先や職務代行者等の確認を実施します。 （病院局） ・大規模災害等発生時に備え、消防力・消防体制の維持のため、初動体制の充実を図ります。 （消防局） ・局内における訓練等により、計画の実効性の検証を行い、その結果を反映させることにより、本市における業務継続体制（BCP）の整備・充実を図ります。また、年度当初等、局内の緊急連絡先や職務代行者等の確認を遅滞なく実施します。 （市民オンブズマン事務局） ・毎年度人事異動内示後に、速やかに事務局管理職や市立学校管理職の連絡先の確認を実施し、連絡体制の確保に努めます。 （教育委員会事務局）	・業務継続計画（BCP）に基づく職員参集訓練及び初動体制・応急体制による情報収集・伝達訓練を行い、業務継続計画（BCP）の実効性の検証を継続します。 ・毎年、年度当初の異動等に伴う連絡先や職務代行者等の確認を継続します。 （病院局） ・業務継続計画の非常時優先業務等を適宜見直し、初動対応の万全を図ります。 （消防局） ・局内における訓練等により、計画の実効性の検証を行い、その結果を踏まえ、適時、計画の改定を行うことにより、本市における業務継続体制（BCP）の整備・充実を推進します。 （市民オンブズマン事務局） ・危機管理本部と連携、調整しながら、適宜、業務継続計画（BCP）の改訂を行い、初動体制・応急体制の充実を推進します。 （教育委員会事務局）	3	地域防災推進事業	10101020	病院局 消防局 市民オンブズマン事務局 教育委員会事務局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
57	3103	業務継続体制（BCP）の整備・充実	・局内における訓練や、職員の研修参加を通じBCPの実効性に関する検証および知識の取得を図り、業務継続体制の充実を推進します。 また、年度当初の局内の緊急連絡先や職務代行者等の確認を遅延なく実施します。 （選挙管理委員会事務局） ・研修、訓練等により、BCPの実効性の検証を行い、その検証結果を踏まえ、適宜、計画の改訂を行うことにより、本市における初動態勢・応急体制の充実を推進します。 （監査事務局） ・異動等に伴う連絡先の変更や職務代行者等の確認を遅滞なく迅速に行い、また、BCPに基づく研修や訓練等において、BCPの実効性の検証を行い、BCPの継続的な更新・管理に取り組んでいきます。 （人事委員会事務局） ・議会局危機管理対処方針の周知を行います。 ・初動対応能力の向上を図るため、川崎市議会避難訓練を実施します。 ・災害時等緊急連絡システムによる安否確認訓練を実施します。 ・川崎市議会大規模災害対応指針の内容を踏まえた備蓄物資を確保します。 （議会局）	・選挙管理委員会事務局内での防災訓練の実施や、災害対応に関する各種研修会等への職員の派遣を行い、防災等に関する知識の向上や対応力の向上につなげます。 （選挙管理委員会事務局） ・毎年度、研修、訓練等により、BCPの実効性の検証を行い、その検証結果を踏まえ、適宜、計画の改訂を行うことにより、本市における初動態勢・応急体制の充実を推進します。（監査事務局） ・毎年度、異動等に伴う連絡先の変更や職務代行者等の確認を遅滞なく迅速に行い、また、BCPに基づく研修や訓練等において、BCPの実効性の検証を行い、BCPの継続的な更新・管理に取り組んでいきます。 （人事委員会事務局） ・局内における議会局危機管理対処方針の周知を行います。 ・引き続き初動対応能力の向上を図るため、避難訓練及び災害時緊急連絡システムによる安否確認訓練を実施します。 ・川崎市議会大規模災害対応指針の内容を踏まえた備蓄物資を確保します。（議会局）	3	地域防災推進事業	10101020	選挙管理委員会事務局 監査事務局 人事委員会事務局 議会局
58	3104	迅速な初動対応に向けた体制整備	・災害対策本部及び区本部が発災時に迅速かつ的確な対応を実施できるよう、参集体制や初動体制の整備、職員に対する研修・訓練等を通じ、不断の初動体制強化を推進します。（危機管理本部、各区）	・避難所に参集する避難所運営要員の早期指定や、各研修・訓練を通じて、職員の対応能力向上やマニュアルの修正等を実施します。（危機管理本部） ・地震や風水害の災害を想定した総合防災訓練や風水害対応研修を実施し、職員の対応能力向上を図ります。（各区）	3	危機管理対策事業	10101080	危機管理本部 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
59	3105	職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた取組の推進	・市職員一人一人に対して、継続的な訓練・研修を実施しつつ、市全体の防災意識、防災対応能力の向上を図ります。（危機管理本部） ・部署や職員によって防災意識・災害対応等に差が出ないよう、風水害対応研修や効果的な研修・訓練等を実施し、区職員の防災意識・防災対応能力の向上を推進します。（各区）	・継続した職員に対する防災意識、防災対応能力の向上のため、年度内に複数回の訓練・研修を実施していきます。（危機管理本部） ・区本部開設・運営訓練及び避難所の開設に係る各種研修を実施します。（各区）	3	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
60	4101	総合防災情報システムの安定運用と強化	・総合防災情報システムを安定的かつ円滑に運用するとともに、継続的にシステム改修を行い機能改善を図ります。	・総合防災情報システムを安定的かつ円滑に運用するとともに、継続的にシステム改修を行い機能改善を図ります。	3	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部
61	4102	情報通信機能の強化	・可用性、冗長性、信頼性の確保されたデータセンターで総合防災情報システム等を運用することにより、激甚災害時にも各種システムが利用できるようにします。（危機管理本部）	・可用性、冗長性、信頼性の確保されたデータセンターで総合防災情報システム等を運用することにより、激甚災害時にも各種システムが利用できるようにします。（危機管理本部）	3	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部
62	4201	総合防災情報システムを利用した情報収集・伝達体制の強化	・総合防災情報システムの操作研修を定期的に実施することにより、情報収集・伝達体制維持・強化を推進します。 ・訓練や実災害への対応を通じ、適宜運用の改善を図ります。	・総合防災情報システムの操作研修を定期的に実施することにより、情報収集・伝達体制維持・強化を推進します。 ・訓練や実災害への対応を通じ、適宜運用の改善を図ります。	3	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部
63	4202	社会福祉施設との情報伝達体制の整備	・特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設にデジタルMCA業務用無線機を引き続き設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行うとともに、一次避難所に避難した高齢者や障がい者の中で、二次避難所での受け入れが必要な方へ対応を円滑に図ります。 ・各情報の効率的な情報連携のため、インターネットにアクセス可能な媒体であれば使用可能な、新たな情報共有システムを導入します。	・特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設など、二次避難所として利用される施設に対し、引き続きデジタルMCA業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行える体制を整備します。 ・インターネットにアクセス可能な媒体であれば使用可能な、情報共有システムを導入し、より早急に各情報を集約する体制を整備するとともに、事業所間同士の共助の一助とします。その上で定期的な情報伝達訓練により、社会福祉施設との情報伝達体制を確立します。	3	災害救助その他援護事業	10401070	健康福祉局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
64	4203	災害情報カメラの整備・運用	・整備されている災害情報カメラについて、適切な維持管理を行い、老朽化に伴う設備更新を実施します。	・整備されている情報通信機器について、適切な維持管理を行い、老朽化に伴う設備更新を実施します。	3	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部
65	4204	水位計・地震計の整備・運用	・整備されている水位計・地震計について、適切な維持管理を行い、老朽化に伴う設備更新を実施します。	・整備されている情報通信機器について、適切な維持管理を行い、老朽化に伴う設備更新を実施します。	3	防災施設整備事業	10101030	危機管理本部
66	4205	災害時における広報の充実	・市が運営する、市ホームページ、メールニュースかわさき等の情報伝達手段に加え、Lアラート（災害情報共有システム）やシステム連携により、テレビ、ラジオ、民間ポータルサイト、民間アプリ等のメディアからも災害情報を入手できるよう環境を整備し、適切に運用します。 ・災害時に市民が適切に情報を入手できるよう、啓発冊子の配布や講座・イベントの開催等による啓発を行います。（危機管理本部） ・災害時における広報充実のため、市ホームページを活用した情報伝達を継続して行います。 （総務企画局）	・市が運営する、市ホームページ、メールニュースかわさき等の情報伝達手段に加え、Lアラート（災害情報共有システム）やシステム連携により、テレビ、ラジオ、民間ポータルサイト、民間アプリ等のメディアからも災害情報を入手できるよう環境を整備し、適切に運用します。 ・啓発冊子の配布や、「備える。フェスタ」などの防災イベント、ぼうさい出前講座などの機会を通じ、災害時の情報入手について啓発を進めます。（危機管理本部） ・災害時における広報充実のため、市ホームページを活用した情報伝達を継続して行います。 （総務企画局）	3	危機管理対策事業	10101080	危機管理本部 総務企画局
67	4206	外国人市民等への災害情報の発信	・災害時の外国人支援を円滑に行うため、災害時多言語支援センターを設置し、災害情報の翻訳や、外国人市民からの相談や問い合わせに対応できるよう訓練等を実施します。 ・また、状況に応じて、やさしい日本語や多言語による緊急情報を市ホームページやSNSで発信します。	・年1回、災害時多言語支援センターの設置訓練を実施し、計画の実行性の検証を行うとともに、効果的な情報発信に向けた取組を推進します。 ・緊急時に情報を適切なタイミングで発信できるよう、災害時多言語支援センターや関係部署との連携を図ります。	3	国際交流センター管理運営事業	40901050	市民文化局
68	5103	臨海部の緊急輸送道路の維持管理	・臨海部の緊急物資輸送道路指定路線の安全性を確保するため、適正な維持管理を推進します。 ・老朽化した緊急輸送道路の改修を推進します。	・緊急物資輸送路の安全性を確保するため、適正な維持管理を実施し、老朽化した道路の改修を行います。（対象：5路線）	3	港湾施設維持管理事業	40402150	港湾局
69	5107	農業用施設等の保守管理	・農業振興地域内の農業用施設、公有施設を対象とした改修工事を実施します。	・未改修の農業用施設の補修を行います。	3	農業生産基盤維持・管理事業	40104030	経済労働局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
70	5108	農業用ため池の適正管理	・農業用ため池を対象とした巡回、除草等を実施し、ため池の継続的な維持管理を行います。	・農業用ため池を対象とした巡回、除草等を実施します。	3	農業生産基盤維持・管理事業	40104030	経済労働局
71	5110	生産緑地の指定の推進	・生産緑地地区の指定の推進により、都市農地の保全を図ります。 ・特定生産緑地制度の周知徹底に努め、指定を推進します。	・生産緑地の新規追加、拡大指定を行います。（目標：年間指定面積　12,000㎡） ・特定生産緑地の指定を推進します。 【評価理由】 ・生産緑地地区の新規指定について、取組実績4,330㎡が目標12,000㎡を下回ったため。 【C 目標達成への取組】 ・JAセレサ川崎と連携し、生産緑地未指定農地所有者の把握と生産緑地指定に関するチラシの配布や掲示、電話・窓口相談の機会を通じ制度説明を行うなど、新規指定に向けた取組を行いました。	4	農環境保全・活用事業	30304010	経済労働局
72	5111	広域交通ネットワーク等の形成の推進	・鉄道・道路に係る広域交通ネットワーク等の形成を目指し、災害時においても有効に活用できるよう検討します。	・鉄道や広域的な幹線道路等の整備による防災性の高い交通ネットワーク等の形成を目指し、国や他自治体、鉄道事業者等と連携し、事業を推進します。	3	総合交通計画調査事業 鉄道計画関連事業	40701010 40701020	まちづくり局
73	5112	道路機能の早期復旧体制の整備	・災害時協定の見直し・検証を通じて、道路機能の早期回復に向けた体制整備を推進します。（危機管理本部、区） ・関係事業者との情報共有や訓練等による検証を通じて、対応マニュアルや連携体制等の確認を行い、道路機能の早期回復に向けた体制整備を推進します。（建設緑政局）	関係主管局との情報共有や災害対応時の検証を通じて、協定（特設作業隊等）やマニュアル、連携体制等の整理を行います。（危機管理本部、区） ・関係事業者との情報共有化や、防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復を推進します。（建設緑政局）	3	道路・橋りょう等の維持補修事業 防災対策管理運営事業	10204020 10101010	危機管理本部 建設緑政局 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
74	5113	港湾BCPの風水害編の策定	・令和3年3月に策定した港湾における行動計画（港湾BCP）風水害編を適宜更新します。	・近年激甚化する風水害等、地震以外の災害にも対応するための港湾における行動計画（港湾BCP）風水害編を、関係機関の実施する訓練等に参加・検証し、適宜更新を行います。	3	地域防災推進事業	10101020	港湾局
75	5114	港湾BCPの運用、訓練の実施	・港湾における行動計画（港湾BCP）に基づく訓練等を実施します。	・港湾における行動計画（港湾BCP）に基づく訓練等を継続し、適宜計画の更新を行います。	3	地域防災推進事業	10101020	港湾局
76	5115	緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知	・緊急輸送道路、緊急交通路の目的などについて、市ホームページなどを活用し、周知します。	・緊急輸送道路、緊急交通路の目的などについて、市ホームページなどを活用し、周知します。	3	地域防災推進事業	10101020	建設緑政局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
77	5201	ライフライン関係団体との連携強化	・平時からライフライン事業者及び関係局区における情報共有等を行い、災害時における迅速なライフラインの復旧に向けた連携体制を構築します。	・毎年度、連絡体制の確認を行うとともに、ライフライン連絡会議等を通じて、情報共有、意見交換等を行い、必要に応じて災害時における連携体制の見直しを行います。	3	地域防災推進事業	10101020	危機管理本部
78	5301	コンビナート関連施設における特定防災施設等の整備	・大規模地震発生時等における石油コンビナート地区の災害の発生や拡大の防止及び被害の軽減を図るため、特定事業所の特定防災施設等の地震津波対策の応急措置の実施を指導します。 ・特定事業所に対し、講習会や立入検査等の機会を捉えて指導を実施します。	・特定事業所の特定防災施設等の地震津波対策の策定を指導するとともに、対策の多重化について指導します。	3	危険物施設等規制事業	10104130	消防局
79	5302	屋外タンクの耐震化対策の推進	・内部浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の耐震基準適合については、令和6年3月31日に改修期限が設定されていますが、引き続き危険物担当者講習会及び立入検査等を通じて早期耐震改修を指導していきます。	・現在、内部浮き蓋付き特定屋外タンク：60基中41基が適合済み（改修率は65.5%）ですが、改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導していきます。 ⇒令和5年度に、全ての内部浮き蓋付き特定屋外タンクの耐震化が完了（休止除く）しました。	3	危険物施設等規制事業	10104130	消防局
80	5303	石油コンビナートにおける補完体制の整備	・県内外への消防隊への応援要請等、不足する消防力の補完体制を整備し、事業所等と連携を推進していきます。	・不足する消防力の補完体制については、共同防災隊の応援要請及び受援計画に基づく県内外の消防力の応援要請並びに大容量泡放射システムの要請について事業所等と連携を推進していきます。	3	活動計画・出場計画に関する事務	10104200	消防局
81	5304	消防艇の運用・維持管理	・旧第5、第6川崎丸から、大小2艇体制となり、機能も強化された消防艇「かわさき」、消防艇「うみかぜ」について、適正に運用、維持管理を実施します。	消防艇「かわさき」、消防艇「うみかぜ」について、適正に運用、維持管理を実施します。 ・消防艇（2艇体制）の運用・維持管理 ・消防艇の船舶検査（中間） ・消防艇の船舶検査（定期）	3	消防艇管理事業	10104040	消防局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
82	5305	臨海部民間施設との情報共有体制の確立	・臨海部における災害の未然防止、災害の拡大防止、市民及び従業員等の安全確保等を図るため、協議・検討を行い、臨海部企業との情報共有体制を推進します。（危機管理本部） ・川崎臨海部広域防災訓練に参加し、災害時における立地企業との連絡調整体制強化を行います。（港湾局） ・川崎臨海部防災協議会において、防災･減災の取組、企業・行政間連携、企業の事業継続等に係る事項の協議・検討を行います。 ・臨海部の事業所、国、県、市などが連携して毎年、川崎臨海部広域防災訓練を開催し、情報共有体制の確立等を推進します。（臨海部国際戦略本部） ・川崎臨海部防災協議会への参加及び川崎区危機管理地域協議会において情報共有を図ります。（川崎区）	・川崎臨海部防災協議会等にて、継続して防災･減災に関する事項、企業行政間連携、企業の事業継続に係る事項等の協議・検討を行うとともに、訓練等を通じて、情報共有体制を確認します。（危機管理本部） ・川崎臨海部広域防災訓練への参加をとおして災害時における立地企業との連携強化を推進します。（港湾局） ・災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図るため、川崎臨海部防災協議会を年2回、川崎臨海部広域防災訓練を年1回行います。（臨海部国際戦略本部） ・毎年、臨海部広域防災訓練へ参加すると共に川崎区危機管理地域協議会において情報共有を図ります。（川崎区）	3	臨海部・津波防災対策事業	10101040	危機管理本部 港湾局 臨海部国際戦略本部 川崎区
83	5306	石油コンビナートに係る防災対策の実施	・石油コンビナート等特別防災区域での各種災害に対応した自衛消防組織及び共同防災組織との訓練を通じ、災害対応力の強化を図ります。（消防局） ・臨海部における災害の未然防止と被害の拡大防止を図るため、臨海部防災対策計画を踏まえ、関係機関と連携して、臨海部の防災対策を推進します。（危機管理本部）	・石油コンビナート災害活動指針に基づき、石油コンビナート等特別防災区域内で情報収集及び放水活動訓練を実施し、災害対応時の連携強化を図ります。（消防局） ・臨海部防災対策計画に基づく、訓練や対策を実施します。 ・神奈川県石油コンビナート等防災本部が実施する会議や訓練等に関係機関とともに参加し、連携強化を図ります。（危機管理本部）	3	警防活動事業 臨海部・津波防災対策事業	10104070 10101040	消防局 危機管理本部 関係局
84	5307	危険物施設等の風水害対策の推進	・台風等による風水害発生時における石油コンビナート地区の被害を局限化するため、石油コンビナート地区における危険物施設等からの危険物流出防止、出火防止を目的とし、危険物施設等に事故が発生した場合もその影響を極小化・局限化し速やかな回復ができることを念頭に、風水害対策を推進し、国土強靱化につなげます。	・令和2年3月に危険物施設の風水害対策ガイドラインが取りまとめられ、風水害発生時における危険物保安上の留意事項として、「平時からの事前の備え」、「風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策」、「天候回復後の点検・復旧」が示されたことから、当該留意事項に基づき特定事業所及び予防規程該当事業所における風水害対策を推進します。	3	危険物施設等規制事業	10104130	消防局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
85	5601	経年化した工業用水道施設の更新	・工業用水道の一部施設等の経年化が進んでいることから、工業用水道利用者の需要動向を考慮し、適正規模での更新に向けた検討を実施します。	・工業用水道利用者の需要動向を踏まえ、経年化した施設等の更新に向けた検討・調整を実施します。	3	工業用水道施設の整備事業	10301050	上下水道局
86	6501	河川施設の更新・機能向上等	・老朽化した護岸（対象：平瀬川護岸）の維持補修を図るとともに、耐震化による機能性向上を進めます。 ・効率的、効果的な維持管理を推進するため、令和3年度に川崎市河川維持管理計画を策定しました。	・護岸変状が著しい平瀬川護岸について改修を継続的に進めます。 ・詳細点検や健全度診断の結果を基に、長寿命化計画と管理プログラムを策定し維持管理費用の削減と平準化を実現して将来に渡り持続可能な維持管理サイクルを構築します。	3	河川施設更新事業 河川・水路維持補修事業	10105040 10204030	建設緑政局
87	7101	地震に伴う出火防止に係る意識啓発	・感震ブレーカーの展示やチラシの配布等を行い、普及啓発を行います。 ・住宅密集地域の不燃化対策の一環として、関係部局の事業と連携して取組を推進します。	・各種イベント等において、関係部署等と連携し、感震ブレーカーの展示や啓発チラシの配布等、普及啓発を行います。	3	地域防災推進事業	10101020	危機管理本部 関係局
88	7201	臨海部孤立化対策	・帰宅困難者一時滞在施設の確保を進めるとともに、情報共有手段の検討、船舶など代替輸送手段の活用に向けた取組、孤立化対策訓練の実施等を行います。（危機管理本部） ・緊急物資の輸送経路確保や帰宅困難者の船舶による代替輸送手段を活用した訓練等を実施します。（港湾局）	・臨海部における孤立化対策として、一時滞在施設の確保を進めるとともに、船舶などの代替輸送手段の活用、孤立化対策訓練の実施等を行います。（危機管理本部） ・訓練等を通じて緊急物資や帰宅困難者の輸送体制及び対策を推進します。（港湾局）	3	臨海部・津波防災対策事業	10101040	危機管理本部 港湾局
89	7301	路面下空洞調査の実施	・道路施設の機能維持を図るために緊急輸送道路・緊急交通路等における路面下空洞調査を実施します。	・令和3～7年度までに約180kmの緊急輸送道路・緊急交通路等における路面下空洞調査を実施します。	3	占用業務管理	10204090	建設緑政局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
90	7501	大気汚染物質・水質汚濁物質の漏洩・流出防止（有害物質等の漏洩・流出防止）	・大規模災害時の事故に伴う有害物質等の漏洩・流出防止に備えます。 ①事業所に対し、立入調査、報告徴取等による監視・指導を行うとともに、施設や有害物質の使用方法等について適正な管理を求めていきます。 ②有害物質等の大気や公共用水域等へ漏洩・流出事故に備え、庁内外の関係機関（部署）や事業所と連携して、対応マニュアルの充実を図るとともに、迅速かつ的確に対応できるよう取組を進めていきます。	・大規模災害時の事故に伴う有害物質等の漏洩・流出防止に備えます。 ①毎年度、大気汚染防止法等の対象約300事業所、水質汚濁防止法等の対象約100事業所に対して、監視・指導を行います。また、当該法令の総量規制対象事業所等約60事業所に対して、適正管理を促す通知を行います。 ②庁内外の関係機関（部署）や有害物質の取扱量の多い事業所に対して、ヒアリング等による情報収集・共有、意見交換等を行い、適時マニュアルを見直しして充実を図るとともに、迅速かつ的確に対応できるよう取組を進めていきます。	3	大気・水質発生源対策事業 大気・水環境保全事業	30201050 30201010	環境局
91	8102	災害廃棄物仮保管場所の確保	・大規模な震災等の発生に伴う災害廃棄物の仮保管場所を速やかに確保するために関係局区と協議を行い、対策を推進します。	・国、県及び他自治体と情報共有を行いながら、川崎市災害廃棄物等処理計画に基づき仮保管場所の確保を図ります。	3	廃棄物企画調整事業	30202070	環境局
92	8201	都市復興にかかる平時からの取組の推進	・市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対策が可能となるよう、発災前の復興準備を進めます。（総務企画局、危機管理本部、まちづくり局）	・被害状況に応じて臨機応変に対応できるよう、平常時から復興への事前準備に資する検討や訓練等を実施します。（総務企画局、危機管理本部、まちづくり局）	3	防災都市づくり基本計画推進事業	10102010	総務企画局 危機管理本部 まちづくり局
93	8202	地域包括ケアシステムの構築	・誰もが住み慣れた地域等で安心して暮らし続けることができる仕組みである、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	・川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による、地域の活性化や助け合いの仕組みづくりなど、平時からの地域力の向上に資する取組を推進していきます。	3	地域包括ケアシステム推進事業	10401010	健康福祉局

かわさき強靭化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靭化事業コード	強靭化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
94	8204	応急危険度判定体制の整備	・庁内関係機関及び近隣行政庁、関係団体と災害発生時に情報共有、連携できる体制整備を推進しています。 ・職員の判定士登録の推進とともに、神奈川県建築物震後対策推進協議会の活動を通じて、被災建築物応急危険度判定士の講習会や制度の周知等、判定士の安全確保に向けた取組を推進しています。 ・大地震等が発生した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害による被害拡大を防止するために、被災宅地危険度判定士の確保を行い、被災宅地危険度判定の体制を整備します。	・応急危険度判定活動を迅速に行うための受入れ体制の強化・維持、連絡体制の整備を行います。 ・判定士及びコーディネーターの養成を行います。 ・判定士の登録を呼びかけるとともに、判定士の能力向上を目的とした研修会を実施し、判定士の量・質の確保を図ります。	3	建築・宅地に関する指導・審査事業	40601130	まちづくり局
95	8205	建物被害認定調査及び罹災証明発行体制の整備	・災害発生時、早期に罹災証明書の発行ができるよう、平時から、職員の育成や担当部局間の連携体制の構築、マニュアル整備を推進します。（危機管理本部） ・災害発生時に的確な建物被害認定調査が実施できるよう、市税事務所職員を対象とした研修を実施します。（財政局）	・災害発生時、早期に罹災証明書の発行ができるよう、平時から、職員の育成や担当部局間の連携体制の構築、マニュアル整備を推進します。（危機管理本部） ・建物被害認定調査に係る研修を毎年度1回実施します。（財政局）	3	危機管理対策事業	10101080	危機管理本部 財政局 川崎区 幸区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区
96	8401	文化財の保護・活用等に向けた取組の推進	・指定文化財所有者に対し、「指定文化財の手引き」の配布や、文化財防火デーに合わせた注意喚起を行うなど、指定文化財所有者への防災意識向上の取組を実施します。 ・日本民家園及び青少年科学館については、引き続き、定期的に防災訓練を実施します。また、日本民家園に移築復原されている文化財建造物の防災対策を順次実施します。 （教育委員会） ・川崎市市民ミュージアムの被災収蔵品修復作業を推進するとともに、新たなミュージアムの整備に向けて取組を推進します。（市民文化局）	・文化財指定時に手引きを配布するほか、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ消防局と連携して指定文化財所有者への防災意識向上の取組を実施します。 ・令和3年度、4年度に旧太田家住宅、令和4年度、5年度に旧作田家住宅、令和6年度、7年度に旧江向家住宅の耐震補強工事を実施します。 ・台風の際の倒木対策として、古民家と園路周辺の危険木を順次伐採、剪定します。 ・日本民家園では、消防署と連携し、防災訓練を年4回実施します。 ・青少年科学館では、防災訓練を年2回実施します。 （教育委員会） ・川崎市市民ミュージアムの被災収蔵品修復作業を推進するとともに、新たなミュージアムの整備に向けて管理運営計画を策定します。（市民文化局）	3	文化財保護・活用事業 市民ミュージアム管理運営事業	40802020 40802040	教育委員会 市民文化局

かわさき強靱化計画　令和6年度　進捗結果一覧【重点事業以外の事業】

No.	強靱化事業コード	強靱化事業名	事業内容等	計画期間の事業目標等	評価	関連する事務事業名	関連する事務事業コード	所管局
97	8502	空き家利活用推進事業	・「空家等対策計画」に基づき、空家の予防や適正管理、利活用に関する周知啓発や相談窓口の運営、まちづくりに資する空家活用等の取組を支援します。	・空家状況の把握のための調査を継続的に実施します。 ・専門家団体等と連携し、空家の予防や適正管理に関する意識啓発に取組むとともに、空家所有者からの相談対応等を実施します。また、関係課と連携し管理不全化した空家等への対応を推進します。	3	空き家利活用推進事業	10406100	まちづくり局
98	8601	迅速な被災者支援の実施に向けた取組の推進	・毎年度、各局が所管する被災者支援メニューの確認、更新を行い、市HPに掲載します。	・毎年度、その時点での最新の被災者支援メニューを市HPに掲載し、発災時の迅速な情報発信、円滑な被災者支援に結び付けられる状態にします。 ・毎年度、確認、更新作業を行うことにより、所管部署の職員の制度理解の向上を図ります。	3	防災対策管理運営事業	10101010	危機管理本部 関係局

資料４

「かわさき強靱化計画　業績指標一覧」

業績指標一覧の見方

①指標の算出方法　「現状値」及び「目標値」の算出式等の内容を記載しています。また、数値の算出式については、（　）で現状値に対応する年度の実績値を記載しています。
②指標の考え方　　設定した業績指標についての、設定の具体的な考え方を記載しています。
③目標値の考え方　達成すべき目標値の設定の考え方を記載しています。

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	**令和6年度実績**	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
1－1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	住宅の耐震化率	95.6% （R2年度時点）	98%以上 （R7年度時点）	96.0%	96.3%	96.6%	96.9%	耐震性を満たす住宅数（718,475 ）／住宅総数（741,335）×100（%）	耐震性を満たす住宅が住宅総数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な住宅を減らしていく取組の成果を把握することができる。	これまでの耐震化率の進捗状況と課題である木造戸建住宅に対する今後の重点的な普及啓発等を踏まえて、住宅の耐震化目標を定めた「耐震改修促進計画」（R2改定）に基づき、住宅の耐震化率98%の達成を目指す。	まちづくり局
1－1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	特定建築物の耐震化率	95.2% （R2年度時点）	97%以上（R7年度時点）	95.5%	95.7%	96.2%	96.3%	耐震性を満たす特定建築物数（13,736）／全特定建築物総数（14,270）×100（%）	耐震性を満たす特定建築物が全特定建築物数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な特定建築物を減らしていく取組の成果を把握することができる。	これまでの耐震化率の進捗状況と課題である沿道建築物に対する今後の重点的な取組を踏まえて、特定建築物の耐震化目標を定めた「耐震改修促進計画」（R2改定）に基づき、特定建築物の耐震化率97%の達成を目指す。	まちづくり局
1－1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	橋りょうの耐震化率	60% （R1年度時点）	79%以上（R7年度時点）	63%	66%	70%	75%	耐震対策済橋りょう数（289橋）／耐震対策が必要な橋りょう数（384橋）×100（%） （R6（2024）年度末）	計画的な耐震補強工事を実施し、耐震済橋りょう数を把握することで、地震により倒壊等の可能性がある橋りょうを減らしていく取組の成果を把握することができる。	災害に強いまちづくりを進めるため、主要な橋りょうについては、目標とする耐震性能を引き上げるとともに、比較的小規模な橋りょうについても防災上の視点で重要性が高いものを進め、79%以上（R7末時点）を目標とする。	建設緑政局
1－1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	特定天井対策施設数	9施設 （R2年度時点）	25施設（R7年度時点）	13施設	13施設	16施設	21施設	―	既存不適格となった本市既存施設の特定天井改修工事を実施し、対象施設数を把握することで、天井脱落による被害の軽減の取組の成果を把握することができる。	対象となる25施設（30室）について、令和7年度までに全ての対象施設の事業着手を目標とする。	まちづくり局
1－1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	防災農地新規登録数	18か所 （R1年時点）	毎年度8か所	17か所	18か所	19か所	19か所	年度における防災農地の新規登録数	市民防災農地は、大地震による災害発生時に一時避難場所や復旧活動に役立てられるなど重要な役割を持ち、農地の持つ多面的な機能の一つであるため、新規登録数の推移を見ることで取組の成果を測ることができる。	市内の農地面積の減少傾向が続く中、防災農地の減少を抑えるため新規登録数がH26（2014）実績を上回る水準を維持していくことを目標とする。	経済労働局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	**令和6年度実績**	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
1－2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	不燃化重点対策地区における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合（H21比較）	28.3% （R1年度時点）	35%以上（R7年度時点）	32.6%	33.7%	34.1%	34.6%	地震被害想定上の火災延焼シミュレーションから算出	本市の地震被害想定調査の結果を踏まえ、人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区においては、耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、面的な市街地の不燃化対策を進めることとし、その減災成果としての焼失棟数の削減見込割合を火災延焼シミュレーションによって評価・検証することができる。	重点地区において、新たな不燃化推進条例を制定するなどの対策強化により、地震被害想定調査（H21）で想定された火災延焼による建物被害を、かわさき強靭化計画期間（R7）までに 35%以上削減の達成をめざす。	まちづくり局
1－2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	耐震性貯水槽の整備（充足率）	96.5% （R1年度時点）	毎年95%維持	未充足区画に耐震性貯水槽1基設置し、充足率96.5%を維持するとともに、市内の老朽化非耐震性貯水槽改修計画を進めた。	充足率96.5%を維持するとともに、市内の老朽化非耐震性貯水槽改修計画を進めた。	充足率96.5%を維持するとともに、市内の老朽化非耐震性貯水槽改修計画を進めた。	充足率95%以上を維持するとともに、市内の老朽化非耐震性貯水槽改修計画を進めた。	消防隊の活動範囲半径280メートル円と同等面積である500メートル四方を基準区画（メッシュ）とし、消火栓以外の水利により1区画内50%以上が包含される区画を充足メッシュと考え、市内全5546メッシュからの充足率を算出する。	震災時における水利充足率を把握するとともに、耐震性貯水槽を計画的に整備することにより、大規模災害等の消火栓使用不能時における有効水利確保に向けた取組の成果を把握することができる。	川崎市国土強靭化地域計画内における目標値「充足率95%」を達成するも、老朽化した防火水槽の点検・改修の必要性も生じており、新規耐震性貯水槽の整備と並行し、老朽化非耐震性貯水槽の改修計画を進める必要があることから、充足率95%維持を目標とする。	消防局
1－2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率	38.4% （R3年度時点）	37%以下（R7年度時点）	38%	37.6%	37.4%	37.2%	火災延焼リスクの高い18地区における（4m未満道路延長（100km）＋4～6m道路延長（156km）×建物老朽度による閉塞確率(33.3%)）／総延長（409km）×100（%） ※都市計画基礎調査のデータ（R2）、建物登記データ及び一部推計	大規模な災害時には、老朽建築物の倒壊や火災により、狭あい道路は閉塞し、避難に支障を来たすことで、人的被害を拡大させるおそれがある。そのため、火災延焼リスクの高い地区において、防災まちづくりの取組による狭あい道路の改善や沿道の建築物の耐震化等により、災害時における安全な避難路を確保することは、地域防災力向上につながることから、道路閉塞確率の低減を指標として設定する。	火災延焼リスクの高い地区において、地域の主体的な防災まちづくりの取組を支援することで、災害時の安全な避難路の確保につなげるため、建物倒壊等による道路閉塞確率の過去の減少率以上をめざす。	まちづくり局
1－2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	出火率（火災件数/人口1万人）	2.19件 （H29～R3年平均）	2.18件以下（R3～R7年平均）	2.19件	2.19件	2.28件	2.36件	【R2～R6】火災件数（364.4件）／人口（1,542,969.4人）× 10,000 ※単年の数値を使用すると、継続した取組を実施しても、なお外的要因等により極端な結果となることから、各期の最終年から直近5年の平均値を使用する。	人口1万人あたりの火災件数である出火率（出火率は、通常、他都市でも取組成果を測る指標として活用している。）を指標とし、出火率を下げることで火災予防の取組の成果を測ることができる。	火災を未然に防ぐ予防活動や立入検査などの継続した取組により、人口動態や都市構造、産業構造が変化する中においても、計画策定時の出火率から段階的な減少をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：2.46→2.18件	消防局
1－2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	1人あたりの公園緑地面積	4.9 ㎡／人 （R2年度時点）	5.0 ㎡／人以上 （R7年度時点）	4.9㎡／人	4.9 ㎡／人	4.9 ㎡／人	4.98 ㎡／人	建設緑政局が管理している公園・緑地の面積（約7,710,400㎡）/本市の人口（約1,548,250人） （R6（2024）年度末）	緑のオープンスペースの創出の結果として現れる指標の一つであるため、1人あたりの公園緑地面積の変化を見ることで、公園緑地整備事業の成果を測ることができる。	本市の公園緑地の面積は年々増加しており、今後も取得の見込みのある用地を着実に取得し、必要な整備を進めていくことをめざしている。 将来人口推計において本市の人口が増加傾向にあるため、人口の増加に合わせて公園面積を増やし、1人あたりの公園面積を維持することを目標とする。	建設緑政局
1－3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生	海岸堤防等の整備率（角落し式陸閘の引戸式化）	61.5% （R1年度時点）	100% （R6年度時点）	84.6%	87.2%	92.3%	97.4%	改良を完了した海岸施設数（38基）/全数（39基）×100（%）	海岸保全施設の改良が完了した割合を把握することで津波・高潮発生時の内陸部への浸水対策及び陸閘操作員の安全性を確保する取り組みの成果を把握することができる。	角落し式の施設39基について、開口部を迅速に閉鎖できる引き戸式等への改良を順次行う。	港湾局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	**令和6年度実績**	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
1－4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	河川整備率（時間雨量50mm対応）	81.1% （R1年度時点）	91%以上（R7年度時点）	81%	81.2%	90.0%	90.0%	時間雨量50mmの降雨に対する改修済河川延長（57,176m）／河川全延長（63,735m）×100（%）	治水安全度の向上を測る一つの指標として、時間雨量50mmの降雨に対する河川の改修率を算出することで、水害リスク軽減の取組の成果を把握することができる。	時間雨量50mmの降雨に対する河川改修率を増加させることにより、治水安全度を高め、水害のリスクを減らすことを目標とする。	建設緑政局
1－4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	五反田川放水路の供用により洪水による氾濫から守られる面積の割合	50% （R3年度時点）	100% （R7年度時点）	44%	44%	77%	77%	氾濫から守られる区域の面積（519ha）/氾濫により浸水が想定される区域の面積（675ha※）×100（%） ※　マニュアルの改訂を反映（浸水想定区域の5ha減） 注）R3とR4実績が前回（50%）より減少していますが、R4年度以降、最新のマニュアル（洪水浸水想定区域図作成マニュアル）に基づき、事業効果を算出しており、算出条件が異なるためです。	時間雨量90mmの降雨に対する五反田川放水路整備の指標として、氾濫により想定される浸水から守られる区域の面積を算出することで、水害リスクの軽減の取組の成果を把握することができる。	五反田川放水路を供用することで、時間雨量90mmの降雨に対し、氾濫により浸水が想定される区域の面積をゼロにすることを目標とする。	建設緑政局
1－4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	河川施設の機能を保全するための緊急対策工事実施率	47% （R3年度時点）	87%以上（R7年度時点）	47%	47%	52%	64%	対策工事により護岸が改良される区間延長（222m）/緊急的な対応を要する区間延長（345m）×100（%）	護岸等の変状に対応するための緊急対策工事実施率を算出することで、河川施設の機能を保全し、水害リスクを減らす取組の成果を把握することができる。	老朽化した護岸を改良することで、河川施設の機能を保全し、水害リスクを減らすため、R10（2028）の完成をめざし、87%以上（R7（2025）時点）を目標値とする。	建設緑政局
1－4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	浸水対策実施率（重点地区：三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）	24.3% （R2年度時点）	40.8%以上（R7年度時点）	26%	29.0%	32.1%	35.3%	重点化地区の浸水対策完了済面積／浸水対策重点化地区対象面積×100（%）	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることへの対策として、新たに重点化地区に位置づけた地域において浸水対策を進めるにあたり、この指標により取組の成果を測ることができる。	浸水対策の内容や工期等を踏まえ、第3期実施期間において対策効果の発現が見込める三沢川地区（菅北浦地区）及び土橋地区を実施する（指標の目標値：40.8%以上）ものとし、R7（2025）末までに完了させることをめざす。	上下水道局
1－4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数	累計5対策 （64.4%）（R2年度時点）	累計7対策 （65.2%）（R7年度時点）	累計5対策 （64.4%）	累計6対策 （65.2%）	累計7対策 （65.2%）	累計7対策 （65.2%）	対策の実施数（床上浸水解消済面積／床上浸水面積×100（%））	排水樋管周辺地域（山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根地域）における短期対策、当面の対策、中期対策の実施数（令和元年東日本台風当日の床上浸水面積に対する解消率（想定））を指標とすることで、浸水対策の取組の成果を測ることができる。	令和元年東日本台風により水害が発生した排水樋管周辺地域（山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根地域）における浸水対策について、短期対策、当面の対策、中期対策（計11対策）の内、R7 年度末までの目標を定め、取組の推進をめざす。なお、中期対策（4対策）が供用された場合（R9予定）、床上浸水面積は 75.4%解消する見込み。	上下水道局
1－4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	避難所を知っている人の割合	49.5% （R3年度時点）	60%以上（R7年度時点）	49.5%	49.5% （R3年度時点）	44.3%	44.3% （R5年度時点）	市民アンケート（無作為抽出 3,000人）の避難所の確認を行っている人の割合	災害発生直後には、行政の支援が十分に行き届かないことが考えられる。適切な避難行動を行える市民（避難所を知っている市民）の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、割合の増加をめざす。	危機管理本部
1－4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合	52.9% （R3年度時点）	60%以上（R7年度時点）	52.9%	52.9% （R3年度時点）	47.3%	47.3% （R5年度時点）	市民アンケート（無作為抽出3,000人）の自分がとるべき避難行動を把握している人の割合	浸水や土砂災害等の自宅周辺のリスクや、多くの人が避難所に避難することによる感染症のリスク等を把握した上で、避難所以外（自宅、遠方の親戚宅等）も含めて避難する場所や経路を検討し、災害に備えている人の割合を見ることで、市民の防災意識に係る啓発等の取組の成果を測ることができる。	市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、R3の結果を参考としつつ、割合の増加をめざす。	危機管理本部

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	**令和6年度実績**	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
1－4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	市域の温室効果ガス排出量の削減割合	1990年度比－23.6% 2013年度比－10.2% （R1年度暫定値）	1990年度比－26.0% 2013年度比－13.1% （R5年度）	1990年度比－23.6% 2013年度比－10.2% （R1年度暫定値）	1990年度比－27.6% 2013年度比－15.0% （R2年度暫定値）	1990年度比－25.6% 2013年度比－12.6% （R3年度暫定値）	1990年度比－27.9% 2013年度比－15.3% （R4年度暫定値）	国の温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに基づき川崎市域の温室効果ガス排出量を算定（H29年３月のガイドライン改定により、実績値を修正）	温室効果ガス排出量について、削減割合を示すことにより、地球温暖化対策の取組の成果を測ることができる。	地球温暖化対策推進基本計画の改定に伴い、R12までに市域の温室効果ガス排出量のH25比 50%削減をめざすものとし、第3期における目標値を設定する。 温室効果ガス排出量の算定結果は、2年遅れで暫定値が公表されるため、表示されている各期の指標の目標年次は、各期の末時点で把握できる2年前の年次を示している。 【第３期実施計画策定時】 ※R4の同計画の改定に伴い、目標値を変更（1990 年度比と2013 年度比を併記） ・第3期： 1990 年度比▲23.8→▲26.0% 2013 年度比▲13.1	環境局
1－5	土砂災害等による死傷者の発生	ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施回数	2回 （R1年度実施）	毎年2回実施	2回	4回	5回	5回	土砂災害ハザードマップを活用した市民の防災意識向上に資する啓発活動を実施した回数	市民の土砂災害に関する防災意識の向上に向けた取組の成果を定量的に把握することができる。	過去の啓発活動の実施回数を基に目標値を設定している。なお、今後宅地地盤相談会を実施し、目標値の増加を目指す。	まちづくり局
1－5	土砂災害等による死傷者の発生	宅地防災工事に関する一部助成の実施	5件 （H 30年度） 1件 （R1年度）	5件 （R3～R5年度） 6件 （R6～R7年度）	2件	7件	6件	5件	宅地の防災性向上に向けて、市民が対策工事を実施する際の工事費の一部助成の件数	助成件数を把握することで、宅地等の防災性向上に向けた取組の成果を定量的に把握することができる。	過去の助成金使用実績を基に目標値を設定している。なお、今後宅地地盤相談会の実施によって助成金の使用件数の増加を目指す。	まちづくり局
2－1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化	配水池・配水塔の耐震化率	98.5% （R1年度時点）	100% （R4年度時点）	98.5%	99.1%	99.1%	100.0%	耐震化された配水池・配水塔の有効水量（327,522m3）／配水池・配水塔の総有効水量（327,522m3）×100（%）	大規模地震発生時の市民生活への影響の大きさを考慮し、配水池・配水塔の機能確保に向けた更新・耐震化を推進しており、耐震化率を把握することで、取組の成果を把握することができる。	令和4年度末までに配水池・配水塔の耐震化率100%を目標とする。	上下水道局
2－1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化	管路（水道）の耐震化率	水道管路：34.9%（R1年度時点）内、重要な管路91.4%〔R1年度時点〕	水道管路：44.9%以上（R7年度時点）内、重要な管路：100%〔R4年度時点〕	水道管路：38.8%　内、重要な管路：96.2%	水道管路：40.8%内、重要な管路：97.9%	水道管路：42.7%内、重要な管路：98.2%	水道管路：44.1%内、重要な管路：98.3%	耐震化された管路の延長（1,128,805m）／管路の総延長（2,557,206m）×100（%） 耐震化された重要な管路の延長（769,992m）／重要な管路の総延長（783,655m）×100（%）	水道管の総延長は膨大であり、災害時の市民生活への影響の大きさを考慮し、避難所・重要な医療機関等への供給ルートや震災時に被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置づけて優先的に更新を進めているが、経年化した非耐震管の更新もあわせて進めており、この指標により、取組の成果を測ることができる。	これまでも、避難所のうち市立中学校や重要な医療機関等への供給ルートの耐震化と老朽配水管の更新による耐震化を進めてきたが、新たに市立小学校や高校等の避難所へと対象範囲を広げ、R4末に供給ルートの耐震化をめざす。	上下水道局
2－1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化	開設不要型応急給水拠点の整備率	43.1% （R1年度時点）	100% （R5年度時点）	68%	85%	98.9%	99.4%	整備済数（174（166校+8か所））／開設不要型応急給水拠点の計画整備数（175（166校+9か所））×100（%） ※開設不要型応急給水拠点の計画整備数（配水池・配水塔等9か所、市立小・中学校166校）	これまでの応急給水拠点は、給水器具の設置等の作業を必要とするが、水飲み場を利用した開設不要型応急給水拠点の整備を推進することにより、災害時における応急給水の利便性及び迅速性を高めることができ、この指標により、取組の成果を測ることができる。	市立小・中学校の水飲み場や配水池・配水塔を利用する施設等であり、供給ルートの耐震化等とあわせて、R5末に整備の完了をめざす。	上下水道局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	**令和6年度実績**	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
2－1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化	家庭内備蓄を行っている人の割合	55.2% （R1年度時点）	65%以上（R7年度時点）	62.5%	62.5% （R3年度時点）	63.2%	63.2% （R5年度時点）	市民アンケート（無作為抽出 3,000人）の家庭内備蓄（食料・飲料水）を行っている人の割合	災害発生直後には、行政の支援が十分に行き届かないことが考えられる。自宅避難が可能な世帯（家庭内備蓄を行っている市民）の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、割合の増加をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※「家庭内備蓄を行っている人の割合」の第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：60→65%	危機管理本部
2－1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化	災害時の確保水量	16.4万㎥ （R2年度時点）	16.6万㎥ （R6年度時点）	16.4万㎥	16.5万㎥	16.5万㎥	16.5万㎥	災害時の確保済水量目標確保水量約16万㎥	大規模な災害時において、一部の地域で水道が使用できない状況となった場合、配水池や配水塔に確保した水道水を応急給水に活用することになるため、この指標により、取組の成果を測ることができる。	配水池・配水塔の耐震化を進めるとともに、2池以上あるものについては1池に緊急遮断弁を設置して、災害時の水道水として確保し、既に整備が完了した災害対策用貯水槽での確保水と合わせてR6末に約16.6万㎥を確保する。 （この水量は、生命維持に必要な「1人1日3リットル」の飲料水、本市ピーク人口と予測される158.7万人（R12）で仮定した場合、約35日分となる。） 【第3期実施計画策定時】 ※整備対象となる施設数が増えたため、目標値を変更した 16.5万㎥（R4）→16.6万㎥（R6） （なお、変更前の目標値（16.5万㎥）は、当初目標のとおり R4 の達成をめざす）	上下水道局
2－2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防団の充足率	充足率82.2% （1,105人）（R2年4月時点）	充足率93.0%以上 （1,251人）（R8年4月時点）	充足率79.3% （1,067人）（R4年4月時点）	充足率78.7% （1,059人） （R5年4月時点）	充足率78.4% （1,055人） （R6年4月時点）	充足率79.6% （1,071人） （R7年4月時点）	消防団の条例定員数に対する充足率 現員数（1,071人）／条例定員数（1,345 人）×100（%）	地域防災力の充実・強化を図り、住民の安全の確保に資する消防団員は今後も必要となることから、消防団の条例定員数に対する充足率を指標とすることで目標を具体化するものである。なお、充足率を用いることで全国平均や他都市との比較が可能となる。	H25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団員の確保対策の取組を強化した実績等を踏まえ、第3期は第2期までの継続した取組に加え、これまでの実績やアンケート結果等を分析し、新たな施策を検討するとともに、消防団長会に諮り、更なる地域との連携・協力の強化により施策を実施することで、全国平均を上回る 93%以上（計画策定時点）を目標値とする。	消防局
2－2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積	10.7ha （R2年度末）	14.0ha （R7年度末）	10.7ha	10.7ha	10.7ha	10.7ha	—	広域避難場所に指定される公園緑地の整備・拡充により、災害時の避難場所、市街地の延焼防止、救援活動及び物資集積等の拠点となるオープンスペースを確保するとともに、防災・減災に寄与する施設整備を行うことで、防災機能の成果を図ることができる。	「等々力緑地再編整備実施計画」に掲げる緑地全体の整備により、競技場サイドバックスタンドの拡張及び中央園路を廃止とし外周園路を整備することによって、14.0haを目標値とする。	建設緑政局
2－3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	帰宅困難者一時滞在施設の収容確保人員	23,774人 （R2年度時点）	25,500人以上 （R7年度時点）	22,600人	25,800人	26,500人	26,700人	—	大規模地震時等において、帰宅困難者の発生による混乱の抑制と二次災害を防ぐことが重要であり、帰宅困難者一時滞在施設の収容確保人員数を把握することで取組の成果を把握することができる。	これまでも、「川崎市地震被害想定調査（平成24年度」等から算出された、帰宅困難者一時滞在施設利用者数に対して、公的施設・民間施設問わず確保に向けて取り組んできたが、未だ利用者分の収容施設が足りていないことから、継続して確保に向けて取り組んでいく。	危機管理本部

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	**令和6年度実績**	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
2－4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	災害拠点病院の耐震化率	83% （R1年度時点）	100% （R6年度時点）	83%	100%	100% （令和4年度事業完了）	100% （令和4年度事業完了）	耐震化ができている病院数（7病院）／災害拠点病院数（7病院）×100（%）	災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能等を担っており、災害時の重要な拠点である。 この指標を定めることにより、耐震化についての現状を確認し、災害時に重要となる拠点が円滑に活動できるかどうか把握することができる。	令和4年度に1病院の建て替え工事が完了し、指標の目標値100%を達成しました。	健康福祉局 病院局
2－4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	重要な管きょの耐震化率	市内全域 86.3% （R2年度時点） 川崎駅以南の地域99.2% （R2年度時点） 川崎駅以北の地域4.6% （R2年度時点）	市内全域 89.7%以上（R7年度時点） 川崎駅以南の地域100%（R3年度時点） 川崎駅以北の地域28.4%以上 （R7年度時点）	市内全域 87.0% 川崎駅以南の地域 100% 川崎駅以北の地域 9.6%	市内全域 87.7% 川崎駅以南の地域100% 川崎駅以北の地域14.3%	市内全域 88.4% 川崎駅以南の地域100% 川崎駅以北の地域19.0%	市内全域 89.1% 川崎駅以南の地域 100% 川崎駅以北の地域 23.7%	重要な管きょ（避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ管きょや緊急輸送路及び軌道下などに埋設されている管きょ等）の耐震化完了延長／重要な管きょの延長×100（%） ※重要な管きょ（川崎駅以北の地域 ）の延長99.9km（H30末時点で耐震診断結果により耐震性のない管きょの総延長）	被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある重要な管きょの耐震化を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。（市内全域、川崎駅以南・以北の地域）	避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょの耐震化に向けた組を踏まえ、R7末までの目標を定め、取組の推進をめざす。 ※市内全域の目標（第3期から設定）に加え、第2期までの取組実績や目標値を明らかにするため、川崎駅以南・以北の地域別の目標値も掲載した。	上下水道局
2－4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょの耐震化率	59.7% （R2年度時点）	89.0%以上（R7年度時点）	66%	71.9%	77.6%	83.3%	避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょの耐震化完了延長／避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょの延長×100（%）	市内全域の重要な管きょのうち、避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょについては、大規模地震発生時においても特に下水道機能の確保が必要とされていることから、この指標により、取組の成果を測ることができる。	これまでの耐震化工事の整備実績等を踏まえ、R8（2026）までに完了させることを目標とし、第3期期間における整備対象管きょを定め（指標の目標値：89.0%以上）、取組を推進する。	上下水道局
2－4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合	45.5% （R2年時点）	47.6%以上（R7年時点）	42.4%	42.2%	43.5%	45.2% （速報値）	バイスタンダーによる心肺蘇生の実施（623 人）／救急現場における心肺停止状態の傷 病者（1,379 人）×100（%） ※バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のこと	心肺機能停止から一刻も早い救命処置が開始されることが、1 か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、心肺蘇生を実施できる市民救命士を養成することが重要である。そこで、実際の救急現場における心肺停止状態の傷病者に対し、バイスタンダーとして心肺蘇生を実施した市民の割合を指標として設定する。	救急現場において、バイスタンダーがいるか否か、心肺蘇生を実施できる環境であるかなど、環境的（人的）要因が大きいことから、目標値は計画策定時における過去5年間の心肺停止傷病者数の増加率（15 人／年）及びバイスタンダーによる心肺蘇生実施数の増加率（8人／年）から、今後の増加数を予測し、心肺蘇生実施率を設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※第1期、第2期の実績値がいずれも第3期の目標値を上回ったため、実施率への影響が大きく環境的（人的）要因が近い近隣6都市（東京都・さいたま市・千葉市・横浜市・相模原市・川崎市）のR2の平均値に目標値を変更 ・第3期：38.0→47.6%	消防局
2－5	被災地域における疾病・感染症等の大規模発生、新たな感染症の感染拡大	予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率	第1期97.6% 第2期94.4% （R1年度時点）	第1期：98.6% 第2期：95%（R7年度時点）	第1期：96.9% 第2期：93.8%	第1期99.1％ 第2期93.6%	第1期98.2% 第2期92.2%	第1期96.9% 第2期91.6%	被接種者数／対象者数×100（%） 【第1期：1歳の間】 【第2期：小学校入学前の1年間】	感染症対策において、予防接種は極めて大きな役割を果たすものであり、そのためには、予防接種により国民全体の免疫水準を維持することが必要であり、社会全体として一定の接種率を確保することが重要である。特に、麻しん及び風しんについては、排除（海外から持ち込まれたウイルス以外での患者の発生がない状態）達成及び排除状態の維持のため、予防接種を推進する必要があることから、接種率を指標とすることで取組の成果を測ることができる。	「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、第1期・第2期それぞれの接種率が 95%以上とすることを目標と定められていることから、これを基本としつつ、既に高水準に達している第1期については、現状を維持することを目標とする。	健康福祉局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	**令和6年度実績**	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
2－6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生	老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合	39.7% （R3年度時点）	80%以上（R7年度時点）	40%	44.3%	48.3%	52.9%	「築年数20年以下（H25時点）の学校施設数（40 施設）＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設（52 施設）」／全学校施設（174 施設）【R6年度時点】 「築年数20年以下（H25時点）の学校施設数（40 施設）＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設（44 施設）」／全学校施設（174 施設）【R5年度時点】 「築年数20年以下（H25時点）の学校施設数（40 施設）＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設（37 施設）」／全学校施設（174 施設）【R4年度時点】 「築年数20年以下（H25時点）の学校施設数（40 施設）＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設（29 施設）」／全学校施設（174 施設）【R3年度時点】	安全で快適な学習環境を実現する上で大きな部分を占める、老朽化対策、普通教室やトイレなど教育環境の質的改善、環境対策をあわせて行う再生整備の進捗状況を把握することで、教育環境の改善の成果を測ることができる。	「学校施設長期保全計画」に基づく、第1期取組期間（H26（2014 から概ね 10 年間）での再生整備着手によって、教育環境の改善を図ることを目標とする。	教育委員会事務局
2－6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所運営会議を開催している避難所の割合	68.2% （R2年度時点）	90%以上（R7年度時点）	61%	77%	93%	95%	避難所運営会議開催か所数／ 避難所数 × 100（%）	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症等の影響により会議が開催できず、開催率が落ちている。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、感染症対策を行いながら、開催率の増加をめざす。	危機管理本部
4－1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	デジタル無線機の整備進捗率	82.5% （R1年度時点）	100% （R4年11月時点）	99%	100%	100% （令和4年度事業完了）	100% （令和4年度事業完了）	（デジタル化済みの戸別受信機・屋外受信機の設置数）／（全戸別受信機・屋外受信機の設置数）× 100[%]	大規模災害発生時において、通信インフラの機能停止によりテレビ、ラジオ放送等が中断された場合でも、自営の通信網により必要な避難情報等を市民に伝達することが重要であり、無線機のデジタル化率を把握することにより、情報伝達手段の整備状況を測ることができる。	令和4年11月がアナログ式無線機の使用期限となっていることから、それまでに全ての戸別受信機・屋外受信機のデジタル化を完了させる。	危機管理本部
4－2	必要な情報収集・発信の不備・遅延等により、住民の避難行動や救助が遅れる事態	全庁的な図上訓練や研修・講座の実施数	4回 （R1年度時点）	毎年5回	5回	9回	5回	7回	全庁的な図上訓練や職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図るために行う研修等の実施回数	職員一人ひとりの災害対応能力の向上を図り、大規模災害発生時に災害対策本部における活動を的確かつ効率的に実施するため、平時から図上訓練や研修・講座を継続的に実施しており、この指標により取組の成果を図ることができる。	継続して実施することにより効果を上げる風水害・震災の図上訓練や本部事務局員向けの研修のほかに、必要に応じて対応する訓練や研修等を含めて、年間5種類以上の実施を目指す。	危機管理本部
5－1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下	生産緑地地区の新規指定面積	13,690㎡ （R1年時点）	毎年12,000㎡以上	14,260㎡	17,500㎡	8,220㎡	4,330㎡	年度における生産緑地地区の新規指定実績	生産緑地制度は、市民生活に対し多面的な機能を果たす都市農地を、都市計画上の地域地区である生産緑地（300 ㎡以上/か所）に指定し、営農継続の支援のため固定資産税の減額等を行うものである。市内農地が減少する中、新規指定により生産緑地面積の維持を図ることが、保全・活用の取組として重要であることから、指標として新規指定面積を設定する。	市街化区域内農地面積の7割を既に生産緑地として指定している状況の中、計画策定時の新規指定面積を目標値とし、生産緑地面積の維持を図ることを目指す。	経済労働局
5－1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下	農業用水利施設等の重大事故件数	0件 （R1年時点）	毎年度0件	0件	0件	0件	0件	農業用水利施設の施設管理委託及び施設管理者による実績報告	農業振興地域等の農業用施設や行政財産は耐久年数を越え老朽化が進んでいることから、計画的に補修することで、安全に配慮した適切な管理の取組の成果を測ることができる。	今後も計画的に施設の修繕を実施し、引き続き、農業用施設等による重大事故の防止を目指す。	経済労働局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	**令和6年度実績**	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
5－3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	内部浮き蓋付特定屋外タンクの新基準の適合率	56.6% （R1年度末）	100% （R5年度末） ※R5年度中が適合期限	70.4%	83.6%	100%	100% （令和5年度事業完了）	新基準適合済みタンク（61基）／新基準適合対象タンク（61基）×100%	令和5年度内に新基準への適合が必要となる内部浮き蓋付特定屋外タンクの総数に占める基準適合タンクの割合を把握することで、早期基準適合に向けた該当事業所への指導成果が確認できる。	基準未適合タンク（残り18基）を保有する4事業所に基準適合改修計画の調査を行い、令和4年度中に11基、令和5年度中に7基の改修工事が終了することを確認している。 事前調査で期限内に該当タンクすべてが基準に適合（100%）することを確認しているが、講習会や立入検査等の機会を利用し、引き続き早期基準適合を指導していく。	消防局
5－4	海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響	耐震強化岸壁の整備率	20% （R1年度時点）	20% （R7年度時点）	20%	20%	20%	20%	耐震強化岸壁数（1施設）/全数（5施設）×100（%）	耐震強化岸壁等の整備は、大規模災害時における緊急物資等の輸送機能を確保のために重要であり、整備率の進捗を把握することで取組の成果を図ることができる。	港湾計画に位置付けられた当該5施設について、順次整備を行う。 ※第3期実施計画策定時、目標値の指標変更 （40%→20%）	港湾局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	**令和6年度実績**	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
5－5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	道路斜面等の要対策箇所の耐震化率（対象3箇所）	75%（R2年度時点）	100%（R7年度時点）	75%	100%	100%（令和4年度事業完了）	100%（令和4年度事業完了）	対策済み箇所／道路防災総点検において抽出された要対策箇所	要対策箇所において、対策を実施することにより道路斜面等の安全性を向上させる。	災害に強いまちづくりを進めるため、道路斜面等の対策を進め、100%（R7末時点）を目標とする。 ※道路整備プログラム策定時、対象箇所の変更 （対象4箇所⇒対象3箇所）	建設緑政局
5－5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	都市計画道路進捗率（都市計画道路の計画延長（305km）に対する整備済延長の割合）	68.1%（R1年度時点）	71%（R7年度時点）	69%	68.8%	68.9%	68.0%	都市計画道路の完成延長（約211km）／都市計画道路の計画延長（約310km）×100（%）	都市計画道路の整備は、経済活動を支える重要な都市基盤であり、その進捗率の変化を見ることで、道路ネットワーク整備の取組の成果を測ることができる。	道路整備プログラムに基づき、着実な道路ネットワークの構築が求められる中、都市計画道路の進捗率については、計画策定時における過去7年間の平均的な整備水準を維持していくことを今後もめざす。	建設緑政局
5－5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	緊急輸送道路の整備（緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合）	84.5%（R1年度時点）	88%（R7年度時点）	85%	85.1%	85.1%	84.3%	緊急輸送道路の整備済延長（約（180.367km）／緊急輸送道路の計画延長（約213.900km）×100（%）	緊急輸送道路は、災害発生時の被災者の避難及び救難・救助や物資などの輸送等広範な応急活動を円滑に行うための路線であり、拡幅と併せて行う電線共同溝も含めた整備率の変化を見ることで、災害時における対応力を強化するための取組の成果を測ることができる。	災害時における対応力の強化が求められる中、緊急輸送道路における都市計画道路の整備率については、計画策定時における過去7年間の平均的な整備水準を維持していくことを今後もめざす。	建設緑政局
5－5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	道路の無電柱化整備延長 ※道路延長ベース	38km（R1年度時点）	47km（R7年度時点）	39km	40km	41km	42km	—	無電柱化は安全で快適な歩行空間の確保や都市防災機能の向上等に資する取組であり、整備延長を把握することで、無電柱化の取組の成果を把握することができる。	緊急輸送道路等の道路新設や拡幅整備に併せて無電柱化施設の整備を進め、令和7年度までに無電柱化整備延長47km（※道路延長ベース）を目指す。	建設緑政局
5－5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	JR南武線連続立体交差事業に係る用地買収の進捗率	－	25%以上（R7年度時点）	0%	0%	0%	0%	取得済用地面積/取得予定用地面積（約 35,000㎡）×100（%）	連続立体交差事業に係る用地取得の進捗率の変化を見ることで、連続立体交差事業の取組の成果を測ることができる。	高架化工事に必要な用地の内、8割を事業着手から5年で取得することにより早期に工事着手することをめざす。	建設緑政局
5－5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	道路施設の健全度（5年以内に補修や修繕が不要な道路施設の割合）	92%（R2年度時点）	98%以上（R7年度時点）	92%	96%	97%	98%	平成30年度において5年以内に補修や修繕が不要な道路施設数（852）/道路施設総数（868）×100（%） ※「橋りょう長寿命化修繕計画」及び「道路維持修繕計画」の道路施設が対象 （R6（2024）年度末）	道路施設の計画的な維持・修繕を実施し、施設の健全度率を把握することにより、修繕の取組の成果を測ることができる。	各道路施設に対して法令に基づく点検を実施し、補修や修繕が不要と判断される施設を段階的に増加させることで、安全・快適に利用できるまちをめざす。	建設緑政局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	**令和6年度実績**	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
5－5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	地籍調査等で得た道路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載した累計点数	－	58,000点以上（R7年度時点）	令和4年度より取組開始	19,000点	11,870点（累計30,870点）	14,000点（累計44,870点）	道水路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載した点数の実績値	復元性の高い測地成果 2011 による道水路等の座標値データのシステム搭載の進捗により、道路の効率的な管理や災害時の復旧に寄与する取組の成果を測ることができる。	測地成果2011の基準で計測した道水路等の座標値について、年間 14,500 点以上をシステムに搭載することで、道路等の効率的な管理や災害時に早期に復旧できるまちをめざす。	建設緑政局
5－5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	不法占拠解消の累計件数	523件（R2年度時点）	970件以上（R7年度時点）	572件	617件	658件	710件	不法占拠解消の実績値（参考：R7(2025)年3月末時点の不法占拠件数 1,264件）	本市が管理する道路、河川、水路には、正当な権利がなく家屋や工作物等が占有し、行政財産本来の用途を妨げられている場所があるため、この不法占拠の解消を図ることで、誰もが安全、快適に道路を利用できるための取組の成果を測ることができる。	不法占拠対策の取組強化としてH23からの集中的な除去指導の実施により、解消件数が増加している。これまでの水準（年間80件程度）の維持をめざす。	建設緑政局
6－1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電施設）や都市ガス供給、石油、LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	市域の再生可能エネルギー導入量	20.5万kW（R2年度）	24.3万kW以上（R6年度時点）	20.5万kW（R2年度）	21.2万kW（R3年度）	21.7万kW（R4年度）	23.6万kW（R5年度）	国が公表している固定価格買取制度における導入量などから把握	市域にどれだけの再生可能エネルギー設備が導入されたか把握することで、脱炭素化に向けた再生可能エネルギー導入の取組成果を測ることができる。	地球温暖化対策推進基本計画の改定に伴い、同計画の個別目標として、R12までに市域の再生可能エネルギー導入量33 万 kW 以上の導入を位置づける見込であることを踏まえ、第3期における目標値を設定。再生可能エネルギー導入量の算定結果は、1年遅れで公表されるため、各期の指標の目標年次は、各期の末時点で把握できる1年前の年次を示している。	環境局
8－2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	地域包括ケアシステムの考え方の理解度	9.2 %（R3年度時点）	42.0 %以上（R7年度時点）	9.2%	9.2 %（R3年度時点）	10.6%	10.6%（R5年度時点）	市民アンケート（無作為抽出 3,000人）の「地域包括ケアシステムの内容を知っており、具体的にどのように行動したらよいか分かっている」と答えた人の割合	多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくるためには、地域において、将来のあるべき姿についての合意形成がなされるとともに、それを実現するための地域包括ケアシステムの必要性や考え方が地域全体で共有されることが必要であり、「理解度」を問うことで、取組の成果を測ることができる。 ※ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいかが分かっていることとしている。	H24に実施した第3回地域福祉実態調査において、H15に設置された「保健福祉センター」の認知度が70%となっている。「地域包括ケアシステム」についても、地域包括ケアシステム推進ビジョン策定時（H27年3月）を起点として、その後の取組により、10 年後にこれと同程度の一般化（認知度 70%）をめざしつつ、そのうち半数以上（6割）の市民が理解している（何をすべきかまで知っている）状況が、地域包括ケアシステムを持続可能なしくみとしていくために必要と考え、10年後の目標値を42%とする。	健康福祉局
8－2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	民生委員児童委員の充足率	83.1%（R2年度時点）	98.2 %以上（R8年度時点）	83%	82.5%	82.0%	81.3%	民生委員児童委員現員数／民生委員児童委員定員数×100（%）	地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進める中で、民生委員児童委員は、地域福祉の重要な担い手であり、その充足率の向上は、地域での支え合いのしくみづくりに大きく貢献することから、これを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	全国平均や政令指定都市平均を大きく下回っている現状があるため、段階的に政令指定都市平均（97.2%（H26））を超える水準まで改善していくことを目標とする。	健康福祉局
8－2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	町内会や市民活動など、地域での活動に参加している市民の割合	24.7%（R1年度時点）	40%以上（R7年度時点）	21.5%	21.5%（R3年度時点）	25.4%	25.4%（R5年度時点）	川崎市総合計画における川崎市民の生活意識や市政に対する意識調査（市在住の満18歳以上3,000人を対象に実施）	地域における人と人の多様なつながりの機会を増やしていくことで、顔の見える関係づくりや、日頃から地域で助け合う関係づくりが進み、災害時の支え合いへとつながる。地域活動へ参加する市民の割合の推移を見ることで、地域でのつながり創出を後押しする取組の成果を測ることができる。	「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（H31年3月）に基づき、市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくりを進め、令和7年度までに4割以上の市民が何らかの地域活動に参加していることをめざす。	市民文化局
8－2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	町内会・自治会加入率	58.4%（R3年度時点）	64%以上（R7年度時点）	58.4%	57.7%	56.9%	55.9%	町内会・自治会加入世帯数（435,080 世帯）／総世帯数（779,004 世 帯）×100（%）	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、市民同士の地域における支え合いの中心としてコミュニティ形成の核となる地縁組織である町内会・自治会の活動を支援しており、その加入率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	人口の増加が続く中、これまでの町内会・自治会の加入率の中長期的な漸減傾向に歯止めをかけ、総合計画策定時（平成27年度）の加入率を維持していくことをめざし、目標値を設定する。	市民文化局

リスクシナリオ	リスクシナリオ名称	業績指標名	現状値	目標値	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	**令和6年度実績**	①指標の算出方法	②指標の考え方	③目標値の考え方	所管局
8－2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしていると回答した児童生徒の割合	45.0%（R3年度：小6）31.2%（R3年度：中3）	60.0%以上（R7年度：小6） 40.0%以上（R7年度：中3）	45.0%（R3年度：小6）31.2%（R3年度：中3）	41.1%（R4年度：小6） 27.1%（R4年度：中3）	47.5%（R5年度：小6） 27.7%（R4年度：中3）	なし ※全国学力・学習状況調査で業績指標としている質問の項目が削除されたため、算出不可	市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値	教職員が、保護者や地域と連携して教育活動を行うことにより、地域に開かれた、地域と共に歩む学校づくりが推進され、結果として児童生徒の地域への帰属意識、地域の一員としての自覚が高まる。そのため、地域の行事に参加する児童生徒の割合の変化を見ることで、よりよい学習活動を実現するための取組の成果を測ることができる。	地域差の大きい設問であり、本市に限らず都心部では数値が低い傾向にある。そのため、当面の目標として現状の神奈川県の平均値（小6：60.9%、中3：36.9%）に近づくことをめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症による地域行事の影響を考慮して目標値を変更 ・第3期：34.0→40.0%（中3）	教育委員会事務局
8－5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	地籍調査進捗率	11% （R1年度時点）	12% （R7年度時点）	11.5%	11.6%	11.7%	12.0%	調査済面積等（16.65k㎡）／対象調査面積（全市域138.7k㎡）×100%	地籍調査事業（土地所有者や土地境界などの調査及び地籍測量等）を推進することにより、大規模災害からの復旧・復興の迅速化に向けた取組の成果を図ることができる。	国土調査法に基づき地籍の明確化を図るため、土地境界等の調査・測量を実施し、調査済面積等を広げ、震災等から復元が容易に可能となる境界標の座標値情報等を整備することで災害復旧・復興に強いまちづくりをめざす。 なお、国・県からの補助金を受けての事業のため、市単独では進められないが、今後も今までの水準は維持し推進していく。	建設緑政局

計画期間の進捗状況を踏まえた今後の方向性や課題等について

資料5

・令和６年度評価においては、令和３年度から令和７年度の計画期間のうち、令和６年度までの進捗状況を踏まえ、主に重点事業について、業績指標も参考にしながら今後の方向性や課題等を抽出した。

・これらについては、解決に向けた取組の検討を進め、令和７年度末に策定する次期かわさき強靱化計画への反映を検討していく。

今後の方向性や課題等（主なもの） ※「かわさき強靱化計画の改定に向けた方向性について」（令和6年11月 総務委員会資料）の「改定に向けた視点」に基づき整理

１　現計画の取組状況を踏まえた見直し・改善

No.	事業名	今後の方向性や課題等
重点1	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	・「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和7年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率98%を目指します。また、耐震化を取り巻く状況を整理した上で、令和7年度末に耐震改修促進計画を改定し、住宅の耐震化のさらなる促進に向け取り組んでいきます。
重点以外3	避難場所等の確保	・令和6年能登半島地震で生じた課題を踏まえ、避難する場所に捉われず、人に対する支援体制の構築を検討する必要があります。 ・在宅避難の啓発をさらに進めるとともに、地域からの意見等も踏まえながら、物資や情報の提供など在宅避難者に対する支援策の検討を進める必要があります。
重点11	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・若年層を中心に、幅広い対象者への効果的な防災情報の周知に向け、さらなるペーパレス化の取組やデジタルコンテンツの効果的な展開を検討します。 ・ぼうさい出前講座の開催、市政だより区版での広報、各種研修・訓練等を実施し、地域住民の防災行動につながるよう、引き続き、防災啓発や防災意識の向上を図ります。
重点28	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	・発災時に、地域の方々との連携による避難所運営が円滑に行われるよう、地域ごとの避難所運営会議及び避難所開設訓練の実施に向け、各区と連携し支援を行うとともに、こうした取組を継続することで会議・訓練の実施率の向上を図る必要があります。 ・各助成制度のさらなる周知による活用の拡大や補助項目の拡充などにより、地域防災力の向上を図る必要があります。 ・自主防災組織からは、組織の高齢化、固定化、担い手不足などの課題も挙げられていることから、自主防災組織に加え、民間事業者や地域で活動する団体など多様な主体との連携による裾野の拡大を図っていく必要があります。

計画期間の進捗状況を踏まえた今後の方向性や課題等について

1　現計画の取組状況を踏まえた見直し・改善（続き）

No.	事業名	今後の方向性や課題等
重点12	地域における主体的な防災まちづくりの支援	・人口減少や地域でのつながりの希薄化などから、災害時の共助による対応力の低下が懸念されており、地域の特性に応じて地区居住者等が作成する地区防災計画制度の周知や、地域で活動する団体との連携など、担い手の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

2　国の基本計画（国土強靱化基本計画）等の改正の反映

No.	事業名	今後の方向性や課題等
重点20	災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	・高齢化の進展による災害時要援護者の増加や、市民アンケートなどで市民の共助意識の低下がみられることなどから、デジタルコンテンツの作成、啓発冊子の配布、ぼうさい出前講座などにより、市民の共助の重要性や支援制度の内容、マイタイムラインの周知を図り、災害時の適切な避難行動等につながるよう啓発を進めるとともに、現状の災害時要援護者避難支援制度と個別避難計画についての整合を図りながら、その違いを含め、分かりやすい周知に取り組む必要があります。
重点18	関係機関等と連携した訓練の実施	・近年、自然災害が激甚化・複合化する傾向があり、本市のみでの災害対応には限界があることから、総合防災訓練などの様々な主体が参加する訓練を実施し、職員の対応能力向上、九都県市をはじめとした他都市や防災関係機関とのさらなる連携など体制の強化を図る必要があります。
重点以外27	災害時協定等に基づく受援体制の確保	・令和6年能登半島地震での課題等を踏まえ、発災時に円滑な支援が受けられるよう、医療救護・福祉、物資の調達など、様々な分野で民間事業者、関係団体、他都市との連携を推進するとともに、協定締結団体と平時から関係性を構築し、連絡体制、支援の実施方法等を明確にするなど、協定の実効性確保に向けた取組を進めていく必要があります。
重点11	市民の防災意識等の向上の取組の推進【再掲】	・若年層を中心に、幅広い対象者への効果的な防災情報の周知に向け、さらなるペーパレス化の取組やデジタルコンテンツの効果的な展開を検討します。 ・ぼうさい出前講座の開催、市政だより区版での広報、各種研修・訓練等を実施し、地域住民の防災行動につながるよう、引き続き、防災啓発や防災意識の向上を図ります。

計画期間の進捗状況を踏まえた今後の方向性や課題等について

３　近年の災害（令和６年能登半島地震等）を踏まえた取組の検討

No.	事業名	今後の方向性や課題等
重点以外 47	避難所運営体制の整備・強化	・令和6年能登半島地震での課題等を踏まえ、避難所のトイレ環境の確保や体育館空調の整備、避難者の属性・健康状態等に配慮した備蓄物資の拡充等、避難所の生活環境等の改善を図る必要があり、避難所へのマンホールトイレの整備に向けた基礎調査の実施や、空調設備の早期設置のための整備方針の策定を進めているところです。
重点 31	避難施設としての学校施設の機能強化	・築年数の古い学校では排水設備や給食室等の老朽化が進んでおり、今後、設備再生により改修を行うに当たって、必要な工事期間や効率的で効果的な整備手法を検討していく必要があります。 ・体育館等への空調設備の早期設置のための整備方針の策定を進めているところです。
重点 34	水道管路の耐震化	・災害時の水道の供給停止を避けるため、これまで重要施設への供給ルートなどの耐震化を進めており、引き続き、更新時期を迎えた配水管の計画的な更新・耐震化を推進するとともに、令和5年度に設定した消防署・警察署等の新たな重要施設への供給ルートの更新・耐震化を進める必要があります。
重点 37	下水道の管きょ・施設の耐震化	・上下水道事業中期計画の計画期間が令和7年度で終了するため、次期計画の策定にあたり、管きょの耐震化や施設の耐震補強、再構築に合わせた耐震化の推進など、計画的かつ効率的な下水道施設の地震対策を推進していく必要があります。
重点 36	市重要施設の電力・燃料対策の推進	・ガソリンスタンドが減少傾向にある中、大規模災害時には燃料供給が困難になることが想定されます。本市ではこれまで神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会の開催や訓練等を行うなど取組を進めてきましたが、エネルギー供給の停止時においても迅速かつ円滑に重要施設等への燃料供給を行うため県やライフライン事業者との連携や自家発電の稼働時間が短い施設への燃料備蓄に向けた検討、地域での再生可能エネルギーの導入の推進など、様々な視点で取組を検討していく必要があります。

今後の予定

令和７年

８月２８日
- ○ （本日）総務委員会【令和６年度評価結果の報告】
- ○ 評価結果の公表

１１月上・中旬
- ○ 川崎市国土強靭化地域計画推進会議
- ○ 総務委員会【次期計画素案の報告】
- ○ パブリックコメント手続

令和８年

１月下旬
- ○ 川崎市国土強靭化地域計画推進会議

２月中旬
- ○ 総務委員会【次期計画案の報告】

３月下旬
- ○ 川崎市国土強靭化地域計画推進会議【次期計画の決定】

かわさき強靭化計画の改定に向けた方向性について

＜参考資料1＞
令和6年11月 総務委員会資料 抜粋

1 概 要

・かわさき強靭化計画は、令和７年度に計画の最終年度を迎えることから、川崎市総合計画第４期実施計画（令和８年度～）等との整合を図りながら計画の改定作業を進める

2 改定に向けた視点

（１）現計画の取組状況を踏まえた見直し・改善

ア　事業の見直しや新たな課題等の抽出
⇒庁舎等の防災機能強化、建築物の耐震化の推進、在宅での避難者等への対応の検討、効率的・効果的な防災情報発信に向けた検討、自主防災組織の取組支援の拡充　等

イ　指標等の活用による、より効率的・効果的な進捗管理の検討

（２）国の基本計画（国土強靭化基本計画）等の改正の反映　※「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」の「新たな施策の柱」に追加された事項等

ア　地域における防災力の一層の強化による地域力の発揮
⇒避難生活における災害関連死の最大限防止、地元企業や NPO 等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上、男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応の推進　等

イ　デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化
⇒被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタルを最大限活用　等

（３）近年の災害（令和６年能登半島地震等）を踏まえた取組の検討

ア　被災地の情報収集及び進入方策　⇒システムの運用強化、道路情報の一元化、道路啓開の取組推進　等

イ　避難所運営等　⇒トイレ対策の推進、備蓄物資の運用改善、被災者支援の取組強化、人的受援体制の強化　等

ウ　物資調達・輸送　⇒物資輸送体制の整備、協定事業者等との訓練等を通じた運用の強化　等

※　計画期間等は第４期実施計画と整合を図りつつ、脆弱性評価等において、30年程度先の本市の姿も意識した内容を検討

3 今後の進め方

令和６年	９～12月	かわさき強靭化計画 改定の考え方の調整
令和７年	１～３月	脆弱性評価、推進方針等の調整
	４～11月	改定素案の調整　⇒（11月）報告
	12月	パブリックコメント手続
令和８年	２月	計画案報告
	３月	かわさき強靭化計画改定

防災関係機関等からの意見聴取（随時）を検討

<参考資料２>
重点 No.2　民間の特定建築物の耐震化
重点 No.42 緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化

令和6年度　事務事業評価シート

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名			政策体系別計画の記載
	10103010	特定建築物耐震対策事業			有
担　当	組織コード	所属名			
	505600	まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課			
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)
	平成20年度	—		補助・助成金	—
実施形態	☑ 市が直接実施　☑ 一部委託　☐ 全部委託・指定管理　☐ ボランティア等との協働　☐ その他				
実施根拠	☐ 国・県の制度　☑ 国・県の制度＋市独自の制度　☐ 市独自の制度				
（法令・要綱等）	建築物の耐震改修の促進に関する法律等				
総合計画と連携する計画等	かわさき強靭化計画,防災都市づくり基本計画,耐震改修促進計画,住宅基本計画,総合都市交通計画				
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性	11 住み続けられるまちづくりを	11.5	耐震化の重要性の意識啓発や耐震改修等の費用の一部助成などを実施し、特定建築物の耐震化を促進することで、地震発生時の特定建築物の倒壊による死者や被災者数を低減させます。		
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目		課題名		

予決算（単位：千円）

年度		R4年度		R5年度			R6年度			R7年度		
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額
事業費 A		145,673	71,776	155,673	166,285	36,109	145,673	157,625	48,461	145,673	96,995	
財源内訳	国庫支出金	78,823	–	83,123	89,764	–	78,823	84,454	–	78,823	51,685	–
	市債	0	–	0	0	–	0	0	–	0	0	–
	その他特財	21,095	–	21,095	23,623	–	21,095	30,814	–	21,095	18,661	–
	一般財源	45,755	–	51,455	52,898	–	45,755	42,357	–	45,755	26,649	–
人件費※ B		21,060	21,060	20,886	20,886	20,886	21,055	21,055	21,055	0	0	0
総コスト(A+B)		166,733	92,836	176,559	187,171	56,995	166,728	178,680	69,516	145,673	96,995	0
人工（単位：人）		2.5		2.45			2.45					

※　人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計　画　（Plan）

政策体系	政　策：災害から生命を守る 施　策：まち全体の総合的な耐震化の推進 直接目標：地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす
事業の対象（事業の対象となる人、物）	昭和56年以前に建築された特定建築物の所有者等
事業の目的（対象をどのような状態にしたいか）	特定建築物の耐震対策を行うことで、地震発生時の特定建築物の倒壊による市民の被害低減を図ります。
事業の内容（どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか）	耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震改修等の費用の一部を助成することで、特定建築物の耐震化を促進します。
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①「耐震改修促進計画」に基づく災害に強いまちづくりの推進、計画改定に向けた調査・検討 ②特定建築物の耐震診断・耐震改修等の促進（耐震診断：1件、耐震設計：2件、耐震改修等：4件） ③特定建築物の耐震化の意識啓発や知識の普及、助成制度の周知（防災イベント等出展回数：年5回以上）
当初計画からの変更箇所（第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組）	

実施結果　（Do）

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度	4　1. 目標を大きく上回って達成　2. 目標を上回って達成　3. ほぼ目標どおり　4. 目標を下回った　5. 目標を大きく下回った
取組内容の実績等（上記に掲げた取組内容に対し、「数値等でより具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載）	目標を下回りました。 ①耐震改修促進計画に基づく取組の推進については、耐震診断後、様々な事情により耐震化に踏み出せない所有者等に対する個別周知や相談対応を行うとともに、各種助成制度を活用し、耐震化を促進しました。また、令和7年度に予定している計画の改定に向けては、これまでの取組の効果検証や他都市の取組の調査等を行い、改定の方向性について検討しました。 ②耐震診断・耐震改修等の促進については、所有者の相続や入居するテナントとの調整の難航により、次年度に申請することとなったケース（診断1件、除却2件）があったことなどから目標を下回りましたが、専門家派遣を通じて建物の状況に応じて改修の必要性を働きかけるなどにより、耐震設計は目標どおり2件の助成を行いました。今後は、所有者の個別の事情等も踏まえてより一層丁寧に働きかけを行っていくなど目標達成できるよう取組を進めていきます。 ③耐震化の意識啓発や助成制度の周知については、防災イベント等で所有者以外にも幅広く取組を周知するパネルを新たに作成して説明するなど、周知方法を工夫しながら5回実施しました。

指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標　（指標の説明）		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	活動指標	防災イベント等を活用した助成制度の周知活動の実施		目標	5	5	5	5	回
		説明	耐震化の啓発や助成制度の周知のために、川崎市総合防災訓練や各区の防災フェア等防災イベントに参加し、周知活動を行う件数	実績	7	7	5		
2	成果指標	耐震診断費用の一部助成の実施		目標	1	1	1	1	件
		説明	特定建築物等に対する耐震診断費用の一部助成等の実施件数	実績	4	1	0		
3	成果指標	耐震設計費用の一部助成の実施		目標	2	2	2	2	件
		説明	特定建築物等に対する耐震設計費用の一部助成の実施件数	実績	1	0	2		

4	成果指標	耐震改修費用等の一部助成の実施 説明：特定建築物等に対する耐震改修費用の一部助成の実施件数	目標	4	4	4	4	件
			実績	7	6	1		

評　価（Check）

事業を取り巻く社会環境の変化 （国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など）	平成25年の耐震改修促進法の改正により一定規模以上の特定建築物の耐震診断が義務化され、令和3年12月の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の改正により、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け建築物をおおむね解消することを目標と定めるなど、特定建築物について早急な耐震化への取組が求められています。
事業の見直し・改善内容	☑ 実施　（直近）　R　4　年度　　☐ 未実施
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載	R4年度：申請者の負担軽減等を図るため、申請者は改修費用等から助成金を除いた金額をのみを施工者等に支払い、市は施工者等に助成金を直接支払うことが可能となる代理受領制度を導入し、申請者が助成金の受領方法を選択できるよう改善しました。 R3年度：Logoフォームによる手続きを導入して、より利用しやすい制度へと改善を行いました。 R2年度：さらなる耐震化の促進とより利用しやすい制度とするため、耐震診断義務付け建築物について、R3年度からは新たに除却への助成を行うとともに、段階的な耐震改修についても助成対象としました。あわせて、これまで建築士を派遣し耐震診断実施を促すものについて、R3年度からは耐震化に向けた働きかけや相談対応を行うものに見直し、耐震化への相談体制を強化しました。

評価項目		評価	
必要性	**【市民のニーズ】** 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？	a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？	a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	令和6年能登半島地震を受けて耐震対策への市民の関心は高まっているところであり、本市に最大の被害をもたらすと考えられる川崎市直下の地震等への対応が必要であることから、周知啓発等を行い、より一層耐震化の促進に向けて取り組む必要があります。	
有効性	**【成果】** 活動結果（活動指標等）に対し事業の成果（成果指標等）は順調に上がっているか？	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	c
	評価の理由	耐震診断費用等の一部助成と耐震改修費用等の一部助成については、所有者の相続や入居するテナントとの調整の難航により実施に至らなかったケースもあり、目標件数に達しませんでした。沿道建築物には、区分所有による建物が多く、所有者等が耐震化に前向きであっても合意形成が困難であることが目標未達成の大きな要因と考えていますが、耐震化の重要性の普及啓発や耐震助成制度は特定建築物の耐震化の推進に一定程度寄与しており、引き続き取組を推進します。	
効率性	**【民間の活用】** 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	c
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか？	a. 可能性はない b. 可能性はある	a
	【質の向上】 事業を適正な（過小でも、過大でもない）規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部（職員・組織）の質の向上を図ることができる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	耐震診断義務付け建築物の所有者に対する専門家派遣業務については既に委託を行っていますが、個々の事情に応じてより丁寧に働きかけを行うなどにより、更なる市民サービス向上を見込める可能性があります。	

	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
施策への貢献度	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	B	耐震診断、耐震改修等については目標件数に至りませんでしたが、沿道建築物1件については、次年度の耐震診断実施時期の詳細な調整を進めるとともに、沿道建築物3件については、所有者のスケジュール上の都合等により助成制度は使われなかったものの耐震性が不足する建物の除却等が行われるなど、着実に特定建築物の耐震化を進めたことから、施策に一定程度貢献しています。

改　善（Action）

	方向性区分		実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の方向性
今後の事業の方向性	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止 Ⅵ. 事業終了	Ⅱ	助成制度等の周知や沿道建築物の所有者等への個別の事情に応じた働きかけを行うことで、特定建築物の耐震化のさらなる促進に向け取り組んでいきます。 なお、耐震診断等の費用の一部助成、耐震改修等費用の一部助成の実施については、専門家派遣や市職員による電話や訪問等により一層丁寧に働きかけるとともに、沿道建築物における区分所有者間や所有者と借家人、テナント間での合意形成の円滑化に向けて、耐震改修促進計画の改定を捉えて取組の充実を図るなど、目標を達成できるよう取組を強化していきます。

第3期実施計画に記載されている次年度の取組内容		①「耐震改修促進計画」に基づく災害に強いまちづくりの推進、計画の改定 ②特定建築物の耐震診断・耐震改修等の促進（耐震診断：1件、耐震設計：2件、耐震改修等：4件） ③特定建築物の耐震化の意識啓発や知識の普及、助成制度の周知（防災イベント等出展回数：年5回以上）
今後の事業の方向性を踏まえた次年度の取組内容の変更箇所	**変更箇所** （上記計画上の記載に対する変更箇所）	
	変更の理由	

<参考資料２>
重点 No.９ 老朽化擁壁等の倒壊防止（助成等）

令和6年度　事務事業評価シート

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名			政策体系別計画の記載
	10103050	宅地防災対策事業			有
担　当	組織コード	所属名			
	509450	まちづくり局指導部宅地企画指導課			
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1（市民サービス等）	分類2（内部事務）
	—	—		補助・助成金	—
実施形態	☑ 市が直接実施　☐ 一部委託　☐ 全部委託・指定管理　☐ ボランティア等との協働　☑ その他				
実施根拠	☑ 国・県の制度　☐ 国・県の制度＋市独自の制度　☑ 市独自の制度				
（法令・要綱等）	川崎市宅地防災工事助成金交付要綱				
総合計画と連携する計画等	かわさき強靭化計画,防災都市づくり基本計画,耐震改修促進計画,住宅基本計画				
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性	11 住み続けられるまちづくりを	11.5	大規模盛土造成地について、滑動崩落による被害の軽減に向けた調査等を着実に実施します。また、崖地について、土砂災害に関する周知・啓発及び擁壁改修に向けた支援を効果的に行うことにより、宅地の防災性向上を図ります。		
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目		課題名		

予決算（単位：千円）

年度		R4年度		R5年度			R6年度			R7年度		
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額
事業費 A		31,779	28,061	25,014	73,847	61,015	22,360	63,413	62,088	22,360	21,018	
財源内訳	国庫支出金	15,889	－	12,507	36,299	－	10,970	31,530	－	10,970	10,148	－
	市債	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	その他特財	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	一般財源	15,890	－	12,507	37,548	－	11,390	31,883	－	11,390	10,870	－
人件費※ B		26,030	26,030	26,342	26,342	26,342	26,555	26,555	26,555	0	0	0
総コスト(A+B)		57,809	54,091	51,356	100,189	87,357	48,915	89,968	88,643	22,360	21,018	0
人工（単位：人）		3.09		3.09			3.09					

※　人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計　画（Plan）

政策体系	政　策：災害から生命を守る 施　策：まち全体の総合的な耐震化の推進 直接目標：地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす
事業の対象（事業の対象となる人、物）	国の定める大規模盛土造成地に該当する区域、所有する崖の防災対策工事を実施する市民等
事業の目的（対象をどのような状態にしたいか）	宅地の防災対策を実施又は支援することで、地震発生時の市民の被害低減を図ります。
事業の内容（どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか）	大規模盛土造成地における経過観察を実施するとともに、擁壁改修等の宅地防災工事に対する助成、専門家団体等と連携した崖の相談支援事業を行うことにより、宅地の耐震化を推進します。また、市域内の崖を広範囲かつ継続的に観測することを目指し、衛星等の新たな技術を活用した崖の変動観測の取組を推進します。
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①大規模盛土造成地の経過観察方針を踏まえた経過観察の実施 ②宅地防災工事に対する一部助成の実施（助成件数：6件） ③専門家団体等と連携した相談支援事業の検証結果を踏まえた取組の推進 ④ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施（啓発活動：2回） ⑤衛星等の新たな技術を活用した崖の観測に関する取組の検証
当初計画からの変更箇所（第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組）	

実施結果（Do）

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度	3	1. 目標を大きく上回って達成　4. 目標を下回った 2. 目標を上回って達成　5. 目標を大きく下回った 3. ほぼ目標どおり
取組内容の実績等（上記に掲げた取組内容に対し、「数値等でより具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載）	ほぼ目標どおり達成できました。 ①大規模盛土造成地において「川崎市大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」に基づき、目視による経過観察を実施しました。 ②宅地防災工事に対する一部助成について5件実施しました。なお、助成金の活用に向けた相談は約20件あり、擁壁の改修等に向けた取組は進捗しました。また、相談支援事業や啓発活動において対応した案件が助成に結びつく等、事業間の連携による成果が出ました。引き続き、様々な手法や機会を捉えた啓発活動を行い、制度の利用促進に努めます。 ③専門家団体等と連携した相談支援事業については、区役所において4回無料相談会を開催しました。また、昨年度のアンケート結果を受け、各区の自主防災組織の総会等において周知を行い、さらに要望があった自治会にお知らせを配布する等、周知の拡充を行いました。 ④宅地の防災対策等に関する啓発活動については5回行い、土砂災害警戒区域内の市民を中心に土砂災害への意識醸成に向けた取組を実施しました。また、土砂災害ハザードマップについては、スマートフォンアプリでの閲覧も可能とし、北部4区の防災イベント等において、多くの市民への啓発を行いました。 ⑤新たな技術を活用した崖の観測について、衛星SARの観測データを活用した崖の変動監視手法の確立に向けた取組を実施しました。	

指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標　（指標の説明）	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	活動指標	ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施回数	目標	2	2	2	2	回
		説明：助成金制度を活用した防災対策や土砂災害ハザードマップの活用方法に関する周知等を通じた市民の防災意識向上に資する啓発活動の実施回数	実績	6	5	5		
2	成果指標	宅地防災工事に対する一部助成の実施件数	目標	5	5	6	6	件
		説明：宅地の防災性向上に向けて、市民が対策工事を実施する際の工事費の一部助成の件数	実績	7	6	5		

評　価（Check）

事業を取り巻く社会環境の変化 （国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など）	近年、全国的に土砂災害による甚大な被害が発生していることから、土砂災害防止に向けた取組に対する市民の関心が高まっています。
事業の見直し・改善内容	☑ 実施　（直近）　H　27　年度　　☐ 未実施
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載	H27年度：宅地防災工事助成金制度について、既存の擁壁の築造替えを主な対象とした防災工事に加え、既存の擁壁の補修・補強を対象とした減災工事に対しても工事費の一部を助成することにより、市民が行う幅広い防災対策に対して支援できるよう制度を改定しました。

評価項目			評価	
必要性	**【市民のニーズ】** 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？		a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？		a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	熱海市で発生した土砂災害等を受けて、大雨等に伴う土砂災害への市民の関心は高く、大地震に対する予防施策等への関心も高い状況にあるため、これらの災害に対する防災施策に関しては、適切に進めていく必要があります。また、本事業は防災施策でも「公助」に位置づけられる取組です。		
有効性	**【成果】** 活動結果（活動指標等）に対し事業の成果（成果指標等）は順調に上がっているか？		a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	b
	評価の理由	今年度の取組内容の②、④は、市が主体となり実施するものであり、ほぼ目標を達成しています。なお、②は市民からの申請に応じて助成するもので、毎年の実績数に増減が生じますが、宅地防災に関する市民の関心が高まっていることから、確実に工事件数を積み上げており、徐々に成果は上がっています。		
効率性	**【民間の活用】** 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか？		a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な（過小でも、過大でもない）規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部（職員・組織）の質の向上を図ることができる余地があるか？		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	次年度においても、専門家と連携した相談支援事業を実施する予定であり、実施することにより、市民の崖・擁壁における不安を解消するとともに、適切に防災工事のつながるよう支援していきます。また、助成金制度についても、市民のニーズに合わせた取り扱いの変更等を検討していきます。		

	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
施策への貢献度	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	A	大規模盛土造成地の経過観察については、大規模盛土造成地の箇所数が全国でトップ3に入る本市において、全国的にも先進的に事業を進捗させています。宅地防災工事助成金制度についても、全国的に事例が少ない制度を独自に確立して運用していますが、市民からの申請に応じて助成するものであり、毎年の実績数に増減があるものの、崖・擁壁の改善は着実に進んでおり、施策に貢献しています。

改　善（Action）

	方向性区分		実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の方向性
今後の事業の方向性	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止 Ⅵ. 事業終了	Ⅱ	大規模盛土造成地の経過観察については、盛土規制法施行に伴う既存盛土調査と併せて大規模盛土造成地の経過観察を継続して行うことで、滑動崩落の兆候の早期把握をしていきます。崖崩れ対策としては、新技術である衛星を活用した崖の変動観測の取組手法を活用しながら事業を継続します。なお、宅地防災工事助成金制度については、適切に防災工事の実施につながるよう、市民向けの崖・擁壁の相談支援事業を進め、防災対策の啓発や制度の周知活動についても相談会参加者からのアンケート結果を踏まえた工夫を加えるなど、改善しながら継続して事業に取り組みます。

第3期実施計画に記載されている次年度の取組内容		①大規模盛土造成地の経過観察方針を踏まえた経過観察の実施 ②宅地防災工事に対する一部助成の実施（助成件数：6件） ③専門家団体等と連携した相談支援事業の検証結果を踏まえた取組の推進 ④ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施（啓発活動：2回） ⑤衛星等の新たな技術を活用した崖の観測に関する検証結果を踏まえた事業の推進
今後の事業の方向性を踏まえた次年度の取組内容の変更箇所	**変更箇所** （上記計画上の記載に対する変更箇所）	
	変更の理由	

<参考資料２>
重点 No.18 関係機関等と連携した訓練の実施

令和6年度　事務事業評価シート

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名	政策体系別計画の記載
	10101020	地域防災推進事業	有

担　当	組織コード	所属名
	601200	危機管理本部危機対策部

実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)
	—	—		イベント等	—

実施形態	☐ 市が直接実施　☑ 一部委託　☐ 全部委託・指定管理　☐ ボランティア等との協働　☐ その他
実施根拠	☐ 国・県の制度　☐ 国・県の制度＋市独自の制度　☑ 市独自の制度
（法令・要綱等）	川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱、川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱、川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱、川崎市ぼうさい出前講座実施要綱　等
総合計画と連携する計画等	かわさき強靱化計画,国際施策推進プラン,地域福祉計画,消費者行政推進計画,緑の基本計画,人権施策推進基本計画,子どもの権利に関する行動計画,男女平等推進行動計画
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性	13 気候変動に具体的な対策を　13.1　自助・共助・公助の取組・連携を強化し、各主体の防災意識を醸成することにより、地域防災力の向上を目指すことで、自然災害に対する適応の能力を強化する。

行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目	課題名
	取組3（3）地域防災力の向上に向けた連携	1・地域防災力の向上に向けた取組の推進

予決算（単位：千円）	年度	R4年度		R5年度			R6年度			R7年度		
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額
	事業費 A	137,698	105,693	124,630	151,952	131,616	124,630	153,662	118,558	124,630	155,950	
財源内訳	国庫支出金	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	市債	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	その他特財	110	－	110	110	－	110	110	－	110	110	－
	一般財源	137,588	－	124,520	151,842	－	124,520	153,552	－	124,520	155,840	－
	人件費※ B	190,382	190,382	212,614	212,614	212,614	209,006	209,006	209,006	0	0	0
	総コスト(A+B)	328,080	296,075	337,244	364,566	344,230	333,636	362,668	327,564	124,630	155,950	0
人工（単位：人）		22.6		24.94			24.32					

※　人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計　画　（Plan）

政策体系	政　策	災害から生命を守る
	施　策	災害・危機事象に備える対策の推進
	直接目標	災害発生時の被害や生活への影響を減らす

事業の対象（事業の対象となる人、物）	市民、災害時要援護者、自主防災組織、企業、災害対応関係機関、防災関係機関など
事業の目的（対象をどのような状態にしたいか）	自助、共助、公助それぞれの面で防災意識や災害時の対応力の向上を図り、本市の防災力を強化します。
事業の内容（どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか）	啓発冊子の作成や防災に関する講座、防災訓練などを開催するとともに、避難所運営会議の開催や自主防災組織の活動を支援します。
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①自主防災組織等への支援の実施 ②避難所運営体制の強化（会議開催数：150回以上、訓練開催数：90回以上） ③多様な広報媒体による防災啓発の実施 ④感染症と自然災害の複合化対策の推進 ⑤地域に根差した防災協力事業所制度の推進（区ごとの研修会等：7回以上） ⑥総合防災訓練等の実施と検証を通じた地域防災体制の充実 ⑦職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進（全庁的な図上訓練、研修等：5回以上）
当初計画からの変更箇所（第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組）	

実施結果　（Do）

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度	3	1. 目標を大きく上回って達成　2. 目標を上回って達成　3. ほぼ目標どおり　4. 目標を下回った　5. 目標を大きく下回った
取組内容の実績等（上記に掲げた取組内容に対し、「数値等でより具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載）	ほぼ目標どおり達成できました。 ①自主防災組織に対する資器材の購入補助や活動助成の実施、リーダー等養成研修の開催などの活動支援を行いました。 ②避難所運営会議開催割合（R5 93.2%→R6 95.4%）及び訓練数(R5 123回→R6 164回)ともに昨年度より増加し、目標値を上回りました。 ③昨年度から継続して「フェーズフリー」についての概念を啓発するとともに、親子向けのこども防災塾を新たな手法で開催するなど、地域と連携した啓発を実施しました。また、市内大学へのリーフレットの配布やフロンターレと連携した取組など、若年世代の防災意識向上に向けた取組を進めました。 ④子ども向け動画や防災マガジンを作成するなど、多様な広報媒体による啓発に取り組みました。 ⑤市の防災施策の共有及び風水害発生時の行動や各事業所の取組について認識を深めることにより、市と防災協力事業所の協力関係を強化することを目的に、防災協力事業所情報交換会を対面で各区1回、オンラインで2回の計9回開催しました。 ⑥市総合防災訓練は、地域における自助・共助、市各局区をはじめ警察・自衛隊による公助、様々な関係機関が参加する被災者支援活動、さらに発災後のトイレ対策等について取り組むこととしておりましたが、台風10号の影響により中止となりました。 　各区の総合防災訓練は、選挙や台風の影響で中止があった多摩区・麻生区でそれぞれ1回、その他の区ではそれぞれ2回実施し、避難所運営会議・地域住民等による実践的な訓練を取り入れ、地域防災力の向上を図りました。 ⑦全庁的な図上訓練については、参集訓練、震災図上訓練をそれぞれ1回実施しました。その他の研修は、本部事務局員・調整員研修、避難所運営支援要員研修、避難所運営要員研修をそれぞれ1回実施し、職員の防災意識の向上を図りました。

指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標　（指標の説明）		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	避難所運営会議を開催している避難所の割合		目標	71	80	85.2	90	%
		説明	各避難所毎に自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議について、全避難所数に対して実施した避難所数の割合	実績	77.3	93.2	95.4		

2	成果指標	避難所を知っている人の割合	目標	—	55.9	—	60	%
		説明 市民アンケート（無作為抽出3,000人）の避難所の確認を行っている人の割合	実績	—	44.3	-		
3	成果指標	避難所運営会議における訓練数	目標	65	80	90	100	回
		説明 地域における自主防災組織等が実施する避難所開設訓練等の実施数	実績	105	123	164		
4	成果指標	家庭内備蓄を行っている人の割合	目標	—	63.7	—	65	%
		説明 市民アンケート（無作為抽出3,000人）の家庭内備蓄（食料・飲料水）を行っている人の割合	実績	—	63.2	-		
5	成果指標	震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合	目標	—	56.4	—	60	%
		説明 市民アンケート（無作為抽出3,000人）の震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合	実績	—	47.3	-		
6	活動指標	防災協力事業所に対する研修会の実施数	目標	7	7	7	7	回
		説明 防災協力事業所のさらなる防災意識の向上や地域との連携強化を目的として開催する研修会の実施数	実績	7	9	9		
7	成果指標	地域で実施する会議・訓練等への防災協力事業所の参加数	目標	30	35	40	45	社
		説明 平常時から地域と交流を深め、災害時はできる範囲内で防災活動に協力し、被害の軽減や地域生活の早期復旧のため貢献していただく防災協力事業所が、地域で実施する会議・訓練等への参加した数	実績	60	92	78		
8	活動指標	全庁的な図上訓練や研修・講座の実施数	目標	5	5	5	5	件
		説明 災害対策本部における市の災害対策活動について的確かつ効率的に把握・指揮・運用できることを目的とした図上訓練や職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図るために行う研修等の実施回数	実績	9	5	5		

評　価（Check）

事業を取り巻く社会環境の変化 （国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など）	首都直下地震の発生や台風、土砂災害等の風水害のリスクは依然として高く、市民、地域、行政の様々な主体で防災力の向上に向けた取組が必要となっています。
事業の見直し・改善内容	☑ 実施　（直近） R 6 年度　　☐ 未実施
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載	R6年度：各区の自主防災組織の実情を把握し、地域で避難所運営等に携わる新たな人員の確保に向けた取組として、自主防災組織リーダー等養成研修の中で、平時の避難所運営会議等に携わらない民生委員・児童委員やPTA等に対して、避難所運営における多様性への配慮や発災初動期のトイレの使用方法等をテーマに、避難所運営を知っていただく研修を実施しました。 R5年度：本庁舎への移転の機会を捉え、各区役所で実施していた自主防災組織リーダー等養成研修の手法等を改善し、本庁舎会議室を発災現場として見立て、情報収集や災害対応等を体験していただくことにより、地域での情報の必要性や活用方法を学ぶことを目的とした、地域防災力の向上に向けた研修を実施しました。 R4年度：全区で防災協力事業所情報交換会を実施し、地域との連携強化のため、改めて本制度の考え方を説明するとともに、登録事業者同士の日ごろの取組や考え方について情報交換を行いました。 R3年度：コロナ禍での地域防災力の向上に向けて、「つながる」を共通テーマとして、タブロイド版防災広報紙の配布や備えるフェスタ等のイベントを実施しました。防災協力事業所に関する取組では、市と事業所との連絡体制を構築し、台風や各区の防災訓練の情報等を提供しました。 R2年度：コロナ禍における災害対応の必要性などを踏まえ、タブロイド版防災広報誌を作成し、市立学校や保育園、本市施設等を通じて迅速に配布しました。防災協力事業所の研修会を初めて各区ごとに開催するとともに、オンラインでも同時配信し、ニーズの把握や風水害での協力体制の確認を行いました。 R1年度：令和元年東日本台風への対応を踏まえ、市内全戸を対象としたタブロイド版防災広報誌を作成するとともに、総合防災訓練では幸区で全避難所を開設し物資輸送を行う訓練等を行いました。 H30年度：洪水ハザードマップを折り込んだタブロイド版防災広報誌を全戸配布するとともに、インターネット地図情報サイト「ガイドマップかわさき」に洪水ハザードマップを掲載し、地域のリスクと適切な避難行動について啓発を行いました。 H29年度：総合防災訓練について、地域防災力の更なる強化のため、地域住民を主体とした各区の総合防災訓練を年2回実施することとしました。 H27年度：総合防災訓練について、地域で活動する災害ボランティアバイク隊などを新たに参加機関に加えました。 H27年度：総合防災訓練について、さらなる水害被害の軽減を目的として水圧体験や水防訓練の内容を充実させました。

評価項目			評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？		a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？		a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	平常時から、避難所運営について検討や開設訓練を実施するため、地域における重要な防災の担い手である自主防災組織に対し、継続して支援・育成に努める必要があります。また、地域防災力の重要な担い手である事業所に対して、平時から関係性を構築する必要があります。		
有効性	【成果】 活動結果（活動指標等）に対し事業の成果（成果指標等）は順調に上がっているか？		a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	b
	評価の理由	避難所運営会議の開催割合（（R4年度：77.3%⇒R5年度：93.2%⇒R6年度：95.4%）や避難所運営会議における訓練数（（R4年度：105回⇒R5年度：123回⇒R6年度：164回）は増加しています。		
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか？		a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な（過小でも、過大でもない）規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部（職員・組織）の質の向上を図ることができる余地があるか？		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	・地域防災力の強化にあたり、自主防災組織、事業所、学校等の多様な関係者との連携が不可欠であり、関係者間の合意形成が必要となることから、行政が施策を推進する必要があります。 ・より多くの市民の防災意識を高めるため、様々な広報媒体の活用や多くの人の目を引くような広報内容の工夫など、効果的な手法について検討していきます。 ・全職員の防災対策に関する意識の向上を図り、発災時における対応力を向上させることで、被害低減につなげていきます。		

施策への貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	A	避難所運営会議や自主防災組織リーダー等養成研修などの機会を通じ、発災時の避難所運営での課題の確認や情報共有を行い、意見交換・検討を進めました。また、子ども向け動画や防災マガジンを作成するなど、多様な広報媒体による啓発を進めるとともに、防災協力事業所情報交換会では、各事業所が風水害発生時の行動イメージを改めて検討する契機として、日頃の取組や考え方を確認するとともに、意見交換を通じて市と防災協力事業所との関係強化を図りました。さらに、各区で行われる訓練や会議等について、防災協力事業所に情報を共有しながら参加を促すなど、地域の連携強化に寄与しました。

改　善（Action）

今後の事業の方向性	方向性区分		実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の方向性
	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止 Ⅵ. 事業終了	Ⅱ	避難所運営会議や訓練等の開催数については、コロナ禍以降引き続き増加傾向がみられました。さらなる市民・事業所・行政の協働による地域防災体制の充実に向けて、令和7年度以降も継続して、自主防災組織への支援強化、防災協力事業所との関係性の強化を図るなど、地域の防災力強化に向けた取組を推進していきます。また、ターゲットを意識した啓発を進めるとともに、多様な主体の方々と、地域防災力の向上に係る相互理解の促進に継続的に取り組んでいきます。

第3期実施計画に記載されている次年度の取組内容		①自主防災組織等への支援の実施 ②避難所運営体制の強化（会議開催数：150回以上、訓練開催数：90回以上） ③多様な広報媒体による防災啓発の実施 ④感染症と自然災害の複合化対策の推進 ⑤地域に根差した防災協力事業所制度の推進（区ごとの研修会等：7回以上） ⑥総合防災訓練等の実施と検証を通じた地域防災体制の充実 ⑦職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進（全庁的な図上訓練、研修等：5回以上）
今後の事業の方向性を踏まえた次年度の取組内容の変更箇所	変更箇所 （上記計画上の記載に対する変更箇所）	
	変更の理由	

<参考資料２>
重点以外 No.12 消防団員の確保・充実

令和6年度　事務事業評価シート

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名			政策体系別計画の記載
	10104060	消防団関係事業			有
担　当	組織コード	所属名			
	841100	消防局総務部庶務課			
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)
	—	—		その他	—
実施形態	☑ 市が直接実施　☐ 一部委託　☐ 全部委託・指定管理　☐ ボランティア等との協働　☐ その他				
実施根拠	☑ 国・県の制度　☐ 国・県の制度＋市独自の制度　☐ 市独自の制度				
（法令・要綱等）	消防組織法、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律				
総合計画と連携する計画等	かわさき強靭化計画				
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性	13 気候変動に具体的な対策を	13.1	消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るとともに、発生が危惧される風水害や首都直下地震などの大規模災害への備えを強化していきます。		
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目		課題名		
	取組3（3）地域防災力の向上に向けた連携		9・消防団を中核とした地域防災力の充実・強化		

予決算（単位：千円）

年度		R4年度		R5年度			R6年度			R7年度		
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額
事業費 A		232,706	211,503	232,681	234,559	228,221	235,152	232,284	228,118	234,579	233,134	
財源内訳	国庫支出金	0	－	0	1,874	－	0	0	－	0	0	－
	市債	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	その他特財	34,766	－	34,766	35,805	－	34,766	34,645	－	34,766	35,648	－
	一般財源	197,940	－	197,915	196,880	－	200,386	197,639	－	199,813	197,486	－
人件費※ B		56,441	56,441	52,429	52,429	52,429	55,002	55,002	55,002	0	0	0
総コスト(A+B)		289,147	267,944	285,110	286,988	280,650	290,154	287,286	283,120	234,579	233,134	0
人工（単位：人）		6.7		6.15			6.4					

※　人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計　画（Plan）

政策体系	政　策	災害から生命を守る
	施　策	消防力の総合的な強化
	直接目標	消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る
事業の対象（事業の対象となる人、物）	消防団	
事業の目的（対象をどのような状態にしたいか）	消防団員を確保し地域防災力の向上を図ることで、火災・風水害等における災害から市民の生命・身体・財産を守ります。	
事業の内容（どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか）	消防団員の確保及び必要な資器材や個人装備品の整備など消防団活動の充実・強化を図るとともに、処遇改善や各種訓練を実施することで、災害対応力の向上を図ります。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①消防団員アンケートの検証・分析結果に基づく団員確保対策の推進 ②各種イベント等を活用した若年層への広報活動の充実 ③消防団応援事業所制度及び学生消防団員活動認証制度の周知 ④処遇改善に向けた取組 ⑤消防隊と連携した各種訓練等の実施及び必要な資器材や個人装備品の配備	
当初計画からの変更箇所（第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組）		

実施結果（Do）

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度	4	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った

取組内容の実績等
（上記に掲げた取組内容に対し、「**数値等でより具体的に実績を示すことができる取組**」、又は「**未達成部分**」若しくは「**より達成できた部分**」を記載）

目標を下回りました。
①消防団員アンケートの検証・分析結果に基づく団員確保対策の推進については、入団時及び退団時に実施しているアンケートのうち、令和6年度の結果は次のとおりでした。
・入団の主な要因：団員・会社・知人・家族からの紹介50%、地域貢献26%
・退団の主な要因：仕事との両立が困難15%、家庭の事情・健康上の理由9%、住居の移転6%
当該結果は、例年と同様の傾向でした。また、入団者の年齢も若年層が少ない傾向も例年と同様に継続していることを踏まえて、各消防団で団員の募集活動について検討し、勧誘活動及びSNSによる情報発信を実施しました。また、退団する団員に対しても、機能別団員としての残留、休団制度の活用について説明しました。
このような団員確保対策を推進した結果は次のとおりです。
入団112人【男性91人・女性21人】（基本団員84人：うち学生団員15人、機能別団員28人）
退団96人【男性83人・女性13人】（基本団員80人：うち学生団員8人、機能別団員16人）

②各種イベント等を活用した若年層への広報活動の充実については、SNSを活用した消防団による消防団活動、消防団員募集等の情報発信、年末年始における川崎大師平間寺内のスクリーン及びアゼリアビジョンでの消防団員募集動画の放映、新聞折り込みチラシへ消防団員募集広告の掲載、川崎鶴見臨港バス車両へ消防団員募集シールの貼付、専修大学学園祭、かわさき市民祭り等各種イベントにおける消防団員募集広報、著名人を一日消防団長とした消防団員募集イベントの開催等により、若年層を中心とした幅広い世代への広報活動を展開し消防団活動の認知度向上を図りました。
③消防団応援事業所制度及び学生消防団員活動認証制度の周知については、消防団応援事業所の登録数の拡大に向け市内の事業所に制度の周知を図り4事業所が新たに登録され113事業所となりました。また、学生消防団員活動認証制度及び消防団員募集広報について専修大学に周知をしました。
④処遇改善に向けた取組については、市操法大会の負担軽減策として、すべての消防団が参加していた状況を各消防団の判断により参加ができるよう運営方法の見直しを図り、消防団員の負担軽減を図りました。
⑤消防隊と連携した各種訓練等の実施及び必要な資器材や個人装備品の配備については、水防訓練、火災防ぎょ訓練等を27回、可搬ポンプメーカー職員が講師となり可搬ポンプ取扱研修を2回実施するとともに、ISO基準に適合した上下式防火衣80着を整備しました。
※成果指標である充足率の目標が達成できなかった理由としては、ここ数年一定数の入団者を確保しているものの、退団者が入団者以上となる状況が継続していたことによるものです。
　一方で、令和6年度の退団者数は昨年よりも多い96人でしたが、入団者数は、前年度を上回る112人の入団者があり2年連続で増加しています。入団者数は上昇傾向であり、これまで消防局、消防署及び消防団が連携して地道に消防団員募集活動を継続してきた成果であると考えられます。今後もこれらの取組を継続するとともに、消防団員からも意見を聴取しながら消防団員確保に向けた取組を推進します。

指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標 （指標の説明）		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	消防団員数の充足率		目標	84.2	87.2	90.2	93	%
		説明	条例定員(1,345人)に対する現団員数の割合（取組年度の翌年度の4月1日時点の消防団員数を基準） 令和2年度　1,092人（令和3年4月1日現在）（81.2%） 令和3年度　1,067人（令和4年4月1日現在）（79.3%） 令和4年度　1,059人（令和5年4月1日現在）（78.7%） 令和5年度　1,055人（令和6年4月1日現在）（78.4%） 令和6年度　1,071人（令和7年4月1日現在）（79.6%）	実績	78.7	78.4	79.6		
2	成果指標	消防団協力事業所数		目標	164以上	164以上	164以上	164以上	箇所
		説明	従業員の入団、福利厚生、訓練場所等の提供など、消防団に積極的に協力する事業所の数（累計）	実績	165	167	191		
3	成果指標	消防団応援事業所数		目標	104以上	106以上	108以上	110以上	箇所
		説明	消防団員に福利厚生面を提供し、積極的に応援している事業所の数	実績	106	109	113		

評　価（Check）

事業を取り巻く社会環境の変化 （国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など）	平成元年には全国で約100万人いた消防団員が、「消防団の組織概要等に関する調査（令和6年度）の結果」によると令和6年4月1日現在、約74万7千人（対前年比約▲1万6千人）と、依然として減少しております。一方で、本市の入団者数については、入団促進に向けて重点的に取り組んできた女性団員や機能別団員の増加等に伴い、2年連続で増加となっております。この状況を鑑み、平成25年12月に公布施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」及び令和4年12月23日に発出された「消防庁長官通知（地域防災力の中核となる消防団の充実強化に向けた取組事項について）」に基づき、消防団員の確保はもとより、処遇改善や装備品等の充実強化を図る必要があります。
事業の見直し・改善内容	☑ 実施　（直近）　R　6　年度　　☐ 未実施
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載	R6年度：操法大会の運営方法を各消防団の判断で参加ができるように見直し 退職報償金の支給区分に勤務年数35年以上の区分を追加 R5年度：休団事務処理規程の改正、休団期間の延長を新たに追加 R4年度：年額報酬を階級に応じた額に改定、出動報酬の新設及び報酬等の直接支給を開始 R2年度：消防団員の年額報酬を22,000円から36,500円に増額 活動範囲を限定した機能別団員の制度を導入 H27年度：消防団員の年報酬額を21,000円から22,000円に増額 H26年度：2時間を超える災害出場及び4時間を超える市主催の訓練参加には3,500円の加給措置

評価項目			評価	
必要性	**【市民のニーズ】** 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？		a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？		a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であるとともに、常備消防との連携の下、消防・防災活動を幅広く担っており、特に大規模災害時は消防団が地域の即応体制上重要な役割を担っています。このことから、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」及び「消防庁長官通知（地域防災力の中核となる消防団の充実強化に向けた取組事項について）」に基づき消防団の充実強化を図るため事業・取組等を強力に推進していく必要があります。		
有効性	**【成果】** 活動結果（活動指標等）に対し事業の成果（成果指標等）は順調に上がっているか？		a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	b
	評価の理由	成果指標である「消防団員数の充足率」は、令和6年度は、79.6%となり、昨年度（令和5年度78.4%）と比較して増加しており、令和5年度の入団者数を上回る112人の方が入団したことから、消防団活動への理解と消防団員等の地域における地道な勧誘活動により一定の効果が出ているものと考えています。また、「消防団協力事業所数」「消防団応援事業所数」については、目標を達成しており成果は上がっています。		
効率性	**【民間の活用】** 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	a
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか？		a. 可能性はない b. 可能性はある	a
	【質の向上】 事業を適正な（過小でも、過大でもない）規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部（職員・組織）の質の向上を図ることができる余地があるか？		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	a
	評価の理由	消防団は、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関であり、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う非常勤特別職の地方公務員であるとともに、ボランティアとしての性格も有しているため、民間の活用等は困難であり現状を維持しながら事業を推進します。		

	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
施策への貢献度	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	B	消防団員の確保対策として、消防局、消防署及び消防団が連携し積極的な入団促進の各種取組を展開したことにより、昨年度の入団者数を上回る112人の入団があったほか、消防団協力事業所及び消防団応援事業所数は目標を達成していることから、施策への一定程度の貢献があったものと考えています。

改　善（Action）

	方向性区分		実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の方向性
今後の事業の方向性	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止 Ⅵ. 事業終了	Ⅱ	消防団員確保のため、若年層を中心とした幅広い世代に対して、消防団の活動内容や魅力をSNS、ホームページ等効果的な広報媒体を活用して積極的に発信するとともに、消防団員からの意見等を踏まえ、消防団員の確保対策や活動環境の整備等について検討するなどし事業を推進していきます。

第3期実施計画に記載されている次年度の取組内容		①消防団員アンケートの検証・分析結果に基づく団員確保対策の推進 ②各種イベント等を活用した若年層への広報活動の充実 ③消防団応援事業所制度及び学生消防団員活動認証制度の周知 ④処遇改善に向けた取組 ⑤消防隊と連携した各種訓練等の実施及び必要な資器材や個人装備品の配備
今後の事業の方向性を踏まえた次年度の取組内容の変更箇所	**変更箇所** （上記計画上の記載に対する変更箇所）	
	変更の理由	

<参考資料２>
重点以外 No. 71 生産緑地の指定の推進

令和6年度　事務事業評価シート

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名			政策体系別計画の記載
	30304010	農環境保全・活用事業			有
担　当	組織コード	所属名			
	286570	経済労働局都市農業振興センター農地課			
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)
	—	—		その他	—
実施形態	☑ 市が直接実施　☑ 一部委託　☐ 全部委託・指定管理　☑ ボランティア等との協働　☐ その他				
実施根拠	☐ 国・県の制度　☑ 国・県の制度＋市独自の制度　☐ 市独自の制度				
（法令・要綱等）	生産緑地法、川崎市生産緑地地区事務取扱要綱、川崎市市民防災農地登録実施要綱　等				
総合計画と連携する計画等	かわさき強靱化計画,都市計画マスタープラン,地球温暖化対策推進基本計画,大気・水環境計画,緑の基本計画,産業振興プラン,農業振興計画,デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン				
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性	15 陸の豊かさも守ろう	15.1	生産緑地地区指定を通し、都市農地の保全を図るとともに、里地里山・農業ボランティアの育成、グリーン・ツーリズムの普及・啓発を推進をすることによって、市民が積極的に農に触れ合える場を提供し、都市農地の保全に対する関心を高めてもらう。		
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目		課題名		

予決算（単位：千円）	年度	R4年度		R5年度			R6年度			R7年度		
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額
	事業費 A	18,883	15,559	18,883	23,327	19,414	18,883	16,276	16,232	18,883	16,215	
	財源内訳 国庫支出金	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	財源内訳 市債	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	財源内訳 その他特財	603	－	603	640	－	603	644	－	603	644	－
	財源内訳 一般財源	18,280	－	18,280	22,687	－	18,280	15,632	－	18,280	15,571	－
	人件費※ B	29,652	29,652	26,683	26,683	26,683	31,798	31,798	31,798	0	0	0
	総コスト(A+B)	48,535	45,211	45,566	50,010	46,097	50,681	48,074	48,030	18,883	16,215	0
人工（単位：人）		3.52		3.13			3.7					

※　人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計　画　（Plan）

政策体系	政　策	緑と水の豊かな環境をつくりだす
	施　策	農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進
	直接目標	多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する
事業の対象（事業の対象となる人、物）	市民、市内農業者、市内農地	
事業の目的（対象をどのような状態にしたいか）	都市農業を振興し多面的な農地の活用を行うことで、良好な農環境の保全と市民理解度の向上を図ります。	
事業の内容（どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか）	一定要件を満たす農地の生産緑地への追加指定や、大震災時の一時避難場所となる市民防災農地の登録を推進するとともに、遊休農地の解消・発生防止に係る啓発活動を行い、多面的な機能を持つ農地の保全を図ります。都市農業の振興を推進するため、大学や黒川地区農業者等との連携を図るほか、農業情報センターを拠点に市民が農業へ親しみ理解を深めるため、農業情報の発信等を行います。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①生産緑地、特定生産緑地制度の周知及び指定の推進（生産緑地地区新規指定面積：12,000㎡） ②遊休農地の利用意向調査結果を活用した農地集積の実施 ③関係機関等と連携した新たな担い手への貸借マッチングの実施（利用権設定等の集積面積：9.7ha以上） ④市民防災農地の登録の推進（登録数：8か所以上） ⑤里地里山ボランティア育成講座の開催 ⑥ホームページ等によるグリーンツーリズムの情報発信 ⑦農業情報センターを拠点としたイベント等の開催	
当初計画からの変更箇所（第3期実施計画に記載されている取組内容から**変更となる取組**）		

実施結果　（Do）

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度	4	1. 目標を大きく上回って達成　4. 目標を下回った 2. 目標を上回って達成　5. 目標を大きく下回った 3. ほぼ目標どおり
取組内容の実績等（上記に掲げた取組内容に対し、「**数値等でより具体的に実績を示すことができる取組**」、又は「**未達成部分**」若しくは「**より達成できた部分**」を記載）	目標を下回りました。 ①生産緑地の新規指定面積については、JAセレサ川崎と連携して制度周知などを進めましたが、指定開始後30年以上を経過していることと、市街化区域内農地の減少に伴い生産緑地の指定基準を満たす農地も減少していることから、4,330㎡となり、目標を達成できませんでした。今後は、JAセレサ川崎と連携し、貸借等の生産緑地の活用などと併せて制度周知を図るとともに、既存の生産緑地の保全・活用も推進していきます。 ②利用意向調査の結果を活用して2名2,181㎡の集積を行いました。 ③利用権の設定等の集積面積は、13.2haとなりました。 ④市民防災農地の登録については、JAセレサ川崎と連携し、19箇所を登録しました。 ⑤里地里山用利活用実績活動による人材育成を46回開催しました。 ⑥グリーンツーリズムのホームページのイベント情報を更新するなど、適切な情報発信に努めました。 ⑦大型農産物直売所「セレサモス」と連携して、農業情報センターを拠点とした農産物の収穫体験などのイベントを目標通り67回開催し、都市農業の理解促進に努めました。	

指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標　（指標の説明）	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	活動指標	里地里山・農業ボランティア育成講習の開催数	目標	45	45	45	45	回
	説明	里地里山等利活用実践活動による人材育成としての農業ボランティア育成講習の開催回数	実績	45	45	46		
2	活動指標	都市農業に関するイベント等の実施数	目標	52	52	52	52	回
	説明	大型農産物直売所「セレサモス」内の農業情報センターにおける、都市農業の振興に資するイベント等の実施回数	実績	60	52	67		

3	成果指標	生産緑地地区の新規指定面積 説明 新規で生産緑地の指定をした面積	目標	12,000	12,000	12,000	12,000	㎡
			実績	17,500	8,220	4,330		
4	成果指標	防災農地新規登録数 説明 新規で防災農地として登録した場所の数	目標	8	8	8	8	箇所
			実績	18	19	19		
5	成果指標	利用権設定等の集積面積 説明 利用権設定等の集積面積	目標	9.1	9.4	9.7	10	ha
			実績	11.3	11.5	13.2		

評　価（Check）

事業を取り巻く社会環境の変化 （国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など）	市内農地が減少を続ける中で、農業生産だけでなく、環境保全、景観形成、防災等、多面的機能を有する農地の保全・活用の必要性が高まっています。
事業の見直し・改善内容	☑ 実施　（直近）R 5 年度　　☐ 未実施
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載	R5年度：R6年度からの里地里山・農業ボランティア育成講習会の講習期間を、講習生の技術を更に上げて欲しいという受入先からの要望があったので、講習生の習熟度向上のための講習内容の見直し及び受け入れ団体との調整により、1年から2年へ変更しました。 R4年度：里地里山・農業ボランティア育成講習会の履修期間は2年間でしたが、R4年度から効率的なボランティア育成に向け、講習会の内容を見直し、1年間での集中的な履修体系に変更しました。 H30年度：生産緑地法の改正により創設された特定生産緑地の指定に向けて、関係部局と検討を行いました。 H29年度：生産緑地法の改正を踏まえ、生産緑地地区の指定面積の要件緩和や指定基準の見直し等関係部局と検討を重ね、制度改正を行いました。

評価項目		評価	
必要性	**【市民のニーズ】** 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？	a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？	a. 事例はない b. 事例がある	b
	評価の理由	「都市農業に関する意向調査」（農水省R5.10月調査）によると、都市住民の保全を求める意見が多数を占めているほか、環境保全、景観形成、防災等多面的な機能を有する農環境保全・活用事業のニーズは薄れていません。	
有効性	**【成果】** 活動結果（活動指標等）に対し事業の成果（成果指標等）は順調に上がっているか？	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	c
	評価の理由	イベントや、貸借により都市農地の役割、保全、活用の意識が高まる一方で、生産緑地に指定することで所有者は土地の売買ができなくなるなど個人財産の利用規制があり、指定に対し所有者の慎重な判断があること等から指定面積の大幅な増加は厳しくなっております。	
効率性	**【民間の活用】** 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	a
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか？	a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な（過小でも、過大でもない）規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部（職員・組織）の質の向上を図ることができる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	特定生産緑地の指定等、民間の活用が難しい事業もありますが、JAセレサ川崎等と連携し、事務手続きの見直しや事業の質を高める余地があると考えます。	

施策への貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	B	生産緑地及び特定生産緑地の指定の推進等により都市農地の保全が図られ、市民防災農地の登録、農業ボランティアの育成、都市農業に関するイベントの実施等により都市農地の活用が図られ、農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進に一定程度貢献しています。

改　善（Action）

今後の事業の方向性	方向性区分		実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の方向性
	Ⅰ. 現状のまま継続 Ⅱ. 改善しながら継続 Ⅲ. 事業規模拡大 Ⅳ. 事業規模縮小 Ⅴ. 事業廃止 Ⅵ. 事業終了	Ⅱ	生産緑地指定については、所有者の判断が慎重となる傾向があることから、生産緑地制度や、生産緑地貸借制度の周知を図るとともに、指定だけでなく既存の生産緑地の保全、活用も推進していきます。市民防災農地については、発災時の対応の検討を進めながら、新規防災農地の登録・推進を継続していきます。 里地里山・農業ボランティア育成講習については、今年度から講習内容等を見直し、履修期間を2年間に変更したところであり、受講生やボランティア受け入れ先の意見を確認しながら、講義内容の更なる充実に向けて取り組んでいきます。 都市農業に関するイベント等の実施については、収穫体験だけでなく、都市農業の情報発信の役割を担う場の提供や都市農業に対する理解促進に向け、開催方法の見直し、検討を行いながら継続して取り組んでまいります。

第3期実施計画に記載されている次年度の取組内容		①生産緑地、特定生産緑地制度の周知及び指定の推進（生産緑地地区新規指定面積：12,000㎡） ②遊休農地の利用意向調査結果を活用した農地集積の実施 ③関係機関等と連携した新たな担い手への貸借マッチングの実施（利用権設定等の集積面積：10.0ha以上） ④市民防災農地の登録の推進（登録数：8か所以上） ⑤里地里山ボランティア育成講座の開催 ⑥ホームページ等によるグリーンツーリズムの情報発信 ⑦農業情報センターを拠点としたイベント等の開催
今後の事業の方向性を踏まえた次年度の取組内容の変更箇所	**変更箇所** （上記計画上の記載に対する変更箇所）	
	変更の理由	